

SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)

追加型投信／内外／資産複合

【愛称】 資産配分おまかせくん

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月9日に関東財務局長に提出しており、2025年1月10日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

（愛称として「資産配分おまかせくん」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「おまかせ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 1 月 10 日から 2025 年 7 月 10 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱いますので、委託会社は販売会社としての役割も有します。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の

規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行うことにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

※以下、上記各マザーファンドを総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		

() 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、円短期金融資産)資産配分変更型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンドオブ・ファンズ	なし
--	------------	--	-------------	----

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…

「MR F 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

(2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…

「MR F 及び MMF の運営に関する規則」に定める MR F をいう。

(3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

(1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にク

レジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年3月31日	信託契約締結、設定、運用開始。
2015年2月27日	「スミセイ・DCバランスファンド（機動的資産配分型）」から「SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）」に名称を変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、そ

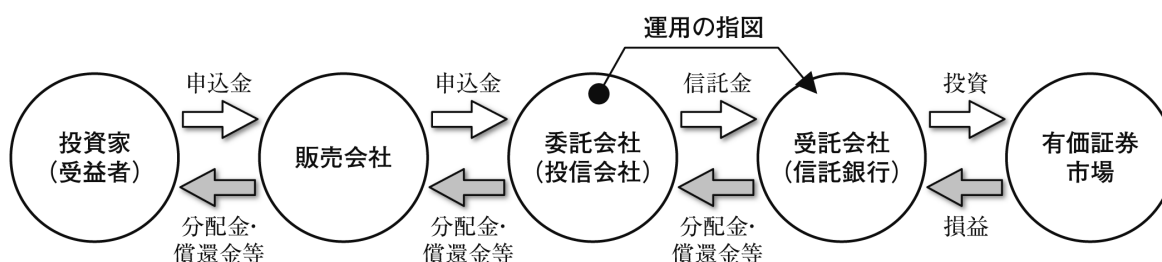
の業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※委託会社は販売会社としての役割も有します。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2024 年 10 月 31 日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

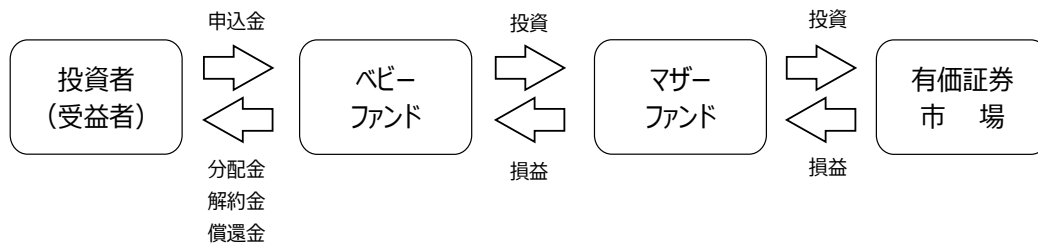
(2024 年 10 月 31 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0
--------------	-------------------	---------	-----

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資を行います。

国内株式	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
国内債券	国内債券パッシブ・マザーファンド
外国株式	外国株式インデックス・マザーファンド
外国債券	外国債券パッシブ・マザーファンド
短期金融資産	マネーインカム・マザーファンド

(ロ) 委託会社が独自に作成する基本資産配分に対し一定の許容変動幅内で機動的に資産配分を変更します。ファンドの基本資産配分ならびに各資産の許容変動幅

資産配分					
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
基本	20%	50%	10%	15%	5%
上限	35%	65%	25%	30%	20%
下限	5%	35%	0%	0%	0%

(注) 基本資産配分は、5年に一回程度検証を行い、必要であれば見直しを行います。

(ハ) 運用にあたっては、基本資産配分に基づいて、以下の指数を合成したベンチマークを上回る投資成果を目指します。

国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
TOPIX (東証株価指数、 配当込み)	NOMURA- BPI (総合)	MSCIコクサイ・イ ンデックス (配当込み、 円換算ベース)	FTSE世界国債 インデックス (除く日本、 円換算ベース)	無担保コール 翌日物
20%	50%	10%	15%	5%

(注) 基本資産配分の見直しに伴い見直しを行います。

(ニ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

□ 実際の運用は、各資産に投資する5つのマザーファンドへの投資を通じて行います（ファミリーファンド方式）。

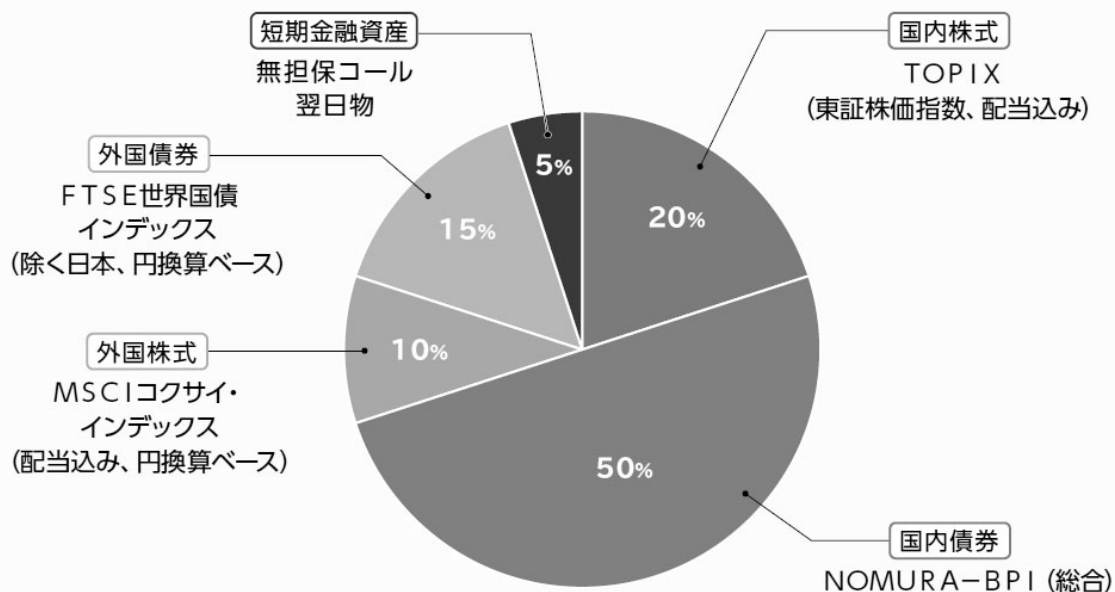
2 委託会社が独自に作成する基本資産配分に対し、一定の許容変動幅内で機動的に資産配分を変更します。

□ 基本資産配分は、5年に一回程度検証を行い、必要であれば見直しを行います。

[ファンドの基本資産配分ならびに各資産の許容変動幅]

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
基本資産配分	20%	50%	10%	15%	5%
変動幅	5～35%	35～65%	0～25%	0～30%	0～20%

3 運用にあたっては、基本資産配分に基づいて、以下の指数を合成したベンチマークを上回る投資成果を目指します。



※基本資産配分の見直しに伴い、ベンチマークの合成比率の見直しも行います。

4

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

□ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



※許容変動幅内で機動的に資産配分を変更するため、すべてのマザーファンドに投資するとは限りません。

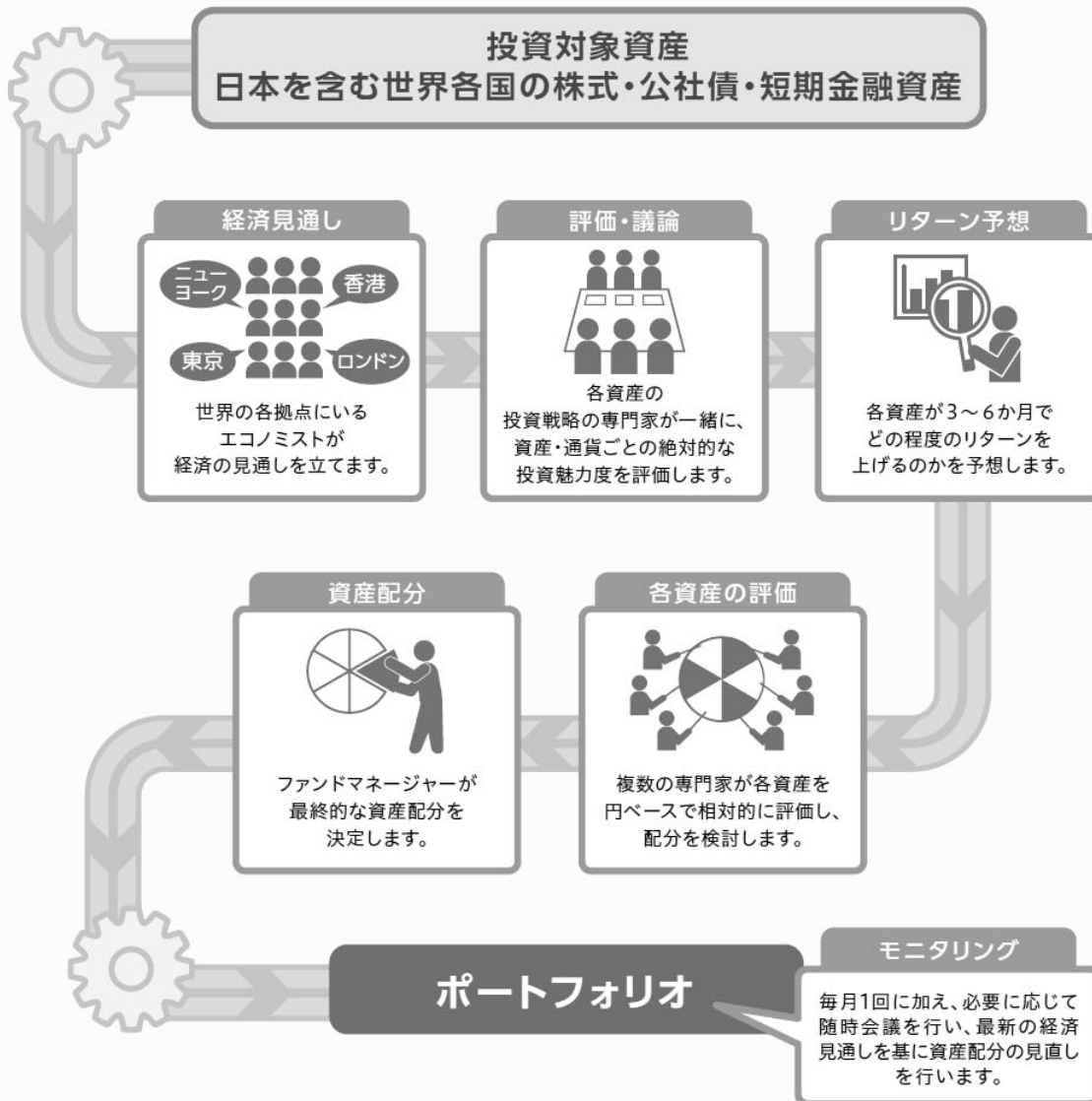
運用(資産配分)プロセス

Voice

運用担当者からのメッセージ

当ファンドは、株式や債券といった伝統的な資産に分散投資を行い、これから投資を始める方にとってわかりやすいしくみのファンドです。

また、愛称の「資産配分おまかせくん」の通り、市場の動きに合わせて資産配分比率を機動的に変更し、相場が上がるときにはその恩恵を受け、下がる時には損失を抑えることを目指しています。そのため、長期的な資産形成にご活用いただけるファンドです。



※上記は、投資者の皆さまに当ファンドの運用プロセスについてわかりやすくお伝えするため、専門用語等を言い換えたり、省略している場合があります。

※上記の運用プロセスは2024年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

各マザーファンドの投資方針等

▶ 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

- 主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- TOPIX（東証株価指数）採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法によりポートフォリオを構築します。

▶ 国内債券パッシブ・マザーファンド

- 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、デュレーション、満期構成、債券種別配分、事業債の格付け構成および業種を可能な限りNOMURA-BPI（総合）に近づけたポートフォリオを構築します。

▶ 外国株式インデックス・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法によりポートフォリオを構築します。

▶ 外国債券パッシブ・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、通貨配分、国別配分、デュレーション、満期構成等を可能な限りFTSE世界国債インデックス（除く日本）に近づけたポートフォリオを構築します。

▶ マネーインカム・マザーファンド

- 主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ（層）に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してポートフォリオを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入れ替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。

以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証

券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

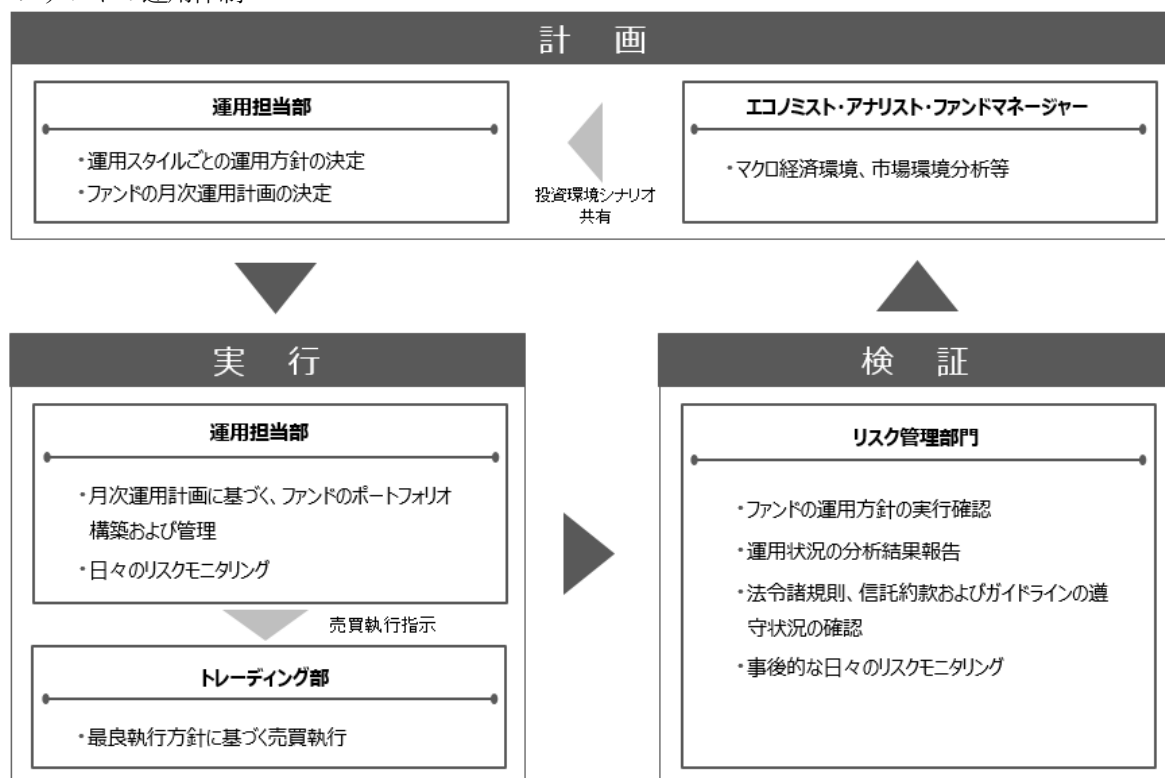
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎年1回（原則として4月13日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については、前記「（1）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ハ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産

の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡し取引および為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 10 号、第 13 号、第 18 号および第 19 号に掲げるものならびに短期社債等に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第 1 号から第 4 号に掲げるものに投資します。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

- (ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（国内債券パッシブ・マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ハ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第 1 号から第 21 号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現

現する目的以外には利用しません。

(外国株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第5号、第10号から第21号に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動き

に連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(マネーインカム・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

ロ 投資態度

(イ) 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

(ロ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市

場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

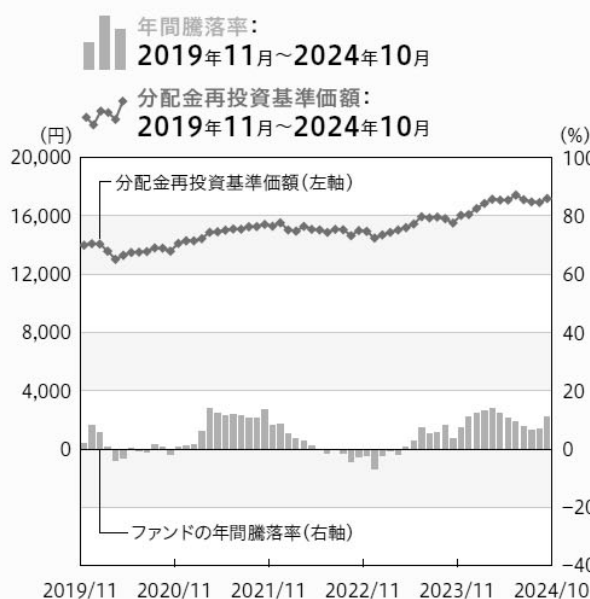
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

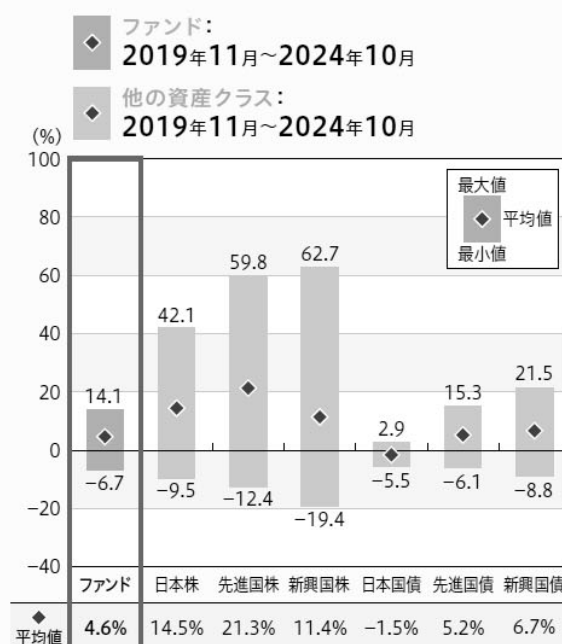


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.649%（税抜き 0.59%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.21%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が販売会社として申込みの取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額を委託会社が収受します。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応
--

じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

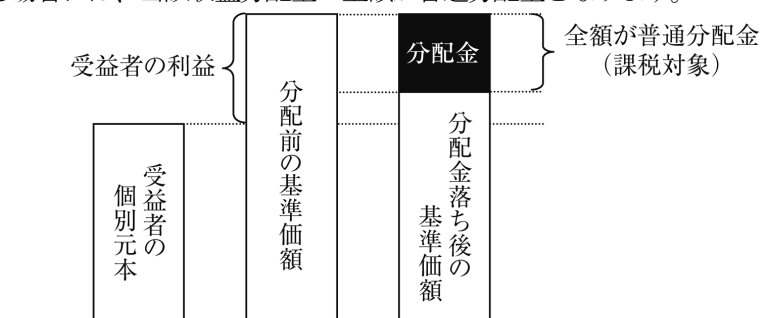
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

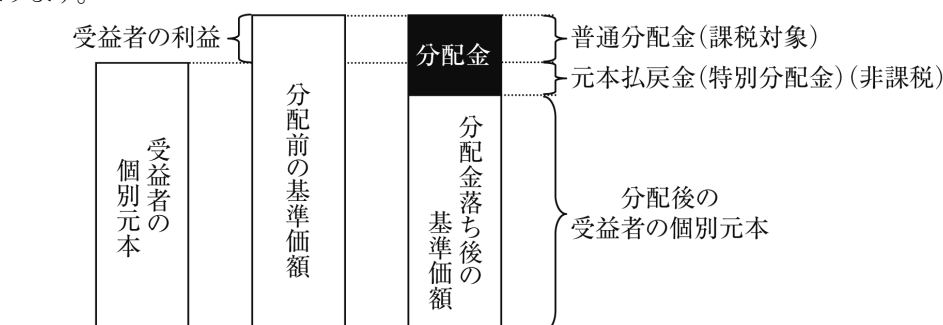
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024 年 10 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年4月14日～2024年4月15日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.66%	0.65%	0.01%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,596,258,649	99.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,275,780	0.24
合計（純資産総額）		2,602,534,429	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

イ 主要投資銘柄

2024年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	905,094,138	1.2001	1,086,248,700	1.1937	1,080,410,872	41.51
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	130,440,400	4.8416	631,534,613	4.8568	633,522,934	24.34
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	168,645,216	2.2659	382,126,419	2.3507	396,434,309	15.23
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	27,172,311	8.7427	237,559,964	9.8271	267,025,017	10.26
日本	親投資 信託受 益証券	マネーインカム・ マザーファンド	217,193,130	1.0075	218,816,951	1.0077	218,865,517	8.41

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率（%）
----	---------

親投資信託受益証券	99.76
合 計	99.76

②【投資不動産物件】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 7 期 (2015 年 4 月 13 日)	715,784,521	715,784,521	13,405	13,405
第 8 期 (2016 年 4 月 13 日)	796,414,981	796,414,981	12,610	12,610
第 9 期 (2017 年 4 月 13 日)	977,932,730	977,932,730	12,972	12,972
第 10 期 (2018 年 4 月 13 日)	1,320,853,588	1,320,853,588	13,760	13,760
第 11 期 (2019 年 4 月 15 日)	1,552,047,413	1,552,047,413	13,725	13,725
第 12 期 (2020 年 4 月 13 日)	1,600,674,239	1,600,674,239	13,151	13,151
第 13 期 (2021 年 4 月 13 日)	1,936,918,108	1,936,918,108	14,953	14,953
第 14 期 (2022 年 4 月 13 日)	2,101,944,664	2,101,944,664	15,117	15,117
第 15 期 (2023 年 4 月 13 日)	2,152,780,394	2,152,780,394	15,046	15,046
第 16 期 (2024 年 4 月 15 日)	2,530,482,242	2,530,482,242	16,993	16,993
2023 年 10 月末日	2,294,956,926	－	15,500	－
11 月末日	2,376,053,401	－	16,033	－
12 月末日	2,375,682,766	－	16,084	－
2024 年 1 月末日	2,442,027,145	－	16,502	－
2 月末日	2,501,609,772	－	16,848	－
3 月末日	2,558,823,251	－	17,141	－
4 月末日	2,536,278,116	－	17,081	－
5 月末日	2,554,983,642	－	17,076	－

6 月末日	2,622,348,983	-	17,420	-
7 月末日	2,579,994,170	-	17,111	-
8 月末日	2,562,347,643	-	16,959	-
9 月末日	2,566,591,663	-	16,919	-
10 月末日	2,602,534,429	-	17,185	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 7 期	2014 年 4 月 15 日～2015 年 4 月 13 日	0
第 8 期	2015 年 4 月 14 日～2016 年 4 月 13 日	0
第 9 期	2016 年 4 月 14 日～2017 年 4 月 13 日	0
第 10 期	2017 年 4 月 14 日～2018 年 4 月 13 日	0
第 11 期	2018 年 4 月 14 日～2019 年 4 月 15 日	0
第 12 期	2019 年 4 月 16 日～2020 年 4 月 13 日	0
第 13 期	2020 年 4 月 14 日～2021 年 4 月 13 日	0
第 14 期	2021 年 4 月 14 日～2022 年 4 月 13 日	0
第 15 期	2022 年 4 月 14 日～2023 年 4 月 13 日	0
第 16 期	2023 年 4 月 14 日～2024 年 4 月 15 日	0

③【収益率の推移】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

	収益率（％）
第 7 期	16.8
第 8 期	△5.9
第 9 期	2.9
第 10 期	6.1
第 11 期	△0.3
第 12 期	△4.2
第 13 期	13.7
第 14 期	1.1
第 15 期	△0.5
第 16 期	12.9
第 17 期（中間期）	0.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第7期	136,804,546	43,095,045
第8期	194,983,589	97,382,992
第9期	197,626,505	75,293,446
第10期	320,825,769	114,799,604
第11期	279,269,689	108,335,313
第12期	242,872,998	156,591,024
第13期	265,845,857	187,659,232
第14期	269,771,610	174,665,780
第15期	264,851,982	224,517,986
第16期	235,407,285	176,993,728
第17期（中間期）	105,030,850	83,664,198

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	339,035,412,560	97.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,107,417,077	2.05
合計（純資産総額）		346,142,829,637	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,113,480,000	2.06
合計	買建	-	7,113,480,000	2.06

国内債券パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	107,578,995,790	77.84
地方債証券	日本	11,734,452,650	8.49
特殊債券	日本	10,067,174,185	7.28
社債券	日本	8,115,729,300	5.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	713,438,372	0.52
合計（純資産総額）		138,209,790,297	100.00

外国株式インデックス・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	640,648,778,759	71.99
	イギリス	31,422,994,656	3.53
	カナダ	28,985,168,898	3.26
	スイス	24,607,735,874	2.77
	フランス	23,054,446,011	2.59
	ドイツ	20,272,264,699	2.28
	アイルランド	16,849,373,301	1.89
	オーストラリア	15,062,739,662	1.69
	オランダ	14,389,070,640	1.62
	デンマーク	7,557,807,416	0.85
	スウェーデン	7,262,167,983	0.82
	スペイン	6,105,905,756	0.69
	イタリア	4,994,093,768	0.56
	香港	3,352,384,855	0.38
	シンガポール	2,517,558,406	0.28
	フィンランド	2,305,173,413	0.26
	ジャージー	1,959,699,816	0.22
	イスラエル	1,856,381,441	0.21
	ベルギー	1,773,005,030	0.20
	ケイマン諸島	1,325,379,837	0.15
	ノルウェー	1,324,945,964	0.15
	バミューダ	1,046,585,494	0.12
	オランダ領キュ ラソー	749,490,489	0.08
	リベリア	693,677,354	0.08
	ニュージーラン ド	585,078,819	0.07
	ルクセンブルグ	458,546,264	0.05
	オーストリア	426,650,388	0.05
	ポルトガル	339,230,802	0.04
	パナマ	288,766,441	0.03
	マン島	65,004,662	0.01
	小計	862,280,106,898	96.89
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	15,018,749,574	1.69
	オーストラリア	1,551,078,481	0.17
	フランス	316,382,473	0.04

	イギリス	260,384,570	0.03
	シンガポール	196,529,623	0.02
	香港	172,574,307	0.02
	ケイマン諸島	83,803,053	0.01
	ベルギー	73,388,767	0.01
	カナダ	42,561,320	0.00
	小計	17,715,452,168	1.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,919,040,632	1.12
合計（純資産総額）		889,914,599,698	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	374,554,730	0.04
株価指数先物取引	買建	ドイツ	1,291,087,093	0.15
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,867,136,200	0.88
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	289,721,880	0.03
合計	買建	-	9,822,499,903	1.10

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	393,278,437	0.04

外国債券パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	87,858,869,820	46.17
	中国	21,335,048,530	11.21
	フランス	14,321,848,135	7.53
	イタリア	12,996,068,496	6.83
	ドイツ	11,227,604,685	5.90
	イギリス	9,991,750,593	5.25
	スペイン	8,503,674,085	4.47
	カナダ	3,585,587,254	1.88
	ベルギー	2,983,147,632	1.57
	オランダ	2,486,154,213	1.31
	オーストラリア	2,397,703,354	1.26
	オーストリア	2,179,502,062	1.15
	メキシコ	1,356,731,866	0.71
	ポーランド	977,862,847	0.51
	フィンランド	941,293,555	0.49
	マレーシア	928,308,683	0.49
	アイルランド	895,796,523	0.47
	シンガポール	775,879,510	0.41

	イスラエル	558,810,768	0.29
	ニュージーランド	503,396,304	0.26
	デンマーク	500,758,008	0.26
	スウェーデン	292,451,112	0.15
	ノルウェー	286,211,508	0.15
	小計	187,884,459,543	98.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,426,500,949	1.28
合計（純資産総額）		190,310,960,492	100.00

マネーインカム・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,269,102,300	64.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	684,315,920	35.03
合計（純資産総額）		1,953,418,220	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,663,300	2,807.51	13,092,241,495	2,682.50	12,509,302,250	3.61
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5,666,700	1,292.20	7,322,526,444	1,628.50	9,228,220,950	2.67
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,280,100	2,237.63	5,102,028,318	3,924.00	8,947,112,400	2.58
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,071,000	2,572.52	7,900,199,494	2,723.50	8,363,868,500	2.42
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	703,100	5,902.05	4,149,733,484	9,533.00	6,702,652,300	1.94
日本	株式	キーエンス	電気機器	87,900	63,722.05	5,601,168,417	69,780.00	6,133,662,000	1.77
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,804,400	2,449.86	4,420,531,382	3,273.00	5,905,801,200	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,784,200	2,334.92	4,165,969,684	2,835.50	5,059,099,100	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	623,000	5,834.47	3,634,875,421	7,653.00	4,767,819,000	1.38
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	844,900	3,731.52	3,152,761,176	5,568.00	4,704,403,200	1.36
日本	株式	信越化学工業	化学	786,700	5,271.01	4,146,703,207	5,755.00	4,527,458,500	1.31
日本	株式	任天堂	その他製品	554,300	6,986.21	3,872,458,836	8,145.00	4,514,773,500	1.30

日本	株式	三井物産	卸売業	1,393,900	2,732.95	3,809,460,529	3,162.00	4,407,511,800	1.27
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	185,400	24,435.81	4,530,399,545	23,400.00	4,338,360,000	1.25
日本	株式	第一三共	医薬品	828,800	4,140.03	3,431,258,930	4,981.00	4,128,252,800	1.19
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	434,200	6,183.88	2,685,041,428	9,498.00	4,124,031,600	1.19
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	26,233,800	172.29	4,519,880,902	147.70	3,874,732,260	1.12
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,168,000	2,539.09	2,965,662,705	3,212.00	3,751,616,000	1.08
日本	株式	HOYA	精密機器	173,200	16,832.38	2,915,368,874	20,725.00	3,589,570,000	1.04
日本	株式	三菱重工業	機械	1,552,200	877.45	1,361,970,456	2,193.00	3,403,974,600	0.98
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	784,500	4,168.55	3,270,229,156	4,264.00	3,345,108,000	0.97
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	2,073,900	1,517.27	3,146,666,284	1,557.50	3,230,099,250	0.93
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	648,900	4,622.36	2,999,448,391	4,778.00	3,100,444,200	0.90
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	14,132,000	180.79	2,554,953,148	192.80	2,724,649,600	0.79
日本	株式	ファーストリテ イリング	小売業	52,200	38,645.36	2,017,287,885	49,520.00	2,584,944,000	0.75
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	275,400	5,058.85	1,393,208,165	9,148.00	2,519,359,200	0.73
日本	株式	富士通	電気機器	812,300	2,135.96	1,735,038,024	2,963.00	2,406,844,900	0.70
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	526,100	3,824.38	2,012,007,564	4,281.00	2,252,234,100	0.65
日本	株式	セブン&アイ・ ホールディング ス	小売業	1,022,000	1,871.38	1,912,554,997	2,199.00	2,247,378,000	0.65
日本	株式	キヤノン	電気機器	438,200	3,853.76	1,688,718,982	5,004.00	2,192,752,800	0.63

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.26
	建設業	2.07
	食料品	3.16
	繊維製品	0.39
	パルプ・紙	0.14
	化学	5.49
	医薬品	4.76
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.57
	ガラス・土石製品	0.66
	鉄鋼	0.82
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.50

	機械	5.52
	電気機器	17.24
	輸送用機器	7.20
	精密機器	2.49
	その他製品	2.46
	電気・ガス業	1.38
	陸運業	2.27
	海運業	0.67
	空運業	0.35
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.38
	卸売業	6.89
	小売業	4.34
	銀行業	7.63
	証券、商品先物取引業	0.79
	保険業	3.10
	その他金融業	1.18
	不動産業	1.83
	サービス業	4.91
合 計		97.95

国内債券パッシブ・マザーファンド
イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1 5 0 5 年国債	2,590,000,000	99.03	2,564,877,000	99.12	2,567,259,800	0.005	2026/12/20	1.86
日本	国債 証券	4 6 1 2 年国債	2,000,000,000	100.16	2,003,216,000	100.01	2,000,140,000	0.400	2026/06/01	1.45
日本	国債 証券	3 7 5 1 0 年国債	1,710,000,000	101.74	1,739,792,500	101.82	1,741,087,800	1.100	2034/06/20	1.26
日本	国債 証券	4 6 5 2 年国債	1,640,000,000	100.05	1,640,882,900	99.95	1,639,212,800	0.400	2026/10/01	1.19
日本	国債 証券	3 6 7 1 0 年国債	1,290,000,000	95.23	1,228,475,000	96.34	1,242,811,800	0.200	2032/06/20	0.90
日本	国債 証券	1 5 4 5 年国債	1,220,000,000	98.91	1,206,641,000	99.05	1,208,349,000	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債 証券	3 6 9 1 0 年国債	1,220,000,000	96.98	1,183,156,000	98.16	1,197,527,600	0.500	2032/12/20	0.87
日本	国債 証券	3 6 5 1 0 年国債	1,220,000,000	95.02	1,159,275,800	96.15	1,173,042,200	0.100	2031/12/20	0.85
日本	国債 証券	1 4 8 5 年国債	1,180,000,000	99.27	1,171,421,400	99.36	1,172,436,200	0.005	2026/06/20	0.85

日本	国債証券	1 5 6 5 年国債	1,180,000,000	99.10	1,169,380,000	99.24	1,171,055,600	0.200	2027/12/20	0.85
日本	国債証券	3 6 6 1 0年国債	1,210,000,000	95.44	1,154,843,300	96.63	1,169,174,600	0.200	2032/03/20	0.85
日本	国債証券	3 7 0 1 0年国債	1,190,000,000	96.62	1,149,778,000	97.91	1,165,152,800	0.500	2033/03/20	0.84
日本	国債証券	3 6 8 1 0年国債	1,210,000,000	95.14	1,151,201,200	96.08	1,162,616,400	0.200	2032/09/20	0.84
日本	国債証券	3 6 1 1 0年国債	1,160,000,000	96.34	1,117,544,000	97.04	1,125,675,600	0.100	2030/12/20	0.81
日本	国債証券	3 7 1 1 0年国債	1,150,000,000	95.52	1,098,480,000	96.81	1,113,303,500	0.400	2033/06/20	0.81
日本	国債証券	3 5 9 1 0年国債	1,130,000,000	96.82	1,094,066,000	97.38	1,100,405,300	0.100	2030/06/20	0.80
日本	国債証券	3 6 3 1 0年国債	1,120,000,000	95.76	1,072,535,200	96.63	1,082,200,000	0.100	2031/06/20	0.78
日本	国債証券	1 4 9 5 年国債	1,090,000,000	99.16	1,080,844,000	99.23	1,081,639,700	0.005	2026/09/20	0.78
日本	国債証券	3 6 4 1 0年国債	1,120,000,000	95.48	1,069,343,200	96.41	1,079,758,400	0.100	2031/09/20	0.78
日本	国債証券	3 6 2 1 0年国債	1,100,000,000	96.04	1,056,440,000	96.84	1,065,207,000	0.100	2031/03/20	0.77
日本	国債証券	3 7 2 1 0年国債	1,050,000,000	98.61	1,035,356,500	99.92	1,049,128,500	0.800	2033/09/20	0.76
日本	国債証券	3 5 7 1 0年国債	1,050,000,000	97.31	1,021,755,000	97.66	1,025,377,500	0.100	2029/12/20	0.74
日本	国債証券	3 7 3 1 0年国債	1,020,000,000	96.50	984,300,000	97.88	998,376,000	0.600	2033/12/20	0.72
日本	国債証券	3 7 4 1 0年国債	1,000,000,000	97.71	977,141,600	99.35	993,490,000	0.800	2034/03/20	0.72
日本	国債証券	3 5 8 1 0年国債	930,000,000	97.06	902,675,400	97.52	906,936,000	0.100	2030/03/20	0.66
日本	国債証券	1 4 7 2 0年国債	840,000,000	105.61	887,090,400	106.67	896,053,200	1.600	2033/12/20	0.65
日本	国債証券	1 5 8 5 年国債	880,000,000	98.59	867,595,000	98.80	869,448,800	0.100	2028/03/20	0.63
日本	国債証券	3 6 0 1 0年国債	870,000,000	96.60	840,378,400	97.21	845,753,100	0.100	2030/09/20	0.61
日本	国債証券	1 7 2 5 年国債	810,000,000	100.02	810,162,000	99.80	808,347,600	0.500	2029/06/20	0.58
日本	国債証券	3 4 4 1 0年国債	811,000,000	99.38	805,971,800	99.41	806,215,100	0.100	2026/09/20	0.58

口 種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.84
地方債証券	8.49

特殊債券	7.28
社債券	5.87
合 計	99.48

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導 体・半 導体製 造装置	2,140,976	8,440.17	18,070,210,104	21,407.43	45,832,792,567	5.15
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,267,835	29,310.33	37,160,668,550	35,352.56	44,821,217,978	5.04
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェ ア・サ ービス	614,555	59,064.28	36,298,247,082	66,453.91	40,839,582,168	4.59
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消 費財・ サービ ス流 通・小 売り	815,581	23,214.47	18,933,284,485	29,611.04	24,150,199,330	2.71
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娛 楽	190,914	54,262.01	10,359,378,248	90,924.15	17,358,693,554	1.95
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娛 楽	511,965	21,266.18	10,887,541,043	26,804.03	13,722,727,471	1.54
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娛 楽	440,743	21,440.19	9,449,614,968	27,062.15	11,927,453,001	1.34
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導 体・半 導体製 造装置	385,648	15,509.34	5,981,145,956	27,138.97	10,466,089,348	1.18
アメリカ	株式	TESLA INC	自動 車・自 動車部 品	250,319	36,721.28	9,192,033,922	39,569.98	9,905,118,324	1.11
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬	70,460	95,702.30	6,743,184,096	130,106.96	9,167,336,486	1.03

カ			品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス						
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	250,548	24,630.42	6,171,101,308	34,478.35	8,638,482,237	0.97
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	115,198	56,593.87	6,519,501,051	69,900.05	8,052,346,466	0.90
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	391,612	15,846.35	6,205,621,057	17,928.25	7,020,918,465	0.79
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	80,086	81,945.55	6,562,691,565	86,493.17	6,926,892,364	0.78
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	136,922	39,420.43	5,397,524,209	44,580.18	6,104,007,734	0.69
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	72,554	64,013.13	4,644,408,457	78,923.33	5,726,203,400	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	206,240	23,473.44	4,841,162,210	25,528.82	5,265,064,331	0.59
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	38,756	94,938.18	3,679,424,088	135,063.39	5,234,516,649	0.59
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	86,252	48,688.90	4,199,514,638	60,306.77	5,201,579,767	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	209,337	23,461.15	4,911,287,327	24,676.12	5,165,625,016	0.58
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	386,888	8,287.13	3,206,190,916	12,504.76	4,837,941,432	0.54
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バ	280,469	15,881.79	4,454,350,224	17,243.03	4,836,133,978	0.54

			イオテクノロジー・ライフサイエンス						
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	153,598	22,099.63	3,394,458,669	30,958.46	4,755,157,539	0.53
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	37,630	76,199.97	2,867,404,709	115,804.61	4,357,727,609	0.49
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	612,206	4,816.21	2,948,514,893	6,500.51	3,979,650,245	0.45
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	144,981	18,223.38	2,642,043,754	26,819.40	3,888,303,199	0.44
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	84,391	36,253.19	3,059,442,701	45,538.90	3,843,072,972	0.43
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	34,974	109,104.29	3,815,813,591	105,706.82	3,696,990,322	0.42
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	358,565	9,056.28	3,247,264,586	10,127.95	3,631,527,961	0.41
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	220,308	15,998.68	3,524,636,846	16,106.08	3,548,298,537	0.40

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	4.06
	素材	3.54
	資本財	6.98

	商業・専門サービス	1.58
	運輸	1.52
	自動車・自動車部品	1.68
	耐久消費財・アパレル	1.21
	消費者サービス	1.94
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.79
	生活必需品流通・小売り	1.74
	食品・飲料・タバコ	2.98
	家庭用品・パーソナル用品	1.49
	ヘルスケア機器・サービス	3.92
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.41
	銀行	5.62
	金融サービス	6.94
	保険	3.07
	ソフトウェア・サービス	9.84
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.56
	半導体・半導体製造装置	9.32
	電気通信サービス	1.15
	公益事業	2.67
	メディア・娯楽	6.59
	不動産管理・開発	0.29
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	1.99
合 計		98.89

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	11,450,000	14,444.46	1,653,891,196	14,780.63	1,692,382,011	1.625	2026/05/15	0.89
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000	2,171.27	1,650,166,077	2,175.06	1,653,044,994	2.040	2027/02/25	0.87
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,165.72	1,559,321,699	2,188.91	1,576,012,285	2.390	2026/11/15	0.83
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,200,000	14,686.29	1,204,276,104	14,949.79	1,225,882,497	2.250	2026/03/31	0.64
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,168.94	1,084,471,688	2,197.54	1,098,770,663	2.690	2026/08/12	0.58

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,700,000	2,457.89	951,205,225	2,722.53	1,053,620,402	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,500,000	2,140.41	931,078,719	2,146.35	933,663,808	2.110	2034/08/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,800,000	15,308.25	887,878,646	15,356.16	890,657,532	4.250	2025/12/31	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,250,000	13,792.98	862,061,197	13,714.06	857,128,752	1.625	2029/08/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,581.71	872,575,641	15,257.99	854,447,350	4.125	2032/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,445.38	849,495,994	15,482.76	851,552,004	4.375	2034/05/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,185.31	835,191,913	15,356.16	844,589,039	4.125	2027/02/15	0.44
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,146.16	815,540,712	2,200.79	836,301,359	2.400	2028/07/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	13,487.59	795,768,086	13,787.96	813,489,691	0.750	2028/01/31	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,207.90	806,018,793	15,296.09	810,692,829	3.875	2026/01/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,203.25	809,585,238	14,026.41	799,505,379	2.875	2032/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,708.57	808,971,446	14,404.21	792,231,600	3.375	2033/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,632.67	775,531,700	14,706.73	779,456,588	2.750	2028/02/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	13,453.03	753,369,438	13,774.13	771,351,463	0.625	2027/12/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,002.12	765,108,302	15,043.51	767,218,854	4.000	2034/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,368.15	768,407,414	15,296.40	764,819,920	4.000	2028/02/29	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	35,000,000	2,161.57	756,549,475	2,168.77	759,069,885	1.990	2026/03/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,333.32	751,332,512	15,317.14	750,539,850	4.000	2027/01/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	16,049.74	770,387,732	15,629.18	750,200,766	4.500	2033/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,303.71	765,185,583	14,930.58	746,529,078	3.875	2033/08/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,503.83	744,183,609	15,503.20	744,153,496	4.625	2026/11/15	0.39
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,400,000	2,215.67	717,878,200	2,291.84	742,556,594	3.020	2031/05/27	0.39

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,970,000	15,405.47	765,652,017	14,870.66	739,071,899	3.875	2034/08/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	12,769.79	727,877,950	12,813.27	730,356,317	1.125	2031/02/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,131.92	722,255,494	13,119.93	721,596,378	1.625	2031/05/15	0.38

ロ 種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.72
合 計	98.72

マネーインカム・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	3 3 7 1 0年国債	520,000,000	100.09	520,457,000	100.03	520,156,000	0.300	2024/12/20	26.63
日本	国債証券	1 2 5 7 国 庫短期証券	350,000,000	99.76	349,145,650	99.77	349,191,500	0.000	2025/09/22	17.88
日本	国債証券	1 2 2 6 国 庫短期証券	200,000,000	99.87	199,741,600	99.94	199,882,800	0.000	2025/04/21	10.23
日本	国債証券	1 4 4 5 年国債	200,000,000	99.92	199,844,000	99.94	199,872,000	0.100	2025/06/20	10.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	64.97
合 計	64.97

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2024年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0612 月 2024年 12月	買建	264	日本・円	7,041,025,400	7,113,480,000	2.06

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギリス	ICE EU	FTSE 100 I DX FU T DEC 24 2024 年12月	買建	23	イギリス・ポ ンド	1,914,601.00	381,024,745	1,882,090.00	374,554,730	0.04
	ドイツ	EU RE X	EURO STOXX 50 DE C 24 2024年12 月	買建	158	ユーロ	7,837,716.00	1,306,782,388	7,743,580.00	1,291,087,093	0.15
	アメリカ	シカ ゴ商 品取 引所	S&P 5 00 EM INI F UT DE C 24 2024年12 月	買建	175	アメリカ・ドル	51,327,025.00	7,885,884,121	51,205,000.00	7,867,136,200	0.88
	オーストラリア	シド ニー 先物 取引	SPI 2 00 FU TURES DEC 24	買建	14	オーストラリア・ドル	2,902,888.00	292,756,254	2,872,800.00	289,721,880	0.03

		所	2024 年 12 月							
--	--	---	-------------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024 年 10 月 31 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	ユーロ	買建	892,000.00	147,972,988	148,709,958	0.02
	イギリス・ポンド	買建	340,000.00	67,814,020	67,654,254	0.01
	デンマーク・クローネ	買建	2,304,000.00	51,236,352	51,490,483	0.01
	スイス・フラン	買建	285,000.00	50,368,050	50,526,367	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	482,000.00	48,459,798	48,604,060	0.01
	ノルウェー・クローネ	買建	1,550,000.00	21,719,685	21,712,865	0.00
	ニュージーランド・ドル	買建	50,000.00	4,580,605	4,580,450	0.00

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2024年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移



決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
2020年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	41.51
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	24.34
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	15.23
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	10.26
日本	親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	8.41

■国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.05
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 2.06%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.61
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.67
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.58
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.42
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1.94
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.77
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1.38
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1.36

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有望証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■国内債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	77.84
地方債証券	日本	8.49
特殊債券	日本	7.28
社債券	日本	5.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.52
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	150 5年国債	0.005	2026/12/20	1.86
日本	国債証券	461 2年国債	0.400	2026/06/01	1.45
日本	国債証券	375 10年国債	1.100	2034/06/20	1.26
日本	国債証券	465 2年国債	0.400	2026/10/01	1.19
日本	国債証券	367 10年国債	0.200	2032/06/20	0.90
日本	国債証券	154 5年国債	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債証券	369 10年国債	0.500	2032/12/20	0.87
日本	国債証券	365 10年国債	0.100	2031/12/20	0.85
日本	国債証券	148 5年国債	0.005	2026/06/20	0.85
日本	国債証券	156 5年国債	0.200	2027/12/20	0.85

■外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	71.99
	イギリス	3.53
	カナダ	3.26
	スイス	2.77
	フランス	2.59
	ドイツ	2.28
	その他	10.48
投資証券	アメリカ・その他	1.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.12
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.10%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.15
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.04
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.59
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.71
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.95
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.54
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.34
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.18
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.11
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.03

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	46.17
	中国	11.21
	フランス	7.53
	イタリア	6.83
	ドイツ	5.90
	イギリス	5.25
	スペイン	4.47
	その他	11.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.28
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	0.89
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.87
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.58
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.110	2034/08/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2025/12/31	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2029/08/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2032/11/15	0.45

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■マネーインカム・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	64.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35.03
合計(純資産総額)		100.00

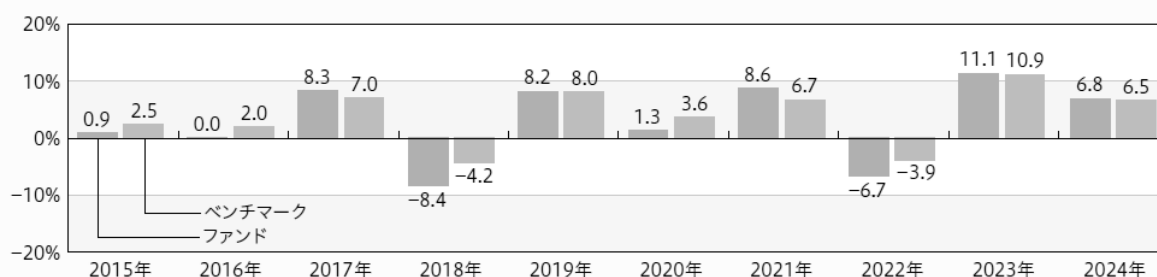
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	337 10年国債	0.300	2024/12/20	26.63
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	17.88
日本	国債証券	1226国庫短期証券	0.000	2025/04/21	10.23
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	10.23

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(合成指数)の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額また

	は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「おまかせ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2008年3月31日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 書面決議は議決権を行行使うことができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当

ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期（2023 年 4 月 14 日から 2024 年 4 月 15 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月3日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）の2023年4月14日から2024年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）の2024年4月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	654,615	292,206
コール・ローン	14,665,005	13,805,085
親投資信託受益証券	2,142,326,971	2,525,516,205
未収入金	2,000,000	1,260,000
流動資産合計	2,159,646,591	2,540,873,496
資産合計	2,159,646,591	2,540,873,496
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,251	2,394,879
未払受託者報酬	342,259	403,142
未払委託者報酬	6,389,670	7,526,099
その他未払費用	57,017	67,134
流動負債合計	6,866,197	10,391,254
負債合計	6,866,197	10,391,254
純資産の部		
元本等		
元本	1,430,756,019	1,489,169,576
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	722,024,375	1,041,312,666
（分配準備積立金）	213,242,407	437,114,272
元本等合計	2,152,780,394	2,530,482,242
純資産合計	2,152,780,394	2,530,482,242
負債純資産合計	2,159,646,591	2,540,873,496

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期 自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
営業収益		
受取利息	130	729
有価証券売買等損益	4,938,068	299,289,234
営業収益合計	4,938,198	299,289,963
営業費用		
支払利息	5,898	5,756
受託者報酬	679,942	778,238
委託者報酬	12,693,793	14,528,593
その他費用	113,578	129,819
営業費用合計	13,493,211	15,442,406
営業利益又は営業損失（△）	△8,555,013	283,847,557
経常利益又は経常損失（△）	△8,555,013	283,847,557
当期純利益又は当期純損失（△）	△8,555,013	283,847,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,951,633	16,015,090
期首剰余金又は期首欠損金（△）	711,522,641	722,024,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	128,669,989	141,786,175
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	128,669,989	141,786,175
剰余金減少額又は欠損金増加額	114,564,875	90,330,351
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,564,875	90,330,351
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	722,024,375	1,041,312,666

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 16 期
	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 4 月 14 日から 2024 年 4 月 15 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 15 期	第 16 期
	(2023 年 4 月 13 日現在)	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 430, 756, 019 口	1, 489, 169, 576 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 5046 円 (1 万口当たりの純資産額 15, 046 円)	1 口当たり純資産額 1. 6993 円 (1 万口当たりの純資産額 16, 993 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 15 期	第 16 期
	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (18, 607, 811 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (34, 833, 673 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (213, 316, 399 円)、

	(724,853,195 円)、および分配準備積立金 (194,634,596 円) より、分配対象収益は 938,095,602 円 (1 万口当たり 6,556.64 円) ですが、分配を行っておりません。	収益調整金 (787,716,333 円)、および分配準備積立金 (188,964,200 円) より、分配対象収益は 1,224,830,605 円 (1 万口当たり 8,224.92 円) ですが、分配を行っておりません。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 16 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 15 期（自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	37,350,885 円
合計	37,350,885 円

第 16 期（自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	223,879,362 円
合計	223,879,362 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 16 期 自 2023 年 4 月 14 日

至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)
期首元本額	1,390,422,023 円	1,430,756,019 円
期中追加設定元本額	264,851,982 円	235,407,285 円
期中一部解約元本額	224,517,986 円	176,993,728 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド (B 号)	125,188,754	613,637,715	
	外国株式インデックス・マザーファンド	51,995,739	454,229,576	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	123,942,674	280,172,414	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	959,076,907	1,151,659,549	
	マネーインカム・マザーファンド	25,629,854	25,816,951	
	親投資信託受益証券 小計		2,525,516,205	
合 計			2,525,516,205	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

		(単位：円)
		(2024年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		77,400,429
コール・ローン		3,656,735,818
株式		328,904,326,020
派生商品評価勘定		70,619,000
未収入金		81,000,000
未収配当金		3,192,555,428
差入委託証拠金		315,144,027
流動資産合計		336,297,780,722
資産合計		336,297,780,722
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		25,424,500
前受金		56,910,000
未払解約金		194,666,862
流動負債合計		277,001,362
負債合計		277,001,362
純資産の部		
元本等		
元本		68,551,975,215
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		267,468,804,145
元本等合計		336,020,779,360
純資産合計		336,020,779,360
負債純資産合計		336,297,780,722

（2）注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 4 月 14 日
-----	-------------------

	至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	68,551,975,215 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.9017 円 (1 万口当たりの純資産額 49,017 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な

	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年4月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024年4月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0606 月	7,026,160,500	－	7,071,355,000	45,194,500
	小計	7,026,160,500	－	7,071,355,000	45,194,500
合 計		7,026,160,500	－	7,071,355,000	45,194,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年4月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	66,834,421,601 円
同期中における追加設定元本額	12,136,975,450 円
同期中における一部解約元本額	10,419,421,836 円
2024年4月15日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,573,062,617 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	921,481,018 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	4,196,495,748 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,560,527,035 円

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	125,188,754 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	3,136,362 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	13,072,720 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	50,158,318 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	145,491,564 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	141,209,819 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	261,301,201 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,341,284,565 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	27,754,418,583 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	210,649,656 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	290,619,561 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	164,964,349 円
イオン・バランス戦略ファンド	62,614,855 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	55,716,088 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	194,941,320 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	198,285,293 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	791,637,244 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	473,702,327 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	572,413,594 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	56,403,527 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,296,749,756 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	40,690,489 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	237,073,693 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	265,732,170 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,633,091 円
日興FWS・日本株インデックス	2,371,556,314 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	152,171,100 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	7,304,988 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	4,236,166 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	5,927,872 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	2,044,427 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	1,129,725 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	477,537 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	11,995,860 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	60,990,124 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	43,593,309 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	17,953,998 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,030,848,272 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	8,182,607 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	35,979,393 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	773,096,335 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	1,026,950,797 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	4,048,767,420 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	26,136,229 円

SMAM・バランスファンドV L 5 0<適格機関投資家限定>	96,405,729 円
SMAM・バランスファンドV A 7 5<適格機関投資家専用>	567,812,241 円
SMAM・バランスファンドV L 国際分散型<適格機関投資家限定>	30,970,130 円
SMAM・インデックス・バランスV A 2 5<適格機関投資家専用>	164,378,994 円
SMAM・インデックス・バランスV A 5 0<適格機関投資家専用>	569,161,016 円
SMAM・バランスファンドV A 4 0<適格機関投資家専用>	379,912,816 円
SMAM・バランスファンドV A 3 5<適格機関投資家専用>	1,087,866,423 円
SMAM・グローバルバランス4 0 V A<適格機関投資家限定>	24,835,775 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 A<適格機関投資家専用>	26,064,359 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 5 A<適格機関投資家専用>	22,932,741 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 5 0 A<適格機関投資家専用>	13,084,116 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 L<適格機関投資家専用>	58,123,539 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 5 L<適格機関投資家専用>	150,361,295 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 A 2<適格機関投資家専用>	31,493,207 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 5 A 2<適格機関投資家専用>	28,439,533 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 5 0 A 2<適格機関投資家専用>	6,584,711 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 0 L 2<適格機関投資家専用>	27,603,219 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 5 L 2<適格機関投資家専用>	353,787,061 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・V A（適格機関投資家専用）	149,449,348 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）V A<適格機関投資家限定>	133,319,324 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）V A<適格機関投資家限定>	56,504,391 円
SMAM・世界バランスファンドV A<適格機関投資家限定>	38,414,398 円
SMAM・世界バランスファンドV A 2<適格機関投資家限定>	24,784,224 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	41,265,252 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2 0 1 6－0 4<適格機関投資家限定>	20,403,150 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	32,596,587 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ<適格機関投資家限定>	680,510,322 円
SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	10,385,808 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	90,527,716 円
合 計	68,551,975,215 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,680.000	15,088,000	
ニッセイ	119,400	955.000	114,027,000	
マルハニチロ	17,700	3,104.000	54,940,800	
雪国まいたけ	11,400	996.000	11,354,400	

カネコ種苗	4,800	1,426.000	6,844,800
サカタのタネ	13,400	3,605.000	48,307,000
ホクト	10,100	1,829.000	18,472,900
住石ホールディングス	13,800	1,112.000	15,345,600
日鉄鉱業	4,600	5,130.000	23,598,000
三井松島ホールディングス	7,100	3,115.000	22,116,500
I N P E X	399,900	2,587.500	1,034,741,250
石油資源開発	13,400	7,290.000	97,686,000
K&Oエナジーグループ	5,500	3,445.000	18,947,500
ショーボンドホールディングス	15,900	6,025.000	95,797,500
ミライト・ワン	39,000	1,975.000	77,025,000
タマホーム	7,600	4,185.000	31,806,000
日本アクア	3,300	1,012.000	3,339,600
安藤・間	66,700	1,198.000	79,906,600
東急建設	34,200	826.000	28,249,200
コムシスホールディングス	37,600	3,621.000	136,149,600
ビーアールホールディングス	18,500	372.000	6,882,000
高松コンストラクショングループ	8,200	2,653.000	21,754,600
東建コーポレーション	3,200	10,850.000	34,720,000
ヤマウラ	6,300	1,399.000	8,813,700
オリエンタル白石	44,000	383.000	16,852,000
大成建設	77,700	5,469.000	424,941,300
大林組	296,200	1,734.500	513,758,900
清水建設	236,400	884.400	209,072,160
飛島建設	9,400	1,388.000	13,047,200
長谷工コーポレーション	78,700	1,883.500	148,231,450
松井建設	9,700	902.000	8,749,400
銭高組	1,500	4,130.000	6,195,000
鹿島建設	183,500	3,037.000	557,289,500
不動テトラ	5,600	2,107.000	11,799,200
鉄建建設	6,700	2,775.000	18,592,500
西松建設	15,900	4,586.000	72,917,400
三井住友建設	65,600	413.000	27,092,800
大豊建設	3,800	3,260.000	12,388,000
奥村組	12,900	4,875.000	62,887,500
東鉄工業	10,900	3,145.000	34,280,500
浅沼組	6,200	3,765.000	23,343,000
戸田建設	112,800	1,008.000	113,702,400
熊谷組	13,400	4,250.000	56,950,000
北野建設	1,900	3,415.000	6,488,500
矢作建設工業	11,500	1,453.000	16,709,500
ピーエス三菱	10,900	1,017.000	11,085,300
日本ハウスホールディングス	19,500	333.000	6,493,500
新日本建設	11,500	1,615.000	18,572,500

東亜道路工業	17,000	1,286.000	21,862,000
日本道路	9,300	1,889.000	17,567,700
東亜建設工業	26,800	1,131.000	30,310,800
日本国土開発	24,300	527.000	12,806,100
若築建設	3,200	3,625.000	11,600,000
東洋建設	22,400	1,256.000	28,134,400
五洋建設	117,600	781.100	91,857,360
世紀東急工業	10,800	1,818.000	19,634,400
福田組	3,100	5,450.000	16,895,000
住友林業	71,600	4,802.000	343,823,200
巴コーポレーション	11,300	694.000	7,842,200
大和ハウス工業	228,700	4,373.000	1,000,105,100
ライト工業	15,400	2,077.000	31,985,800
積水ハウス	250,300	3,547.000	887,814,100
日特建設	6,800	1,158.000	7,874,400
北陸電気工事	4,700	1,244.000	5,846,800
ユアテック	17,800	1,497.000	26,646,600
日本リーテック	7,700	1,322.000	10,179,400
四電工	3,500	3,970.000	13,895,000
中電工	11,500	3,445.000	39,617,500
関電工	50,500	1,890.000	95,445,000
きんでん	58,200	3,063.000	178,266,600
東京エネシス	8,700	1,390.000	12,093,000
トーエネック	2,900	5,720.000	16,588,000
住友電設	7,400	3,680.000	27,232,000
日本電設工業	14,700	2,190.000	32,193,000
エクシオグループ	80,000	1,672.000	133,760,000
新日本空調	5,300	3,920.000	20,776,000
九電工	18,500	7,021.000	129,888,500
三機工業	16,900	2,245.000	37,940,500
日揮ホールディングス	82,900	1,574.500	130,526,050
中外炉工業	3,000	2,930.000	8,790,000
ヤマト	7,000	1,004.000	7,028,000
太平電業	5,000	4,490.000	22,450,000
高砂熱学工業	21,700	5,210.000	113,057,000
三晃金属工業	1,200	4,850.000	5,820,000
朝日工業社	8,000	1,676.000	13,408,000
明星工業	16,000	1,263.000	20,208,000
大気社	9,200	4,570.000	42,044,000
ダイダン	10,600	2,864.000	30,358,400
日比谷総合設備	6,400	2,903.000	18,579,200
テスホールディングス	19,300	456.000	8,800,800
インフロニア・ホールディングス	95,800	1,412.000	135,269,600
東洋エンジニアリング	12,300	1,001.000	12,312,300

レイズネクスト	11,600	2,060.000	23,896,000
ニッポン	23,300	2,443.000	56,921,900
日清製粉グループ本社	77,600	2,091.000	162,261,600
日東富士製粉	1,700	5,170.000	8,789,000
昭和産業	6,800	3,480.000	23,664,000
鳥越製粉	10,700	688.000	7,361,600
中部飼料	11,300	1,143.000	12,915,900
フィード・ワン	12,900	1,021.000	13,170,900
日本甜菜製糖	5,200	2,012.000	10,462,400
DM三井製糖ホールディングス	7,900	3,035.000	23,976,500
ウェルネオシュガー	4,700	2,216.000	10,415,200
森永製菓	35,500	2,578.000	91,519,000
中村屋	3,100	3,130.000	9,703,000
江崎グリコ	23,900	4,256.000	101,718,400
井村屋グループ	4,600	2,450.000	11,270,000
不二家	5,700	2,493.000	14,210,100
山崎製パン	56,000	3,821.000	213,976,000
モロゾフ	2,600	4,025.000	10,465,000
亀田製菓	5,100	4,160.000	21,216,000
寿スピリッツ	40,500	1,684.500	68,222,250
カルビー	38,300	3,587.000	137,382,100
森永乳業	29,600	3,076.000	91,049,600
六甲バター	6,300	1,464.000	9,223,200
ヤクルト本社	119,300	2,958.000	352,889,400
明治ホールディングス	102,200	3,370.000	344,414,000
雪印メグミルク	19,700	2,650.000	52,205,000
プリマハム	10,600	2,265.000	24,009,000
日本ハム	35,900	5,153.000	184,992,700
丸大食品	8,400	1,647.000	13,834,800
S F o o d s	8,900	3,410.000	30,349,000
柿安本店	3,000	3,180.000	9,540,000
伊藤ハム米久ホールディングス	12,100	4,140.000	50,094,000
サッポロホールディングス	27,600	5,925.000	163,530,000
アサヒグループホールディングス	192,000	5,468.000	1,049,856,000
キリンホールディングス	345,600	2,219.000	766,886,400
宝ホールディングス	57,100	1,021.000	58,299,100
オエノンホールディングス	26,200	352.000	9,222,400
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	65,900	2,275.000	149,922,500
ライフドリンク カンパニー	1,400	5,100.000	7,140,000
サントリー食品インターナショナル	58,600	5,174.000	303,196,400
ダイドーグループホールディングス	9,000	2,678.000	24,102,000
伊藤園	28,600	3,763.000	107,621,800
キーコーヒー	8,400	2,006.000	16,850,400

日清オイリオグループ	11,300	5,100.000	57,630,000
不二製油グループ本社	19,900	2,373.000	47,222,700
かどや製油	1,800	3,660.000	6,588,000
Jーオイルミルズ	8,300	1,992.000	16,533,600
キッコーマン	276,000	1,909.500	527,022,000
味の素	197,500	5,552.000	1,096,520,000
ブルドックソース	4,700	2,048.000	9,625,600
キューピー	44,700	3,129.000	139,866,300
ハウス食品グループ本社	28,500	3,067.000	87,409,500
カゴメ	36,400	3,729.000	135,735,600
アリアケジャパン	8,200	5,130.000	42,066,000
エバラ食品工業	2,800	2,874.000	8,047,200
やまみ	900	3,600.000	3,240,000
ニチレイ	38,300	4,091.000	156,685,300
東洋水産	42,100	9,668.000	407,022,800
イトアンドホールディングス	4,100	1,986.000	8,142,600
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,000	1,232.000	6,160,000
日清食品ホールディングス	87,800	4,101.000	360,067,800
永谷園ホールディングス	4,200	2,268.000	9,525,600
フジッコ	7,600	1,910.000	14,516,000
ロック・フィールド	9,100	1,639.000	14,914,900
日本たばこ産業	504,900	4,180.000	2,110,482,000
ケンコーマヨネーズ	6,300	2,295.000	14,458,500
わらべや日洋ホールディングス	6,200	2,402.000	14,892,400
なとり	4,600	2,109.000	9,701,400
ファーマフーズ	12,200	815.000	9,943,000
ユーグレナ	52,500	529.000	27,772,500
紀文食品	7,100	1,148.000	8,150,800
ピクルスホールディングス	5,200	1,190.000	6,188,000
ミヨシ油脂	5,200	1,261.000	6,557,200
理研ビタミン	7,200	2,750.000	19,800,000
片倉工業	9,000	1,958.000	17,622,000
グンゼ	5,900	5,330.000	31,447,000
東洋紡	36,100	1,162.000	41,948,200
ユニチカ	30,500	208.000	6,344,000
富士紡ホールディングス	3,500	4,175.000	14,612,500
倉敷紡績	6,600	3,475.000	22,935,000
シキボウ	5,700	1,081.000	6,161,700
日本毛織	21,800	1,373.000	29,931,400
ダイドーリミテッド	8,100	552.000	4,471,200
帝国繊維	9,300	2,295.000	21,343,500
帝人	82,100	1,512.500	124,176,250
東レ	568,200	737.000	418,763,400
ダイニック	3,300	741.000	2,445,300

セーレン	16,000	2,732.000	43,712,000
小松マテーレ	13,300	763.000	10,147,900
ワコールホールディングス	17,500	3,466.000	60,655,000
ホギメディカル	11,200	3,600.000	40,320,000
T S I ホールディングス	28,800	923.000	26,582,400
ワールド	11,800	2,094.000	24,709,200
三陽商会	3,500	2,864.000	10,024,000
オンワードホールディングス	54,600	644.000	35,162,400
ルックホールディングス	3,700	2,966.000	10,974,200
ゴールドウイン	15,000	9,266.000	138,990,000
デサント	14,800	3,230.000	47,804,000
特種東海製紙	4,000	3,740.000	14,960,000
王子ホールディングス	357,100	671.900	239,935,490
日本製紙	43,100	1,160.000	49,996,000
北越コーポレーション	43,400	1,408.000	61,107,200
大王製紙	39,700	1,147.000	45,535,900
レンゴー	78,900	1,200.000	94,680,000
トーモク	5,400	2,658.000	14,353,200
ザ・パック	6,200	3,765.000	23,343,000
北の達人コーポレーション	37,700	189.000	7,125,300
クラレ	123,400	1,736.000	214,222,400
旭化成	571,200	1,117.000	638,030,400
レゾナック・ホールディングス	82,100	3,748.000	307,710,800
住友化学	634,200	355.000	225,141,000
住友精化	3,500	5,080.000	17,780,000
日産化学	40,000	5,475.000	219,000,000
ラサ工業	3,400	2,836.000	9,642,400
クレハ	19,600	2,713.000	53,174,800
多木化学	3,300	3,755.000	12,391,500
テイカ	6,500	1,527.000	9,925,500
石原産業	14,800	1,834.000	27,143,200
日本曹達	9,100	5,980.000	54,418,000
東ソー	113,000	2,178.000	246,114,000
トクヤマ	29,000	2,901.000	84,129,000
セントラル硝子	9,900	2,830.000	28,017,000
東亜合成	41,100	1,653.500	67,958,850
大阪ソーダ	5,900	9,150.000	53,985,000
関東電化工業	16,400	993.000	16,285,200
デンカ	30,800	2,348.000	72,318,400
信越化学工業	758,300	6,543.000	4,961,556,900
日本カーバイド工業	3,100	1,858.000	5,759,800
堺化学工業	6,300	2,069.000	13,034,700
第一稀元素化学工業	8,000	967.000	7,736,000
エア・ウォーター	80,000	2,364.000	189,120,000

日本酸素ホールディングス	82,000	4,499.000	368,918,000
日本化学工業	3,000	2,550.000	7,650,000
日本パーカラライジング	39,000	1,235.000	48,165,000
高压ガス工業	12,600	885.000	11,151,000
四国化成ホールディングス	11,000	1,695.000	18,645,000
戸田工業	2,700	2,018.000	5,448,600
ステラ ケミファ	4,800	3,685.000	17,688,000
保土谷化学工業	2,400	4,280.000	10,272,000
日本触媒	50,400	1,523.000	76,759,200
大日精化工業	5,800	2,961.000	17,173,800
カネカ	23,900	4,021.000	96,101,900
三菱瓦斯化学	62,900	2,838.500	178,541,650
三井化学	72,000	4,539.000	326,808,000
J S R	77,200	4,345.000	335,434,000
東京応化工業	42,000	4,250.000	178,500,000
大阪有機化学工業	6,900	3,265.000	22,528,500
三菱ケミカルグループ	616,900	927.100	571,927,990
KHネオケム	13,300	2,418.000	32,159,400
ダイセル	110,600	1,466.000	162,139,600
住友ベークライト	24,400	4,556.000	111,166,400
積水化学工業	174,000	2,281.000	396,894,000
日本ゼオン	59,000	1,373.000	81,007,000
アイカ工業	22,000	3,739.000	82,258,000
U B E	41,900	2,858.000	119,750,200
積水樹脂	11,900	2,700.000	32,130,000
タキロンシーアイ	18,900	675.000	12,757,500
旭有機材	5,500	5,420.000	29,810,000
ニチバン	5,100	1,982.000	10,108,200
リケンテクノス	18,200	994.000	18,090,800
大倉工業	4,000	3,150.000	12,600,000
群栄化学工業	2,100	3,785.000	7,948,500
ミライアル	2,700	1,518.000	4,098,600
ダイキョーニシカワ	18,600	761.000	14,154,600
森六ホールディングス	4,400	2,671.000	11,752,400
恵和	6,100	1,109.000	6,764,900
日本化薬	69,000	1,320.000	91,080,000
カーリットホールディングス	8,700	1,141.000	9,926,700
日本精化	4,800	2,381.000	11,428,800
扶桑化学工業	8,800	4,230.000	37,224,000
トリケミカル研究所	10,500	4,500.000	47,250,000
A D E K A	30,000	3,327.000	99,810,000
日油	76,500	2,121.500	162,294,750
ハリマ化成グループ	5,800	927.000	5,376,600
花王	191,200	6,249.000	1,194,808,800

第一工業製薬	3,400	3,485.000	11,849,000
石原ケミカル	4,000	1,784.000	7,136,000
三洋化成工業	4,800	4,245.000	20,376,000
大日本塗料	9,700	1,195.000	11,591,500
日本ペイントホールディングス	450,200	1,014.000	456,502,800
関西ペイント	83,300	2,084.000	173,597,200
中国塗料	16,900	2,153.000	36,385,700
日本特殊塗料	5,200	1,442.000	7,498,400
藤倉化成	13,700	481.000	6,589,700
太陽ホールディングス	14,200	3,155.000	44,801,000
D I C	33,200	2,996.000	99,467,200
サカタインクス	18,300	1,645.000	30,103,500
a r t i e n c e	17,600	3,025.000	53,240,000
富士フイルムホールディングス	471,000	3,454.000	1,626,834,000
資生堂	177,200	3,979.000	705,078,800
ライオン	111,800	1,355.000	151,489,000
高砂香料工業	5,900	3,470.000	20,473,000
マンダム	17,900	1,294.000	23,162,600
ミルボン	11,700	3,016.000	35,287,200
ファンケル	37,500	1,919.000	71,962,500
コーセー	17,400	7,519.000	130,830,600
コタ	6,600	1,425.000	9,405,000
ポーラ・オルビスホールディングス	44,200	1,404.500	62,078,900
ノエビアホールディングス	7,300	5,260.000	38,398,000
新日本製薬	5,000	1,701.000	8,505,000
I - n e	1,900	1,690.000	3,211,000
アクシージア	4,800	896.000	4,300,800
エスター	5,900	1,550.000	9,145,000
アグロ カネショウ	4,400	1,149.000	5,055,600
コニシ	25,100	1,472.000	36,947,200
長谷川香料	15,800	3,035.000	47,953,000
小林製薬	25,000	5,606.000	140,150,000
荒川化学工業	7,700	1,118.000	8,608,600
メック	6,800	3,655.000	24,854,000
日本高純度化学	2,100	3,210.000	6,741,000
タカラバイオ	23,000	954.000	21,942,000
J C U	9,200	3,730.000	34,316,000
新田ゼラチン	6,000	707.000	4,242,000
O A T アグリオ	3,300	2,066.000	6,817,800
デクセリアルズ	21,400	6,087.000	130,261,800
アース製薬	7,400	4,325.000	32,005,000
北興化学工業	9,600	1,469.000	14,102,400
大成ラミック	3,500	2,910.000	10,185,000
クミアイ化学工業	33,600	828.000	27,820,800

日本農薬	15,900	764.000	12,147,600
アキレス	5,700	1,555.000	8,863,500
有沢製作所	14,400	1,506.000	21,686,400
日東電工	54,600	14,500.000	791,700,000
レック	12,300	1,153.000	14,181,900
三光合成	11,700	692.000	8,096,400
きもと	21,600	221.000	4,773,600
藤森工業	6,300	4,425.000	27,877,500
前澤化成工業	5,200	1,786.000	9,287,200
未来工業	3,200	4,075.000	13,040,000
J S P	6,000	2,392.000	14,352,000
エフピコ	16,500	2,813.000	46,414,500
天馬	6,100	2,229.000	13,596,900
信越ポリマー	17,400	1,549.000	26,952,600
東リ	18,200	387.000	7,043,400
ニフコ	26,000	3,929.000	102,154,000
バルカー	6,800	4,810.000	32,708,000
ユニ・チャーム	176,400	4,583.000	808,441,200
協和キリン	99,100	2,669.500	264,547,450
武田薬品工業	751,300	4,095.000	3,076,573,500
アステラス製薬	746,200	1,446.000	1,079,005,200
住友ファーマ	72,800	392.000	28,537,600
塩野義製薬	107,500	7,237.000	777,977,500
わかもと製薬	9,000	237.000	2,133,000
日本新薬	20,300	4,280.000	86,884,000
中外製薬	265,700	5,105.000	1,356,398,500
科研製薬	12,000	3,428.000	41,136,000
エーザイ	103,700	6,012.000	623,444,400
ロート製薬	79,000	2,970.500	234,669,500
小野薬品工業	176,400	2,348.500	414,275,400
久光製薬	16,700	3,825.000	63,877,500
持田製薬	11,300	3,165.000	35,764,500
参天製薬	148,800	1,440.500	214,346,400
扶桑薬品工業	4,500	2,239.000	10,075,500
ツムラ	24,100	3,913.000	94,303,300
キッセイ薬品工業	15,500	3,655.000	56,652,500
生化学工業	19,000	756.000	14,364,000
栄研化学	17,300	2,000.000	34,600,000
鳥居薬品	5,300	3,895.000	20,643,500
J C R ファーマ	31,800	824.000	26,203,200
東和薬品	14,500	2,783.000	40,353,500
富士製薬工業	7,900	1,596.000	12,608,400
ゼリア新薬工業	13,500	2,088.000	28,188,000
ネクセラファーマ	29,300	1,513.000	44,330,900

第一三共	738,300	4,561.000	3,367,386,300
杏林製薬	21,900	1,828.000	40,033,200
大幸薬品	24,400	358.000	8,735,200
ダイト	8,000	2,422.000	19,376,000
大塚ホールディングス	177,100	6,346.000	1,123,876,600
ペプチドリーム	35,000	1,523.500	53,322,500
セルソース	3,400	1,546.000	5,256,400
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,285.000	22,621,500
サワイグループホールディングス	17,800	5,771.000	102,723,800
日本コークス工業	84,800	134.000	11,363,200
ニチレキ	10,500	2,396.000	25,158,000
ユシロ化学工業	5,900	2,040.000	12,036,000
富士石油	25,200	518.000	13,053,600
出光興産	471,600	1,089.500	513,808,200
ENEOSホールディングス	1,336,700	774.500	1,035,274,150
コスモエネルギーホールディングス	25,400	7,942.000	201,726,800
横浜ゴム	42,800	4,048.000	173,254,400
TOYO TIRE	48,900	2,948.500	144,181,650
ブリヂストン	247,500	6,756.000	1,672,110,000
住友ゴム工業	83,500	1,934.000	161,489,000
藤倉コンポジット	5,600	1,465.000	8,204,000
オカモト	4,100	4,800.000	19,680,000
フコク	5,000	2,025.000	10,125,000
ニッタ	8,200	4,050.000	33,210,000
住友理工	13,800	1,323.000	18,257,400
三ツ星ベルト	10,500	4,675.000	49,087,500
バンドー化学	12,700	1,820.000	23,114,000
日東紡績	10,900	5,600.000	61,040,000
AGC	75,500	5,912.000	446,356,000
日本山村硝子	2,700	1,582.000	4,271,400
日本電気硝子	34,700	3,825.000	132,727,500
オハラ	5,300	1,360.000	7,208,000
住友大阪セメント	14,500	3,853.000	55,868,500
太平洋セメント	51,300	3,552.000	182,217,600
日本ヒューム	8,400	839.000	7,047,600
日本コンクリート工業	19,100	395.000	7,544,500
三谷セキサン	4,000	6,120.000	24,480,000
アジアパイルホールディングス	13,500	854.000	11,529,000
東海カーボン	78,500	1,064.000	83,524,000
日本カーボン	4,700	5,690.000	26,743,000
東洋炭素	6,100	8,190.000	49,959,000
ノリタケカンパニーリミテド	9,600	4,215.000	40,464,000
TOTO	56,000	4,325.000	242,200,000
日本碍子	98,200	2,116.000	207,791,200

日本特殊陶業	70,700	5,337.000	377,325,900
ダントーホールディングス	3,600	808.000	2,908,800
MARUWA	3,200	33,900.000	108,480,000
品川リフラクトリーズ	10,700	1,924.000	20,586,800
黒崎播磨	7,200	3,470.000	24,984,000
ヨータイ	5,000	1,467.000	7,335,000
東京窯業	10,700	485.000	5,189,500
フジミインコーポレーテッド	22,800	3,500.000	79,800,000
ニチアス	21,400	4,155.000	88,917,000
ニチハ	10,800	3,670.000	39,636,000
日本製鉄	389,800	3,601.000	1,403,669,800
神戸製鋼所	175,800	1,972.500	346,765,500
中山製鋼所	19,000	946.000	17,974,000
合同製鐵	4,600	5,500.000	25,300,000
J F Eホールディングス	242,700	2,498.500	606,385,950
東京製鐵	24,500	1,694.000	41,503,000
共英製鋼	9,600	2,450.000	23,520,000
大和工業	16,000	8,338.000	133,408,000
東京鐵鋼	4,000	4,905.000	19,620,000
大阪製鐵	5,300	2,343.000	12,417,900
淀川製鋼所	9,300	4,595.000	42,733,500
中部鋼鈑	5,900	2,385.000	14,071,500
丸一鋼管	26,400	4,197.000	110,800,800
モリ工業	2,000	6,900.000	13,800,000
大同特殊鋼	54,500	1,782.500	97,146,250
日本冶金工業	6,200	4,705.000	29,171,000
山陽特殊製鋼	8,800	2,118.000	18,638,400
愛知製鋼	5,100	3,945.000	20,119,500
日本金属	3,600	848.000	3,052,800
大平洋金属	8,100	1,317.000	10,667,700
新日本電工	48,000	329.000	15,792,000
栗本鐵工所	4,500	4,120.000	18,540,000
三菱製鋼	6,400	1,435.000	9,184,000
日本精線	6,500	1,214.000	7,891,000
エンビプロ・ホールディングス	6,800	539.000	3,665,200
新家工業	1,900	3,440.000	6,536,000
大紀アルミニウム工業所	12,200	1,345.000	16,409,000
日本輕金属ホールディングス	25,100	1,925.000	48,317,500
三井金属鉱業	25,700	5,124.000	131,686,800
三菱マテリアル	62,800	3,236.000	203,220,800
住友金属鉱山	101,500	5,443.000	552,464,500
DOWAホールディングス	21,500	5,934.000	127,581,000
古河機械金属	12,900	2,033.000	26,225,700
大阪チタニウムテクノロジーズ	15,500	2,467.000	38,238,500

東邦チタニウム	18,600	1,432.000	26,635,200
UACJ	12,300	4,810.000	59,163,000
CKサンエツ	2,200	4,025.000	8,855,000
古河電気工業	29,600	3,500.000	103,600,000
住友電気工業	325,700	2,467.000	803,501,900
フジクラ	103,300	2,789.500	288,155,350
SWCC	9,700	4,130.000	40,061,000
平河ヒューテック	5,500	1,320.000	7,260,000
リョービ	9,700	2,828.000	27,431,600
アーレスティ	7,100	828.000	5,878,800
AREホールディングス	34,300	2,038.000	69,903,400
稲葉製作所	6,200	1,836.000	11,383,200
宮地エンジニアリンググループ	4,300	4,055.000	17,436,500
トーカロ	22,400	1,907.000	42,716,800
アルファ	3,900	1,591.000	6,204,900
SUMCO	155,400	2,648.000	411,499,200
川田テクノロジーズ	6,900	3,025.000	20,872,500
RS TECHNOLOGIES	5,900	3,340.000	19,706,000
信和	7,900	748.000	5,909,200
東洋製罐グループホールディングス	51,100	2,409.500	123,125,450
ホッカンホールディングス	5,100	1,878.000	9,577,800
横河ブリッジホールディングス	12,800	2,930.000	37,504,000
三和ホールディングス	87,200	2,616.000	228,115,200
文化シヤッター	23,900	1,722.000	41,155,800
三協立山	11,100	831.000	9,224,100
アルインコ	7,600	1,152.000	8,755,200
LIXIL	136,700	1,777.500	242,984,250
ノーリツ	13,800	1,759.000	24,274,200
長府製作所	8,400	2,229.000	18,723,600
リンナイ	42,900	3,404.000	146,031,600
日東精工	13,700	611.000	8,370,700
岡部	16,300	824.000	13,431,200
ジーテクト	10,400	2,045.000	21,268,000
東プレ	15,100	2,682.000	40,498,200
高周波熱錬	14,000	1,079.000	15,106,000
東京製綱	5,700	1,406.000	8,014,200
パイオラックス	11,500	2,652.000	30,498,000
エイチワン	9,600	698.000	6,700,800
日本発条	77,200	1,563.000	120,663,600
中央発條	4,000	990.000	3,960,000
立川ブラインド工業	4,400	1,427.000	6,278,800
三益半導体工業	7,500	2,940.000	22,050,000
日本製鋼所	23,500	3,921.000	92,143,500
三浦工業	35,600	2,580.500	91,865,800

タクマ	28,100	1,964.000	55,188,400
ツガミ	18,000	1,265.000	22,770,000
オークマ	7,800	7,099.000	55,372,200
芝浦機械	8,500	3,480.000	29,580,000
アマダ	134,800	1,737.500	234,215,000
アイダエンジニアリング	16,400	895.000	14,678,000
F U J I	39,600	2,652.500	105,039,000
牧野フライス製作所	9,300	6,320.000	58,776,000
オーエスジー	38,200	1,993.500	76,151,700
旭ダイヤモンド工業	21,200	933.000	19,779,600
DMG森精機	51,400	4,287.000	220,351,800
ソディック	22,400	740.000	16,576,000
ディスコ	41,000	55,200.000	2,263,200,000
日東工器	4,300	2,229.000	9,584,700
日進工具	7,100	925.000	6,567,500
富士ダイス	5,200	684.000	3,556,800
豊和工業	5,500	827.000	4,548,500
石川製作所	3,100	1,418.000	4,395,800
リケンN P R	9,200	3,160.000	29,072,000
島精機製作所	13,500	1,319.000	17,806,500
オプトラン	14,200	1,966.000	27,917,200
N Cホールディングス	2,000	1,531.000	3,062,000
イワキ	6,100	2,639.000	16,097,900
フリュー	9,200	1,305.000	12,006,000
ヤマシンフィルタ	21,800	448.000	9,766,400
日阪製作所	8,800	1,093.000	9,618,400
やまびこ	13,300	2,076.000	27,610,800
野村マイクロ・サイエンス	11,600	5,330.000	61,828,000
平田機工	4,000	7,550.000	30,200,000
P E G A S U S	11,000	499.000	5,489,000
マルマエ	4,300	1,919.000	8,251,700
タツモ	5,300	4,350.000	23,055,000
ナブテスコ	53,900	2,542.000	137,013,800
三井海洋開発	11,000	3,280.000	36,080,000
レオン自動機	9,100	1,564.000	14,232,400
SMC	25,500	84,220.000	2,147,610,000
ホソカワミクロン	5,700	4,580.000	26,106,000
ユニオンツール	3,600	4,560.000	16,416,000
瑞光	6,500	1,060.000	6,890,000
オイレス工業	11,100	2,409.000	26,739,900
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,020.000	17,068,000
サトーホールディングス	11,600	2,261.000	26,227,600
技研製作所	8,100	2,018.000	16,345,800
日本エアーテック	5,400	1,203.000	6,496,200

日精樹脂工業	6,400	1,120.000	7,168,000
ワイエイシイホールディングス	3,100	2,384.000	7,390,400
小松製作所	399,500	4,545.000	1,815,727,500
住友重機械工業	50,200	4,743.000	238,098,600
日立建機	34,000	4,831.000	164,254,000
日工	11,000	750.000	8,250,000
巴工業	3,700	4,425.000	16,372,500
井関農機	8,400	1,089.000	9,147,600
TOWA	9,600	10,390.000	99,744,000
ローツェ	4,500	29,650.000	133,425,000
クボタ	445,500	2,551.500	1,136,693,250
荏原実業	4,400	3,535.000	15,554,000
三菱化工機	2,900	3,885.000	11,266,500
月島ホールディングス	11,500	1,462.000	16,813,000
帝国電機製作所	5,900	2,485.000	14,661,500
新東工業	16,700	1,333.000	22,261,100
澁谷工業	8,000	3,625.000	29,000,000
アイチコーポレーション	11,800	1,112.000	13,121,600
小森コーポレーション	20,900	1,175.000	24,557,500
鶴見製作所	6,300	3,705.000	23,341,500
酒井重工業	1,400	6,450.000	9,030,000
荏原製作所	34,900	13,775.000	480,747,500
西島製作所	7,600	2,757.000	20,953,200
北越工業	8,700	1,890.000	16,443,000
ダイキン工業	101,800	20,060.000	2,042,108,000
オルガノ	10,300	7,270.000	74,881,000
トーヨーカネツ	2,900	4,410.000	12,789,000
栗田工業	47,700	6,417.000	306,090,900
椿本チエイン	11,600	5,110.000	59,276,000
大同工業	6,300	775.000	4,882,500
木村化工機	8,700	774.000	6,733,800
アネスト岩田	13,200	1,334.000	17,608,800
ダイフク	144,100	3,486.000	502,332,600
サムコ	2,300	4,630.000	10,649,000
加藤製作所	3,200	1,453.000	4,649,600
タダノ	48,900	1,340.000	65,526,000
フジテック	20,500	3,787.000	77,633,500
CKD	23,900	3,195.000	76,360,500
平和	26,700	1,925.000	51,397,500
理想科学工業	7,100	3,025.000	21,477,500
SANKYO	88,000	1,650.500	145,244,000
日本金銭機械	10,300	1,300.000	13,390,000
マースグループホールディングス	4,800	3,215.000	15,432,000
フクシマガリレイ	5,900	6,530.000	38,527,000

ダイコク電機	4,600	3,565.000	16,399,000
竹内製作所	15,300	5,940.000	90,882,000
アマノ	23,900	3,839.000	91,752,100
J U K I	13,700	555.000	7,603,500
ジャノメ	9,400	669.000	6,288,600
マックス	10,800	3,290.000	35,532,000
グローリー	20,400	2,844.500	58,027,800
新晃工業	8,200	3,975.000	32,595,000
大和冷機工業	12,400	1,535.000	19,034,000
セガサミーホールディングス	76,700	1,973.500	151,367,450
T P R	9,600	2,345.000	22,512,000
ツバキ・ナカシマ	19,100	868.000	16,578,800
ホシザキ	50,200	5,797.000	291,009,400
大豊工業	9,000	899.000	8,091,000
日本精工	157,600	886.300	139,680,880
N T N	185,600	311.700	57,851,520
ジェイテクト	75,300	1,437.000	108,206,100
不二越	6,300	3,465.000	21,829,500
日本トムソン	20,600	653.000	13,451,800
T H K	49,400	3,552.000	175,468,800
ユーシン精機	7,900	700.000	5,530,000
前澤給装工業	6,900	1,282.000	8,845,800
イーグル工業	9,300	1,823.000	16,953,900
前澤工業	4,900	1,214.000	5,948,600
日本ピラー工業	7,800	6,360.000	49,608,000
キッツ	29,500	1,387.000	40,916,500
マキタ	97,900	4,308.000	421,753,200
三井E & S	43,000	1,771.000	76,153,000
日立造船	74,100	1,288.000	95,440,800
三菱重工業	1,491,000	1,414.000	2,108,274,000
I H I	64,000	3,925.000	251,200,000
スター精密	15,100	1,805.000	27,255,500
日清紡ホールディングス	64,200	1,212.500	77,842,500
イビデン	44,600	6,017.000	268,358,200
コニカミノルタ	193,300	537.500	103,898,750
ブラザー工業	114,100	2,916.500	332,772,650
ミネベアミツミ	148,400	2,803.500	416,039,400
日立製作所	409,700	14,630.000	5,993,911,000
三菱電機	949,000	2,578.500	2,446,996,500
富士電機	51,800	10,450.000	541,310,000
東洋電機製造	5,000	1,144.000	5,720,000
安川電機	92,700	6,294.000	583,453,800
シンフォニア テクノロジー	10,000	3,485.000	34,850,000
明電舎	15,500	3,350.000	51,925,000

オリジン	3,500	1,198.000	4,193,000
山洋電気	3,600	7,300.000	26,280,000
デンヨー	6,800	2,379.000	16,177,200
PHCホールディングス	16,400	1,130.000	18,532,000
KOKUSAI ELECTRIC	33,100	4,220.000	139,682,000
ソシオネクスト	62,100	4,927.000	305,966,700
東芝テック	11,300	3,125.000	35,312,500
芝浦メカトロニクス	5,000	6,390.000	31,950,000
マブチモーター	41,600	2,653.000	110,364,800
ニデック	188,500	6,351.000	1,197,163,500
トレックス・セミコンダクター	4,300	1,754.000	7,542,200
東光高岳	5,300	2,642.000	14,002,600
ダイヘン	8,300	10,800.000	89,640,000
ヤーマン	16,800	980.000	16,464,000
JVCケンウッド	69,200	913.000	63,179,600
ミマキエンジニアリング	9,000	1,173.000	10,557,000
IPEX	6,200	1,816.000	11,259,200
大崎電気工業	21,000	680.000	14,280,000
オムロン	65,200	5,206.000	339,431,200
日東工業	11,200	4,155.000	46,536,000
IDEC	12,300	2,671.000	32,853,300
ジーエス・ユアサコーポレーション	33,600	3,145.000	105,672,000
サクサホールディングス	1,700	2,824.000	4,800,800
メルコホールディングス	3,300	3,695.000	12,193,500
日本電気	112,000	11,475.000	1,285,200,000
富士通	785,000	2,528.500	1,984,872,500
沖電気工業	39,200	1,158.000	45,393,600
電気興業	3,700	2,074.000	7,673,800
サンケン電気	8,000	6,060.000	48,480,000
アイホン	4,900	2,984.000	14,621,600
ルネサスエレクトロニクス	535,600	2,683.000	1,437,014,800
セイコーエプソン	109,400	2,705.000	295,927,000
ワコム	64,900	587.000	38,096,300
アルバック	19,000	10,060.000	191,140,000
アクセル	4,400	1,720.000	7,568,000
EIZO	6,100	5,210.000	31,781,000
日本信号	19,000	1,035.000	19,665,000
京三製作所	19,500	519.000	10,120,500
能美防災	11,200	2,601.000	29,131,200
ホーチキ	6,400	2,260.000	14,464,000
エレコム	20,000	1,521.000	30,420,000
パナソニックホールディングス	1,007,700	1,398.000	1,408,764,600
シャープ	145,800	821.600	119,789,280
アンリツ	61,200	1,247.000	76,316,400

富士通ゼネラル	24,800	1,810.500	44,900,400
ソニーグループ	597,300	12,860.000	7,681,278,000
T D K	135,100	7,690.000	1,038,919,000
帝国通信工業	4,100	1,831.000	7,507,100
タムラ製作所	36,200	596.000	21,575,200
アルプスアルパイン	77,800	1,259.000	97,950,200
日本電波工業	10,800	1,234.000	13,327,200
鈴木	5,300	1,346.000	7,133,800
メイコー	8,900	5,150.000	45,835,000
日本トリム	2,200	3,635.000	7,997,000
フォスター電機	8,200	1,265.000	10,373,000
SMK	2,500	2,505.000	6,262,500
ヨコオ	7,300	1,620.000	11,826,000
ホシデン	19,300	1,938.000	37,403,400
ヒロセ電機	12,600	15,845.000	199,647,000
日本航空電子工業	20,500	2,390.000	48,995,000
T O A	10,100	1,139.000	11,503,900
マクセル	18,900	1,555.000	29,389,500
古野電気	11,500	2,297.000	26,415,500
スミダコーポレーション	11,500	1,230.000	14,145,000
アイコム	3,600	3,280.000	11,808,000
リオン	3,800	3,085.000	11,723,000
横河電機	93,400	3,554.000	331,943,600
新電元工業	3,400	2,916.000	9,914,400
アズビル	57,900	4,279.000	247,754,100
東亜ディーケーケー	5,600	909.000	5,090,400
日本光電工業	36,400	4,144.000	150,841,600
チノー	3,700	2,700.000	9,990,000
日本電子材料	6,500	2,686.000	17,459,000
堀場製作所	16,100	15,925.000	256,392,500
アドバンテスト	241,800	5,938.000	1,435,808,400
エスペック	7,100	3,045.000	21,619,500
キーエンス	84,500	64,700.000	5,467,150,000
日置電機	4,100	7,070.000	28,987,000
シスメックス	218,700	2,447.500	535,268,250
日本マイクロニクス	15,300	7,740.000	118,422,000
メガチップス	6,800	3,575.000	24,310,000
O B A R A G R O U P	5,900	4,220.000	24,898,000
コーセル	9,800	1,474.000	14,445,200
イリソ電子工業	7,700	2,902.000	22,345,400
オブテックスグループ	15,100	1,875.000	28,312,500
千代田インテグレ	3,800	2,791.000	10,605,800
レーザーテック	38,700	42,180.000	1,632,366,000
スタンレー電気	54,100	2,828.000	152,994,800

ウシオ電機	43,300	1,999.000	86,556,700
ヘリオス テクノ ホールディング	6,200	495.000	3,069,000
日本セラミック	7,500	2,727.000	20,452,500
遠藤照明	3,200	1,470.000	4,704,000
古河電池	6,300	1,040.000	6,552,000
山一電機	7,300	2,698.000	19,695,400
図研	7,200	4,140.000	29,808,000
日本電子	21,200	7,330.000	155,396,000
カシオ計算機	61,600	1,327.500	81,774,000
ファナック	411,700	4,396.000	1,809,833,200
日本シイエムケイ	19,800	599.000	11,860,200
エンプラス	2,600	7,120.000	18,512,000
大真空	12,100	791.000	9,571,100
ローム	156,500	2,232.500	349,386,250
浜松ホトニクス	67,600	5,680.000	383,968,000
三井ハイテック	7,400	7,307.000	54,071,800
新光電気工業	29,100	5,606.000	163,134,600
京セラ	524,400	1,913.000	1,003,177,200
太陽誘電	41,500	3,623.000	150,354,500
村田製作所	767,800	2,785.000	2,138,323,000
双葉電子工業	17,400	508.000	8,839,200
北陸電気工業	3,200	1,365.000	4,368,000
ニチコン	21,200	1,328.000	28,153,600
KOA	12,700	1,475.000	18,732,500
市光工業	15,900	520.000	8,268,000
小糸製作所	89,100	2,335.500	208,093,050
ミツバ	16,200	1,545.000	25,029,000
S C R E E Nホールディングス	28,800	18,520.000	533,376,000
キャノン電子	9,100	2,346.000	21,348,600
キャノン	421,100	4,488.000	1,889,896,800
リコー	212,400	1,395.000	296,298,000
象印マホービン	23,500	1,479.000	34,756,500
東京エレクトロン	178,700	39,290.000	7,021,123,000
イノテック	5,400	1,865.000	10,071,000
トヨタ紡織	35,100	2,550.500	89,522,550
ユニプレス	15,100	1,164.000	17,576,400
豊田自動織機	72,100	14,370.000	1,036,077,000
モリタホールディングス	14,600	1,693.000	24,717,800
三櫻工業	13,000	1,142.000	14,846,000
デンソー	696,000	2,968.000	2,065,728,000
東海理化電機製作所	22,700	2,532.000	57,476,400
川崎重工業	69,200	4,918.000	340,325,600
名村造船所	21,500	1,885.000	40,527,500
日本車輛製造	3,300	2,441.000	8,055,300

三菱ロジスネクスト	15,200	1,666.000	25,323,200
日産自動車	1,140,700	586.500	669,020,550
いすゞ自動車	245,200	2,009.500	492,729,400
トヨタ自動車	4,636,000	3,767.000	17,463,812,000
日野自動車	120,000	506.200	60,744,000
三菱自動車工業	331,500	509.500	168,899,250
武蔵精密工業	20,200	1,639.000	33,107,800
日産車体	6,500	1,012.000	6,578,000
新明和工業	25,900	1,220.000	31,598,000
極東開発工業	13,900	2,562.000	35,611,800
トピー工業	7,100	2,752.000	19,539,200
ティラド	2,400	4,010.000	9,624,000
タチエス	14,900	1,959.000	29,189,100
NOK	33,200	2,145.500	71,230,600
フタバ産業	23,900	1,090.000	26,051,000
カヤバ	7,800	5,220.000	40,716,000
大同メタル工業	19,500	681.000	13,279,500
プレス工業	36,200	755.000	27,331,000
太平洋工業	18,400	1,734.000	31,905,600
アイシン	65,200	6,100.000	397,720,000
マツダ	279,800	1,809.500	506,298,100
今仙電機製作所	6,300	612.000	3,855,600
本田技研工業	2,007,100	1,860.000	3,733,206,000
スズキ	620,000	1,836.000	1,138,320,000
SUBARU	261,300	3,577.000	934,670,100
安永	4,400	671.000	2,952,400
ヤマハ発動機	364,200	1,411.000	513,886,200
エクセディ	13,000	3,065.000	39,845,000
豊田合成	23,800	3,286.000	78,206,800
愛三工業	14,000	1,667.000	23,338,000
日本プラスト	10,500	526.000	5,523,000
ヨロズ	9,500	1,001.000	9,509,500
エフ・シー・シー	14,200	2,287.000	32,475,400
シマノ	34,200	23,700.000	810,540,000
テイ・エス テック	32,200	1,954.500	62,934,900
ジャムコ	4,100	1,146.000	4,698,600
テルモ	471,800	2,587.500	1,220,782,500
日機装	19,100	1,285.000	24,543,500
日本エム・ディ・エム	5,400	680.000	3,672,000
島津製作所	111,900	4,181.000	467,853,900
長野計器	6,200	2,541.000	15,754,200
ブイ・テクノロジー	4,600	2,577.000	11,854,200
東京計器	6,700	2,681.000	17,962,700
愛知時計電機	3,800	2,389.000	9,078,200

インターアクション	5,200	1,512.000	7,862,400
オーバル	7,300	577.000	4,212,100
東京精密	17,500	11,625.000	203,437,500
マニー	33,800	1,780.000	60,164,000
ニコン	122,500	1,566.500	191,896,250
トプコン	42,400	1,732.000	73,436,800
オリンパス	503,500	2,188.500	1,101,909,750
理研計器	11,600	3,595.000	41,702,000
タムロン	5,200	6,840.000	35,568,000
HOYA	166,200	17,020.000	2,828,724,000
ノーリツ鋼機	8,000	3,085.000	24,680,000
A&Dホロンホールディングス	11,900	2,973.000	35,378,700
朝日インテック	103,100	2,316.500	238,831,150
シチズン時計	78,100	1,079.000	84,269,900
リズム	1,300	3,020.000	3,926,000
メニコン	29,600	1,451.000	42,949,600
松風	3,900	2,927.000	11,415,300
セイコーグループ	12,400	4,365.000	54,126,000
ニプロ	70,800	1,295.000	91,686,000
パラマウントベッドホールディングス	18,900	2,760.000	52,164,000
トランザクション	5,600	1,970.000	11,032,000
ニホンフラッシュ	8,600	922.000	7,929,200
前田工繊	7,000	3,360.000	23,520,000
永大産業	17,800	288.000	5,126,400
アートネイチャー	9,800	764.000	7,487,200
フルヤ金属	2,100	12,070.000	25,347,000
バンダイナムコホールディングス	232,000	2,880.000	668,160,000
SHOEI	18,700	2,163.000	40,448,100
フランスベッドホールディングス	10,500	1,222.000	12,831,000
パイロットコーポレーション	12,400	4,142.000	51,360,800
萩原工業	6,300	1,638.000	10,319,400
フジシールインターナショナル	17,100	2,114.000	36,149,400
タカラトミー	38,600	2,635.000	101,711,000
広済堂ホールディングス	22,400	691.000	15,478,400
プロネクス	7,700	1,151.000	8,862,700
TOPPANホールディングス	104,100	3,756.000	390,999,600
大日本印刷	92,400	4,544.000	419,865,600
共同印刷	2,800	3,425.000	9,590,000
NISSHA	15,100	1,547.000	23,359,700
TAKARA & COMPANY	5,300	2,648.000	14,034,400
アシックス	72,100	6,980.000	503,258,000
ツツミ	3,200	2,111.000	6,755,200
ローランド	6,300	4,340.000	27,342,000
小松ウオール工業	3,300	3,115.000	10,279,500

ヤマハ	53,700	3,169.000	170,175,300
河合楽器製作所	2,500	3,615.000	9,037,500
クリナップ	9,800	758.000	7,428,400
ビジョン	54,800	1,410.000	77,268,000
キングジム	8,800	891.000	7,840,800
リンテック	16,700	3,145.000	52,521,500
イトーキ	17,400	1,871.000	32,555,400
任天堂	533,100	7,668.000	4,087,810,800
三菱鉛筆	12,000	2,564.000	30,768,000
タカラスタンダード	17,700	1,862.000	32,957,400
コクヨ	36,200	2,640.000	95,568,000
グローブライド	7,000	1,935.000	13,545,000
オカムラ	25,200	2,347.000	59,144,400
美津濃	8,400	7,570.000	63,588,000
東京電力ホールディングス	763,200	1,107.500	845,244,000
中部電力	310,400	2,078.000	645,011,200
関西電力	325,700	2,454.000	799,267,800
中国電力	146,200	1,258.000	183,919,600
北陸電力	86,900	950.200	82,572,380
東北電力	221,100	1,296.500	286,656,150
四国電力	77,300	1,332.500	103,002,250
九州電力	193,800	1,668.000	323,258,400
北海道電力	80,600	1,213.000	97,767,800
沖縄電力	20,600	1,262.000	25,997,200
電源開発	69,300	2,716.500	188,253,450
エフオン	9,900	443.000	4,385,700
イーレックス	16,400	762.000	12,496,800
レノバ	23,200	1,351.000	31,343,200
東京瓦斯	165,700	3,891.000	644,738,700
大阪瓦斯	171,200	3,433.000	587,729,600
東邦瓦斯	36,700	3,684.000	135,202,800
北海道瓦斯	4,900	3,015.000	14,773,500
広島ガス	19,100	387.000	7,391,700
西部ガスホールディングス	7,800	1,978.000	15,428,400
静岡ガス	18,000	976.000	17,568,000
メタウォーター	9,800	2,380.000	23,324,000
SBSホールディングス	7,200	2,787.000	20,066,400
東武鉄道	92,100	3,520.000	324,192,000
相鉄ホールディングス	29,800	2,714.000	80,877,200
東急	235,800	1,900.000	448,020,000
京浜急行電鉄	103,200	1,340.000	138,288,000
小田急電鉄	139,600	1,843.000	257,282,800
京王電鉄	41,900	4,087.000	171,245,300
京成電鉄	54,400	6,075.000	330,480,000

富士急行	10,300	3,645.000	37,543,500
東日本旅客鉄道	465,000	2,967.000	1,379,655,000
西日本旅客鉄道	201,800	3,115.000	628,607,000
東海旅客鉄道	324,900	3,677.000	1,194,657,300
西武ホールディングス	102,400	2,571.500	263,321,600
鴻池運輸	14,000	2,277.000	31,878,000
西日本鉄道	21,600	2,463.000	53,200,800
ハマキョウレックス	6,300	3,965.000	24,979,500
サカイ引越センター	9,100	2,780.000	25,298,000
近鉄グループホールディングス	84,000	4,340.000	364,560,000
阪急阪神ホールディングス	112,000	4,285.000	479,920,000
南海電気鉄道	39,300	3,048.000	119,786,400
京阪ホールディングス	46,300	3,411.000	157,929,300
神戸電鉄	2,700	2,779.000	7,503,300
名古屋鉄道	89,800	2,149.000	192,980,200
山陽電気鉄道	6,400	2,094.000	13,401,600
アルプス物流	6,700	3,010.000	20,167,000
ヤマトホールディングス	108,400	2,138.000	231,759,200
山九	21,500	5,348.000	114,982,000
丸全昭和運輸	5,000	4,785.000	23,925,000
センコーグループホールディングス	42,900	1,192.000	51,136,800
トナミホールディングス	1,900	4,885.000	9,281,500
ニッコンホールディングス	26,300	2,991.000	78,663,300
福山通運	9,700	3,825.000	37,102,500
セイノーホールディングス	47,800	2,162.500	103,367,500
神奈川中央交通	2,600	3,150.000	8,190,000
AZ-COM丸和ホールディングス	21,800	1,260.000	27,468,000
C&Fロジホールディングス	8,300	3,300.000	27,390,000
九州旅客鉄道	59,000	3,575.000	210,925,000
SGホールディングス	143,300	1,840.500	263,743,650
NIPPON EXPRESSホールディングス	28,600	8,076.000	230,973,600
日本郵船	240,800	4,188.000	1,008,470,400
商船三井	182,300	4,664.000	850,247,200
川崎汽船	203,400	2,078.500	422,766,900
NSユニテッド海運	4,700	4,660.000	21,902,000
明海グループ	7,400	737.000	5,453,800
飯野海運	31,300	1,228.000	38,436,400
乾汽船	12,600	1,080.000	13,608,000
日本航空	207,600	2,837.000	588,961,200
ANAホールディングス	228,500	3,100.000	708,350,000
トランコム	2,400	5,920.000	14,208,000
日新	6,500	3,150.000	20,475,000
三菱倉庫	20,500	5,139.000	105,349,500
三井倉庫ホールディングス	7,600	4,695.000	35,682,000

住友倉庫	21,500	2,680.000	57,620,000
澁澤倉庫	3,300	3,045.000	10,048,500
東陽倉庫	3,700	1,547.000	5,723,900
日本トランスシティ	16,800	736.000	12,364,800
川西倉庫	5,200	1,160.000	6,032,000
安田倉庫	6,500	1,363.000	8,859,500
上組	39,000	3,327.000	129,753,000
キムラユニティー	4,000	1,708.000	6,832,000
キューソー流通システム	6,700	1,232.000	8,254,400
エーアイティー	5,400	1,763.000	9,520,200
内外トランスライン	3,500	2,550.000	8,925,000
日本コンセプト	3,300	1,793.000	5,916,900
NEC ネットスエスアイ	32,200	2,631.000	84,718,200
クロスキャット	5,200	1,352.000	7,030,400
システナ	134,900	259.000	34,939,100
デジタルアーツ	5,300	4,365.000	23,134,500
日鉄ソリューションズ	14,100	5,330.000	75,153,000
キューブシステム	3,500	1,101.000	3,853,500
コア	3,300	1,895.000	6,253,500
手間いらず	1,900	3,135.000	5,956,500
ラクーンホールディングス	8,100	649.000	5,256,900
ソリトンシステムズ	4,800	1,336.000	6,412,800
ソフトクリエイイトホールディングス	7,100	1,805.000	12,815,500
T I S	92,700	3,232.000	299,606,400
グリー	23,300	470.000	10,951,000
コーエーテクモホールディングス	53,200	1,536.000	81,715,200
三菱総合研究所	3,900	5,060.000	19,734,000
ファインデックス	7,900	1,068.000	8,437,200
ブレインパッド	7,400	1,280.000	9,472,000
K L a b	9,100	267.000	2,429,700
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	488.000	7,320,000
ネクソン	189,100	2,411.000	455,920,100
アイスタイル	29,200	493.000	14,395,600
エムアップホールディングス	10,900	1,052.000	11,466,800
エイチーム	6,700	649.000	4,348,300
エニグモ	12,700	365.000	4,635,500
コロプラ	32,000	594.000	19,008,000
ブロードリーフ	42,900	577.000	24,753,300
デジタルハーツホールディングス	5,700	942.000	5,369,400
メディアドゥ	4,300	1,474.000	6,338,200
じげん	24,900	555.000	13,819,500
フィックスターズ	9,800	2,118.000	20,756,400
CARTA HOLDINGS	4,400	1,712.000	7,532,800
オプティム	8,500	920.000	7,820,000

セレス	3,800	1,769.000	6,722,200
SHIFT	5,700	16,950.000	96,615,000
ティーガイア	9,000	2,084.000	18,756,000
セック	1,000	4,730.000	4,730,000
テクマトリックス	15,700	1,707.000	26,799,900
プロシップ	3,900	1,436.000	5,600,400
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,400	2,266.000	50,758,400
GMOペイメントゲートウェイ	17,100	7,928.000	135,568,800
システムリサーチ	5,600	1,534.000	8,590,400
インターネットイニシアティブ	41,200	2,736.000	112,723,200
さくらインターネット	9,600	5,740.000	55,104,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,700	2,850.000	7,695,000
SRAホールディングス	4,200	4,085.000	17,157,000
朝日ネット	5,600	642.000	3,595,200
eBASE	12,200	692.000	8,442,400
アバントグループ	10,700	1,247.000	13,342,900
アドソル日進	3,500	1,631.000	5,708,500
フリービット	4,600	1,431.000	6,582,600
コムチュア	11,700	1,907.000	22,311,900
アイル	4,000	2,755.000	11,020,000
マークライنز	4,700	3,125.000	14,687,500
メディカル・データ・ビジョン	12,600	613.000	7,723,800
テラスカイ	4,100	1,670.000	6,847,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	4,700	1,699.000	7,985,300
PR TIMES	2,200	1,851.000	4,072,200
ラクス	40,200	1,638.000	65,847,600
ダブルスタンダード	3,400	1,776.000	6,038,400
オープンドア	6,300	754.000	4,750,200
アカツキ	4,400	2,423.000	10,661,200
UBICOMホールディングス	3,100	1,185.000	3,673,500
カナミックネットワーク	11,900	507.000	6,033,300
チェンジホールディングス	19,600	1,166.000	22,853,600
オークネット	3,500	2,565.000	8,977,500
マクロミル	17,000	759.000	12,903,000
オロ	3,600	2,719.000	9,788,400
ユーザーローカル	3,700	2,145.000	7,936,500
マネーフォワード	19,100	5,495.000	104,954,500
SUN ASTERISK	6,600	892.000	5,887,200
プラスアルファ・コンサルティング	5,200	2,163.000	11,247,600
電算システムホールディングス	4,200	2,768.000	11,625,600
APPIER GROUP	29,400	1,317.000	38,719,800
ビジョナル	6,600	8,050.000	53,130,000
プロトコーポレーション	9,900	1,420.000	14,058,000
野村総合研究所	187,700	3,981.000	747,233,700

日本システム技術	5,600	1,773.000	9,928,800
インテージホールディングス	9,600	1,491.000	14,313,600
インフォコム	10,700	2,762.000	29,553,400
シンプレクス・ホールディングス	13,500	2,769.000	37,381,500
HEROZ	4,100	1,518.000	6,223,800
ラクスル	21,400	936.000	20,030,400
メルカリ	42,500	1,745.500	74,183,750
I P S	2,900	2,350.000	6,815,000
システムサポート	3,300	1,986.000	6,553,800
イーソル	7,500	801.000	6,007,500
ウイングアーク 1 s t	9,000	2,691.000	24,219,000
サーバーワークス	2,100	2,616.000	5,493,600
S a n s a n	28,400	1,411.000	40,072,400
ギフトィ	8,000	1,253.000	10,024,000
メドレー	11,400	3,995.000	45,543,000
ベース	3,100	3,445.000	10,679,500
J M D C	14,800	3,167.000	46,871,600
フォーカスシステムズ	6,000	1,258.000	7,548,000
クレスコ	7,000	2,130.000	14,910,000
フジ・メディア・ホールディングス	82,000	2,024.500	166,009,000
オービック	28,300	21,120.000	597,696,000
ジャストシステム	12,300	2,589.000	31,844,700
T D C ソフト	14,400	1,122.000	16,156,800
L I N E ヤフー	1,209,600	357.600	432,552,960
トレンドマイクロ	40,200	8,042.000	323,288,400
I D ホールディングス	5,900	1,478.000	8,720,200
日本オラクル	16,600	11,335.000	188,161,000
アルファシステムズ	2,500	3,245.000	8,112,500
フューチャー	18,500	1,774.000	32,819,000
C A C H O L D I N G S	4,300	2,016.000	8,668,800
S B テクノロジー	3,700	2,084.000	7,710,800
オービックビジネスコンサルタント	12,300	7,038.000	86,567,400
アイティフォー	10,900	1,395.000	15,205,500
東計電算	2,800	4,000.000	11,200,000
大塚商会	84,200	3,147.000	264,977,400
サイボウズ	12,000	1,558.000	18,696,000
電通総研	10,200	5,000.000	51,000,000
A C C E S S	10,400	1,441.000	14,986,400
デジタルガレージ	14,300	2,919.000	41,741,700
イーエムシステムズ	14,500	669.000	9,700,500
ウェザーニューズ	2,500	4,555.000	11,387,500
C I J	22,000	505.000	11,110,000
ビジネスエンジニアリング	1,500	3,550.000	5,325,000
WOWOW	7,000	1,120.000	7,840,000

スカラ	7,900	728.000	5,751,200
ANYCOLOR	9,100	2,312.000	21,039,200
IMAGICA GROUP	8,500	639.000	5,431,500
ネットワンシステムズ	34,800	2,731.000	95,038,800
アルゴグラフィックス	7,500	3,975.000	29,812,500
マーベラス	14,200	682.000	9,684,400
エイベックス	14,200	1,285.000	18,247,000
BIPROGY	27,800	4,652.000	129,325,600
都築電気	4,500	2,274.000	10,233,000
TBSホールディングス	42,800	4,785.000	204,798,000
日本テレビホールディングス	75,600	2,503.000	189,226,800
朝日放送グループホールディングス	9,600	653.000	6,268,800
テレビ朝日ホールディングス	20,800	2,250.000	46,800,000
スカパーJ SATホールディングス	67,900	989.000	67,153,100
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,035.000	18,210,000
日本BS放送	3,500	917.000	3,209,500
ビジョン	12,800	1,047.000	13,401,600
U-NEXT HOLDINGS	9,400	4,515.000	42,441,000
日本通信	83,500	197.000	16,449,500
日本電信電話	25,179,100	174.600	4,396,270,860
KDDI	654,100	4,281.000	2,800,202,100
ソフトバンク	1,361,800	1,861.500	2,534,990,700
光通信	8,600	26,815.000	230,609,000
エムティーアイ	7,400	735.000	5,439,000
GMOインターネットグループ	31,300	2,663.500	83,367,550
ファイバーゲート	5,000	1,060.000	5,300,000
KADOKAWA	44,800	2,777.000	124,409,600
学研ホールディングス	14,400	950.000	13,680,000
ゼンリン	14,500	838.000	12,151,000
アイネット	5,600	2,266.000	12,689,600
松竹	4,700	9,337.000	43,883,900
東宝	47,200	4,971.000	234,631,200
東映	14,000	3,800.000	53,200,000
NTTデータグループ	222,500	2,326.500	517,646,250
ピー・シー・エー	5,200	1,797.000	9,344,400
ビジネスブレイン太田昭和	3,300	2,020.000	6,666,000
DTS	17,200	4,075.000	70,090,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	39,100	5,434.000	212,469,400
シーイーシー	11,700	1,696.000	19,843,200
カプコン	151,600	2,640.500	400,299,800
アイ・エス・ビー	4,600	1,301.000	5,984,600
ジャステック	5,100	1,936.000	9,873,600
SCSK	59,000	2,836.000	167,324,000
NSW	3,300	3,055.000	10,081,500

アイネス	6,300	1,521.000	9,582,300
TKC	12,700	3,855.000	48,958,500
富士ソフト	17,200	6,130.000	105,436,000
NSD	29,700	3,030.000	89,991,000
コナミグループ	32,000	9,368.000	299,776,000
福井コンピュータホールディングス	5,200	2,535.000	13,182,000
JBCCHホールディングス	5,900	3,230.000	19,057,000
ミロク情報サービス	7,900	1,700.000	13,430,000
ソフトバンクグループ	417,900	8,322.000	3,477,763,800
リョーサン菱洋ホールディングス	17,200	3,015.000	51,858,000
高千穂交易	2,600	3,755.000	9,763,000
伊藤忠食品	2,000	7,250.000	14,500,000
エレマテック	8,000	1,867.000	14,936,000
あらた	13,400	3,130.000	41,942,000
トーメンデバイス	1,400	6,570.000	9,198,000
東京エレクトロン デバイス	9,000	6,260.000	56,340,000
円谷フィールズホールディングス	15,700	1,641.000	25,763,700
双日	99,500	4,024.000	400,388,000
アルフレッサ ホールディングス	90,200	2,210.000	199,342,000
横浜冷凍	24,300	1,024.000	24,883,200
ラサ商事	5,000	1,975.000	9,875,000
アルコニックス	12,000	1,451.000	17,412,000
神戸物産	69,400	3,432.000	238,180,800
あい ホールディングス	13,800	2,514.000	34,693,200
ダイワボウホールディングス	39,700	2,626.500	104,272,050
マクニカホールディングス	21,200	7,189.000	152,406,800
ラクト・ジャパン	3,800	2,462.000	9,355,600
グリムス	3,800	2,080.000	7,904,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	13,400	1,232.000	16,508,800
八洲電機	2,200	1,551.000	3,412,200
メディアスホールディングス	7,000	769.000	5,383,000
レスター	8,000	2,982.000	23,856,000
ジオリーブグループ	1,600	1,300.000	2,080,000
TOKAIホールディングス	42,400	956.000	40,534,400
三洋貿易	9,900	1,490.000	14,751,000
ビューティガレージ	3,000	1,962.000	5,886,000
ウイン・パートナーズ	5,200	1,199.000	6,234,800
シップヘルスケアホールディングス	32,800	2,135.000	70,028,000
コメダホールディングス	21,600	2,612.000	56,419,200
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,032.000	16,865,600
ヤマエグループホールディングス	6,100	2,721.000	16,598,100
小野建	8,700	1,854.000	16,129,800
南陽	5,000	1,228.000	6,140,000
佐島電機	4,600	2,329.000	10,713,400

エコートレーディング	2,500	1,214.000	3,035,000
伯東	5,000	5,450.000	27,250,000
コンドーテック	7,000	1,270.000	8,890,000
ナガイレーベン	11,000	2,393.000	26,323,000
三菱食品	9,300	5,520.000	51,336,000
松田産業	6,800	2,689.000	18,285,200
第一興商	34,400	1,885.500	64,861,200
メディopalホールディングス	91,200	2,411.000	219,883,200
S P K	4,200	2,050.000	8,610,000
萩原電気ホールディングス	4,300	4,170.000	17,931,000
アズワン	28,200	2,631.500	74,208,300
スズデン	3,800	2,086.000	7,926,800
尾家産業	2,500	1,651.000	4,127,500
シモジマ	6,600	1,336.000	8,817,600
ドウシシャ	8,800	2,177.000	19,157,600
高速	4,900	2,146.000	10,515,400
たけびし	3,400	2,174.000	7,391,600
リックス	2,000	4,475.000	8,950,000
丸文	8,300	1,487.000	12,342,100
ハピネット	7,900	2,900.000	22,910,000
日本ライフライン	25,900	1,175.000	30,432,500
タカショー	11,900	504.000	5,997,600
I D O M	26,300	1,383.000	36,372,900
進和	5,800	2,782.000	16,135,600
ダイトロン	3,600	3,515.000	12,654,000
シークス	12,500	1,669.000	20,862,500
オーハシテクニカ	4,700	1,580.000	7,426,000
白銅	2,600	2,730.000	7,098,000
伊藤忠商事	600,100	6,812.000	4,087,881,200
丸紅	743,900	2,753.000	2,047,956,700
長瀬産業	40,500	2,663.000	107,851,500
蝶理	5,500	3,420.000	18,810,000
豊田通商	78,200	10,105.000	790,211,000
三共生興	14,800	740.000	10,952,000
兼松	35,400	2,620.000	92,748,000
三井物産	670,800	7,470.000	5,010,876,000
日本紙パルプ商事	4,600	5,390.000	24,794,000
カメイ	9,500	2,127.000	20,206,500
スターゼン	6,200	2,770.000	17,174,000
山善	26,300	1,355.000	35,636,500
椿本興業	6,000	2,131.000	12,786,000
住友商事	539,800	3,886.000	2,097,662,800
内田洋行	3,500	7,080.000	24,780,000
三菱商事	1,716,100	3,634.000	6,236,307,400

第一実業	9,200	2,015.000	18,538,000
キヤノンマーケティングジャパン	20,700	4,411.000	91,307,700
西華産業	4,000	3,950.000	15,800,000
佐藤商事	6,200	1,767.000	10,955,400
東京産業	8,900	673.000	5,989,700
ユアサ商事	7,300	5,650.000	41,245,000
神鋼商事	2,300	7,020.000	16,146,000
阪和興業	15,800	5,950.000	94,010,000
正栄食品工業	5,900	4,515.000	26,638,500
カナデン	6,700	1,492.000	9,996,400
RYODEN	7,100	2,766.000	19,638,600
岩谷産業	20,400	9,284.000	189,393,600
ナイス	2,600	1,761.000	4,578,600
極東貿易	5,400	1,973.000	10,654,200
アステナホールディングス	18,300	497.000	9,095,100
三愛オブリ	22,200	2,081.000	46,198,200
稲畑産業	16,900	3,205.000	54,164,500
G S I クレオス	5,000	2,325.000	11,625,000
明和産業	12,500	691.000	8,637,500
ワキタ	16,100	1,573.000	25,325,300
東邦ホールディングス	25,100	3,684.000	92,468,400
サンゲツ	21,200	3,330.000	70,596,000
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,370.000	17,536,000
シナネンホールディングス	2,900	4,765.000	13,818,500
伊藤忠エネクス	21,100	1,586.000	33,464,600
サンリオ	76,200	2,842.000	216,560,400
サンワ テクノス	4,600	2,334.000	10,736,400
新光商事	12,300	974.000	11,980,200
トーヨー	4,000	3,220.000	12,880,000
三信電気	3,900	2,085.000	8,131,500
東陽テクニカ	9,100	1,530.000	13,923,000
モスフードサービス	12,600	3,395.000	42,777,000
加賀電子	7,700	6,170.000	47,509,000
ソーダニッカ	8,000	1,148.000	9,184,000
立花エレテック	6,400	3,080.000	19,712,000
フォーバル	1,500	1,195.000	1,792,500
PAL TAC	13,100	4,380.000	57,378,000
三谷産業	19,000	405.000	7,695,000
太平洋興発	3,400	824.000	2,801,600
西本W i s m e t t a c ホールディングス	2,300	5,760.000	13,248,000
K P P グループホールディングス	24,800	769.000	19,071,200
ヤマタネ	4,500	2,756.000	12,402,000
泉州電業	4,500	5,780.000	26,010,000
トラスコ中山	18,200	2,429.000	44,207,800

オートバックスセブン	30,400	1,579.500	48,016,800
モリト	7,100	1,531.000	10,870,100
加藤産業	10,700	4,710.000	50,397,000
イエローハット	15,000	2,048.000	30,720,000
J Kホールディングス	7,800	1,083.000	8,447,400
日伝	6,400	2,518.000	16,115,200
杉本商事	4,300	2,227.000	9,576,100
因幡電機産業	21,900	3,625.000	79,387,500
東テク	9,000	3,215.000	28,935,000
ミスミグループ本社	135,500	2,310.000	313,005,000
タキヒヨー	3,200	1,228.000	3,929,600
スズケン	34,300	4,511.000	154,727,300
ジェコス	6,100	1,132.000	6,905,200
ローソン	19,100	10,330.000	197,303,000
サンエー	6,600	4,920.000	32,472,000
カワチ薬品	7,000	2,674.000	18,718,000
エービーシー・マート	39,400	3,112.000	122,612,800
ハードオフコーポレーション	3,300	1,730.000	5,709,000
アスクル	21,600	2,322.000	50,155,200
ゲオホールディングス	10,300	1,971.000	20,301,300
アダストリア	10,900	3,355.000	36,569,500
くら寿司	10,400	5,260.000	54,704,000
キャンドゥ	4,200	2,800.000	11,760,000
パルグループホールディングス	17,500	1,909.000	33,407,500
エディオン	34,700	1,661.000	57,636,700
サーラコーポレーション	18,900	808.000	15,271,200
ハローズ	4,000	4,700.000	18,800,000
フジオフードグループ本社	10,200	1,405.000	14,331,000
あみやき亭	2,400	6,620.000	15,888,000
大黒天物産	2,800	8,680.000	24,304,000
ハニーズホールディングス	7,200	1,731.000	12,463,200
アルペン	7,300	2,055.000	15,001,500
クオールホールディングス	12,400	1,780.000	22,072,000
ジンズホールディングス	5,600	3,480.000	19,488,000
ビックカメラ	46,400	1,644.000	76,281,600
DCMホールディングス	49,200	1,484.000	73,012,800
MonotaRO	127,500	1,963.500	250,346,250
DDグループ	2,900	1,215.000	3,523,500
J. フロント リテイリング	104,200	1,655.500	172,503,100
ドトール・日レスホールディングス	15,400	2,093.000	32,232,200
マツキヨココカラ&カンパニー	162,700	2,525.500	410,898,850
ブロンコビリー	5,200	3,645.000	18,954,000
ZOZO	57,700	3,434.000	198,141,800
トレジャー・ファクトリー	5,000	1,560.000	7,800,000

物語コーポレーション	14,800	4,435.000	65,638,000
三越伊勢丹ホールディングス	150,700	2,523.000	380,216,100
H a m e e	4,900	1,172.000	5,742,800
ウエルシアホールディングス	46,800	2,319.500	108,552,600
クリエイトSDホールディングス	13,500	3,415.000	46,102,500
チムニー	3,500	1,329.000	4,651,500
シュッピン	7,900	1,182.000	9,337,800
オイシックス・ラ・大地	12,300	1,161.000	14,280,300
ネクステージ	20,900	2,759.000	57,663,100
ジョイフル本田	25,000	2,291.000	57,275,000
鳥貴族ホールディングス	3,600	4,235.000	15,246,000
ホットランド	7,100	2,188.000	15,534,800
すかいらくホールディングス	122,200	2,291.000	279,960,200
S F Pホールディングス	4,600	1,983.000	9,121,800
綿半ホールディングス	5,600	1,553.000	8,696,800
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	32,800	973.000	31,914,400
BEENOS	4,000	2,249.000	8,996,000
あさひ	7,500	1,453.000	10,897,500
日本調剤	6,400	1,562.000	9,996,800
コスモス薬品	7,700	13,860.000	106,722,000
セブン&アイ・ホールディングス	913,200	2,000.000	1,826,400,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	60,100	1,097.000	65,929,700
ツルハホールディングス	18,900	10,360.000	195,804,000
サンマルクホールディングス	7,000	2,099.000	14,693,000
フェリシモ	4,000	914.000	3,656,000
トリドールホールディングス	26,000	3,950.000	102,700,000
TOKYO BASE	11,600	295.000	3,422,000
J Mホールディングス	6,900	2,722.000	18,781,800
アレンザホールディングス	6,500	1,079.000	7,013,500
串カツ田中ホールディングス	3,800	1,771.000	6,729,800
クスリのアオキホールディングス	27,300	2,792.500	76,235,250
力の源ホールディングス	4,700	1,762.000	8,281,400
FOOD & LIFE COMPANIES	48,000	3,150.000	151,200,000
メディカルシステムネットワーク	12,000	626.000	7,512,000
ノジマ	26,900	1,846.000	49,657,400
カッパ・クリエイト	13,700	1,589.000	21,769,300
良品計画	98,100	2,399.500	235,390,950
アドヴァングループ	10,500	1,061.000	11,140,500
アルビス	2,500	2,680.000	6,700,000
G-7ホールディングス	9,500	1,460.000	13,870,000
イオン北海道	31,800	963.000	30,623,400
コジマ	15,600	931.000	14,523,600
コーナン商事	11,700	4,555.000	53,293,500

エコス	3,600	2,315.000	8,334,000
ワタミ	10,300	938.000	9,661,400
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	180,700	3,933.000	710,693,100
西松屋チェーン	17,600	2,168.000	38,156,800
ゼンショーホールディングス	45,600	6,029.000	274,922,400
幸楽苑ホールディングス	5,000	1,298.000	6,490,000
サイゼリヤ	13,400	5,430.000	72,762,000
V Tホールディングス	33,100	524.000	17,344,400
フジ・コーポレーション	3,800	1,677.000	6,372,600
ユナイテッドアローズ	10,400	1,932.000	20,092,800
ハイデイ日高	13,100	2,876.000	37,675,600
コロワイド	39,700	2,120.500	84,183,850
壱番屋	34,000	1,121.000	38,114,000
スギホールディングス	52,800	2,427.500	128,172,000
薬王堂ホールディングス	4,600	2,809.000	12,921,400
スクロール	13,200	940.000	12,408,000
ヨンドシーホールディングス	7,700	1,904.000	14,660,800
木曽路	12,800	2,471.000	31,628,800
S R Sホールディングス	14,900	1,108.000	16,509,200
リテールパートナーズ	13,000	1,829.000	23,777,000
上新電機	7,600	2,510.000	19,076,000
日本瓦斯	47,500	2,632.000	125,020,000
ロイヤルホールディングス	16,500	2,495.000	41,167,500
いなげや	8,600	1,453.000	12,495,800
チヨダ	9,500	883.000	8,388,500
ライフコーポレーション	9,200	4,155.000	38,226,000
リンガーハット	11,100	2,375.000	26,362,500
M r M a x HD	10,700	661.000	7,072,700
A O K Iホールディングス	18,400	1,146.000	21,086,400
オークワ	14,400	1,051.000	15,134,400
コメリ	13,400	3,525.000	47,235,000
青山商事	19,500	1,651.000	32,194,500
しまむら	21,000	7,441.000	156,261,000
高島屋	63,500	2,354.500	149,510,750
松屋	15,300	1,000.000	15,300,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	40,900	1,955.000	79,959,500
近鉄百貨店	4,900	2,202.000	10,789,800
丸井グループ	60,400	2,403.500	145,171,400
アクシアル リテイリング	23,600	1,085.000	25,606,000
イオン	303,300	3,331.000	1,010,292,300
イズミ	15,900	3,726.000	59,243,400
平和堂	14,800	2,405.000	35,594,000
フジ	13,200	1,979.000	26,122,800

ヤオコー	11,000	8,936.000	98,296,000
ゼビオホールディングス	12,200	1,037.000	12,651,400
ケーズホールディングス	61,500	1,536.500	94,494,750
Genky Drug Stores	3,900	6,270.000	24,453,000
ブックオフグループホールディングス	5,300	1,618.000	8,575,400
ギフトホールディングス	3,900	3,390.000	13,221,000
アインホールディングス	12,600	5,936.000	74,793,600
元気寿司	5,800	3,110.000	18,038,000
ヤマダホールディングス	288,200	473.000	136,318,600
アークランズ	27,100	2,005.000	54,335,500
ニトリホールディングス	32,600	23,160.000	755,016,000
グルメ杵屋	5,900	1,091.000	6,436,900
ケーユーホールディングス	5,900	1,140.000	6,726,000
吉野家ホールディングス	34,000	2,900.000	98,600,000
松屋フーズホールディングス	4,100	5,520.000	22,632,000
サガミホールディングス	13,800	1,458.000	20,120,400
関西フードマーケット	7,700	1,768.000	13,613,600
王将フードサービス	6,000	7,670.000	46,020,000
ミニストップ	6,700	1,520.000	10,184,000
アークス	16,100	3,095.000	49,829,500
バローホールディングス	16,900	2,494.000	42,148,600
ベルク	4,300	7,940.000	34,142,000
大 庄	5,500	1,256.000	6,908,000
ファーストリテイリング	40,200	41,620.000	1,673,124,000
サンドラッグ	30,500	4,455.000	135,877,500
サックスパー ホールディングス	7,700	875.000	6,737,500
やまや	1,000	3,065.000	3,065,000
ベルーナ	21,200	632.000	13,398,400
いよぎんホールディングス	97,900	1,202.000	117,675,800
しずおかフィナンシャルグループ	183,400	1,475.000	270,515,000
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	69,000	1,313.500	90,631,500
楽天銀行	29,300	3,420.000	100,206,000
京都フィナンシャルグループ	104,600	2,758.000	288,486,800
じもとホールディングス	11,000	559.000	6,149,000
めぶきフィナンシャルグループ	405,700	555.300	225,285,210
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,500	4,625.000	48,562,500
九州フィナンシャルグループ	159,400	1,096.000	174,702,400
ゆうちょ銀行	914,700	1,574.000	1,439,737,800
富山第一銀行	26,300	935.000	24,590,500
コンコルディア・フィナンシャルグループ	443,300	810.800	359,427,640
西日本フィナンシャルホールディングス	49,000	1,861.000	91,189,000
三十三フィナンシャルグループ	7,500	2,051.000	15,382,500
第四北越フィナンシャルグループ	12,600	4,460.000	56,196,000
ひろぎんホールディングス	117,000	1,119.000	130,923,000

おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,619.000	18,071,100
十六フィナンシャルグループ	10,500	4,590.000	48,195,000
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,100.000	45,390,000
プロクレアホールディングス	10,100	1,854.000	18,725,400
あいちフィナンシャルグループ	12,000	3,275.000	39,300,000
あおぞら銀行	60,200	2,472.000	148,814,400
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,063,600	1,542.500	7,810,603,000
りそなホールディングス	967,000	1,013.500	980,054,500
三井住友トラスト・ホールディングス	298,600	3,291.000	982,692,600
三井住友フィナンシャルグループ	591,200	8,937.000	5,283,554,400
千葉銀行	229,800	1,313.500	301,842,300
群馬銀行	158,000	886.000	139,988,000
武蔵野銀行	10,200	2,943.000	30,018,600
千葉興業銀行	15,600	1,099.000	17,144,400
筑波銀行	36,200	303.000	10,968,600
七十七銀行	24,900	4,165.000	103,708,500
秋田銀行	4,800	2,025.000	9,720,000
山形銀行	9,100	1,167.000	10,619,700
岩手銀行	5,800	2,496.000	14,476,800
東邦銀行	62,900	341.000	21,448,900
東北銀行	4,600	1,185.000	5,451,000
ふくおかフィナンシャルグループ	72,000	4,225.000	304,200,000
スルガ銀行	73,600	994.000	73,158,400
八十二銀行	173,900	1,014.500	176,421,550
山梨中央銀行	8,900	1,800.000	16,020,000
大垣共立銀行	15,400	2,203.000	33,926,200
福井銀行	7,500	1,880.000	14,100,000
清水銀行	3,600	1,581.000	5,691,600
滋賀銀行	13,700	4,010.000	54,937,000
南都銀行	12,300	3,035.000	37,330,500
百五銀行	76,000	630.000	47,880,000
紀陽銀行	28,900	1,774.000	51,268,600
ほくほくフィナンシャルグループ	51,400	1,995.000	102,543,000
山陰合同銀行	50,500	1,199.000	60,549,500
鳥取銀行	3,900	1,400.000	5,460,000
百十四銀行	7,900	2,943.000	23,249,700
四国銀行	13,300	1,151.000	15,308,300
阿波銀行	11,500	2,625.000	30,187,500
大分銀行	5,100	2,915.000	14,866,500
宮崎銀行	5,200	2,802.000	14,570,400
佐賀銀行	5,100	2,088.000	10,648,800
琉球銀行	19,200	1,157.000	22,214,400
セブン銀行	267,800	283.800	76,001,640
みずほフィナンシャルグループ	1,122,200	3,039.000	3,410,365,800

高知銀行	2,500	965.000	2,412,500
山口フィナンシャルグループ	80,000	1,587.500	127,000,000
名古屋銀行	5,300	6,560.000	34,768,000
北洋銀行	123,000	457.000	56,211,000
大光銀行	5,300	1,448.000	7,674,400
愛媛銀行	11,600	1,148.000	13,316,800
トマト銀行	5,100	1,231.000	6,278,100
京葉銀行	37,400	746.000	27,900,400
栃木銀行	42,100	360.000	15,156,000
北日本銀行	2,600	2,472.000	6,427,200
東和銀行	15,200	685.000	10,412,000
大東銀行	8,500	730.000	6,205,000
トモニホールディングス	81,100	420.000	34,062,000
フィデアホールディングス	8,500	1,550.000	13,175,000
池田泉州ホールディングス	112,400	385.000	43,274,000
F P G	28,100	2,205.000	61,960,500
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,600	1,114.000	16,264,400
S B I ホールディングス	121,600	3,854.000	468,646,400
ジャフコ グループ	26,500	1,859.500	49,276,750
大和証券グループ本社	641,300	1,139.500	730,761,350
野村ホールディングス	1,398,100	957.200	1,338,261,320
岡三証券グループ	73,400	765.000	56,151,000
丸三証券	28,800	1,035.000	29,808,000
東洋証券	27,400	353.000	9,672,200
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	94,000	581.000	54,614,000
水戸証券	23,800	466.000	11,090,800
いちよし証券	14,800	795.000	11,766,000
松井証券	47,400	809.000	38,346,600
マネックスグループ	83,500	877.000	73,229,500
極東証券	10,900	1,528.000	16,655,200
岩井コスモホールディングス	9,400	2,226.000	20,924,400
アイザワ証券グループ	12,200	1,223.000	14,920,600
スパークス・グループ	9,200	1,764.000	16,228,800
かんぽ生命保険	86,300	3,043.000	262,610,900
F P パートナー	1,700	6,020.000	10,234,000
S O M P O ホールディングス	375,900	3,187.000	1,197,993,300
アニコム ホールディングス	28,500	576.000	16,416,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	557,100	2,791.000	1,554,866,100
第一生命ホールディングス	406,000	3,652.000	1,482,712,000
東京海上ホールディングス	821,400	4,867.000	3,997,753,800
T & D ホールディングス	224,200	2,615.000	586,283,000
アドバンスクリエイト	6,300	1,077.000	6,785,100
全国保証	21,600	5,416.000	116,985,600

ジェイリース	4,800	1,243.000	5,966,400
イントラスト	3,900	880.000	3,432,000
日本モーゲージサービス	10,100	489.000	4,938,900
S B I アルヒ	11,000	922.000	10,142,000
プレミアグループ	14,200	2,058.000	29,223,600
クレディセゾン	52,500	2,995.500	157,263,750
芙蓉総合リース	7,400	14,160.000	104,784,000
みずほリース	66,000	1,136.000	74,976,000
東京センチュリー	61,700	1,639.500	101,157,150
日本証券金融	30,900	1,620.000	50,058,000
アイフル	130,200	532.000	69,266,400
リコーリース	7,600	5,330.000	40,508,000
イオンフィナンシャルサービス	47,600	1,303.500	62,046,600
アコム	162,500	416.500	67,681,250
ジャックス	8,600	5,570.000	47,902,000
オリエントコーポレーション	26,800	1,064.000	28,515,200
オリックス	500,100	3,254.000	1,627,325,400
三菱HCキャピタル	365,900	1,052.500	385,109,750
九州リースサービス	4,800	1,357.000	6,513,600
日本取引所グループ	215,200	4,127.000	888,130,400
イー・ギャランティ	13,800	1,700.000	23,460,000
アサックス	2,900	760.000	2,204,000
NECキャピタルソリューション	3,900	3,805.000	14,839,500
R o b o t H o m e	32,000	160.000	5,120,000
大東建託	30,500	16,800.000	512,400,000
いちご	100,700	424.000	42,696,800
日本駐車場開発	94,300	204.000	19,237,200
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	622.000	6,842,000
S R E ホールディングス	4,000	4,115.000	16,460,000
ヒューリック	193,100	1,490.500	287,815,550
野村不動産ホールディングス	47,300	4,290.000	202,917,000
三重交通グループホールディングス	19,100	615.000	11,746,500
サムティ	10,100	2,858.000	28,865,800
ディア・ライフ	14,200	1,016.000	14,427,200
地主	6,800	2,502.000	17,013,600
プレサンスコーポレーション	14,600	1,746.000	25,491,600
J P M C	4,500	1,322.000	5,949,000
フージャースホールディングス	12,200	1,085.000	13,237,000
オープンハウスグループ	30,500	4,827.000	147,223,500
東急不動産ホールディングス	249,000	1,222.500	304,402,500
飯田グループホールディングス	79,800	1,945.500	155,250,900
ムゲンエステート	4,200	1,412.000	5,930,400
シーアールイー	5,300	1,369.000	7,255,700
ケイアイスター不動産	4,200	3,690.000	15,498,000

グッドコムアセット	8,900	828.000	7,369,200
ジェイ・エス・ビー	4,400	2,696.000	11,862,400
ロードスターキャピタル	5,900	3,155.000	18,614,500
霞ヶ関キャピタル	2,300	17,560.000	40,388,000
パーク 2 4	54,500	1,808.500	98,563,250
パラカ	3,200	1,980.000	6,336,000
宮越ホールディングス	4,600	1,173.000	5,395,800
三井不動産	1,152,900	1,677.000	1,933,413,300
三菱地所	543,400	3,010.000	1,635,634,000
平和不動産	13,900	4,095.000	56,920,500
東京建物	72,700	2,674.000	194,399,800
京阪神ビルディング	15,700	1,567.000	24,601,900
住友不動産	121,000	5,936.000	718,256,000
テーオーシー	18,100	850.000	15,385,000
レオパレス 2 1	88,100	513.000	45,195,300
スターツコーポレーション	12,500	3,475.000	43,437,500
フジ住宅	10,800	768.000	8,294,400
空港施設	12,000	622.000	7,464,000
明和地所	6,200	1,002.000	6,212,400
ゴールドクレスト	8,200	2,491.000	20,426,200
エスリード	3,800	3,410.000	12,958,000
日神グループホールディングス	15,200	533.000	8,101,600
日本エスコン	16,700	1,014.000	16,933,800
M I R A R T Hホールディングス	41,900	486.000	20,363,400
イオンモール	43,200	1,745.500	75,405,600
毎日コムネット	6,300	800.000	5,040,000
カチタス	22,600	1,979.000	44,725,400
トーセイ	14,500	2,445.000	35,452,500
穴吹興産	2,700	2,155.000	5,818,500
サンフロンティア不動産	13,000	2,039.000	26,507,000
F J ネクストホールディングス	8,800	1,341.000	11,800,800
日本空港ビルデング	29,600	5,582.000	165,227,200
L I F U L L	38,900	167.000	6,496,300
M I X I	19,500	2,561.000	49,939,500
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	779.000	24,928,000
日本M&Aセンターホールディングス	141,300	888.700	125,573,310
メンバーズ	4,400	884.000	3,889,600
UTグループ	11,900	3,560.000	42,364,000
アイティメディア	3,600	1,811.000	6,519,600
ケアネット	14,700	606.000	8,908,200
E・Jホールディングス	5,400	1,816.000	9,806,400
オープンアップグループ	26,800	2,030.000	54,404,000
コシダカホールディングス	27,700	962.000	26,647,400
アルトナー	2,000	2,160.000	4,320,000

パソナグループ	11,100	2,200.000	24,420,000
リンクアンドモチベーション	26,700	508.000	13,563,600
エス・エム・エス	31,900	2,197.500	70,100,250
パーソルホールディングス	895,300	212.600	190,340,780
リニカル	9,500	413.000	3,923,500
学情	4,700	1,778.000	8,356,600
スタジオアリス	4,800	2,010.000	9,648,000
N J S	2,000	3,100.000	6,200,000
総合警備保障	136,000	853.000	116,008,000
カカクコム	54,000	1,799.000	97,146,000
アイロムグループ	4,000	1,823.000	7,292,000
セントケア・ホールディング	7,500	866.000	6,495,000
ルネサンス	6,700	1,018.000	6,820,600
ディップ	13,900	2,728.000	37,919,200
デジタルホールディングス	6,000	1,139.000	6,834,000
新日本科学	8,700	1,479.000	12,867,300
エムスリー	172,600	1,912.000	330,011,200
ウェルネット	12,900	557.000	7,185,300
ワールドホールディングス	4,200	2,433.000	10,218,600
ディー・エヌ・エー	28,000	1,536.500	43,022,000
博報堂D Yホールディングス	108,300	1,426.000	154,435,800
ぐるなび	16,000	334.000	5,344,000
タカミヤ	14,000	549.000	7,686,000
ファンコミュニケーションズ	15,000	409.000	6,135,000
ライク	3,800	1,768.000	6,718,400
エスプール	30,200	327.000	9,875,400
WDBホールディングス	4,500	2,249.000	10,120,500
アドウェイズ	14,300	450.000	6,435,000
バリューコマース	8,700	1,050.000	9,135,000
インフォマート	94,600	368.000	34,812,800
J Pホールディングス	27,100	494.000	13,387,400
プレステージ・インターナショナル	43,300	706.000	30,569,800
アミューズ	5,300	1,597.000	8,464,100
ドリームインキュベータ	3,200	2,346.000	7,507,200
クイック	5,900	2,397.000	14,142,300
電通グループ	86,200	4,229.000	364,539,800
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	1,037.000	4,666,500
ぴあ	3,100	3,095.000	9,594,500
イオンファンタジー	3,600	2,215.000	7,974,000
シーティーエス	10,600	747.000	7,918,200
H. U. グループホールディングス	22,400	2,425.500	54,331,200
アルプス技研	8,200	2,728.000	22,369,600
日本空調サービス	10,200	908.000	9,261,600
オリエンタルランド	459,700	4,771.000	2,193,228,700

ダスキン	17,500	3,278.000	57,365,000
明光ネットワークジャパン	13,800	716.000	9,880,800
ファルコホールディングス	6,400	2,291.000	14,662,400
ラウンドワン	83,400	720.000	60,048,000
リゾートトラスト	39,000	2,660.500	103,759,500
ビー・エム・エル	11,500	3,040.000	34,960,000
リソー教育	50,300	277.000	13,933,100
早稲田アカデミー	5,500	1,572.000	8,646,000
ユー・エス・エス	197,200	1,208.000	238,217,600
東京個別指導学院	20,000	414.000	8,280,000
サイバーエージェント	183,000	1,047.000	191,601,000
楽天グループ	748,300	849.800	635,905,340
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,706.000	8,700,600
S B I グローバルアセットマネジメント	18,000	717.000	12,906,000
テー・オー・ダブリュー	33,800	376.000	12,708,800
山田コンサルティンググループ	4,300	1,935.000	8,320,500
セントラルスポーツ	3,700	2,458.000	9,094,600
フルキャストホールディングス	8,800	1,438.000	12,654,400
エン・ジャパン	15,200	2,714.000	41,252,800
テクノプロ・ホールディングス	52,000	2,977.500	154,830,000
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	1,142.000	6,166,800
K e e P e r 技研	5,600	4,160.000	23,296,000
G u n o s y	9,200	796.000	7,323,200
イー・ガーディアン	4,300	1,416.000	6,088,800
ジャパンマテリアル	27,200	2,402.000	65,334,400
ベクトル	11,700	1,313.000	15,362,100
チャーム・ケア・コーポレーション	7,900	1,554.000	12,276,600
キャリアリンク	3,600	2,414.000	8,690,400
I B J	8,600	543.000	4,669,800
アサンテ	5,200	1,666.000	8,663,200
バリューHR	8,000	1,325.000	10,600,000
M&Aキャピタルパートナーズ	7,700	2,120.000	16,324,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,200	1,035.000	7,452,000
E R I ホールディングス	2,700	2,233.000	6,029,100
シグマクシス・ホールディングス	12,300	1,673.000	20,577,900
ウィルグループ	7,000	1,076.000	7,532,000
メドピア	9,400	669.000	6,288,600
レアジョブ	4,000	727.000	2,908,000
リクルートホールディングス	643,100	6,775.000	4,357,002,500
エラン	12,000	927.000	11,124,000
日本郵政	1,023,300	1,490.500	1,525,228,650
ベルシステム24ホールディングス	11,300	1,577.000	17,820,100
鎌倉新書	9,900	524.000	5,187,600
エアトリ	7,200	1,450.000	10,440,000

アトラエ	7,800	444.000	3,463,200
ストライク	3,900	4,905.000	19,129,500
ソラスト	25,400	511.000	12,979,400
セラク	5,300	1,082.000	5,734,600
インソース	20,100	777.000	15,617,700
ベイカレント・コンサルティング	64,500	3,453.000	222,718,500
Orchestra Holdings	2,700	954.000	2,575,800
アイモバイル	14,100	391.000	5,513,100
MS-Japan	4,000	1,214.000	4,856,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	28,800	2,294.000	66,067,200
グリーンズ	2,300	2,209.000	5,080,700
エル・ティール・エス	1,300	2,282.000	2,966,600
ミダックホールディングス	5,700	1,508.000	8,595,600
キュービーネットホールディングス	5,900	1,171.000	6,908,900
RPAホールディングス	17,300	277.000	4,792,100
マネジメントソリューションズ	4,000	1,730.000	6,920,000
フロンティア・マネジメント	2,600	1,583.000	4,115,800
コプロ・ホールディングス	1,600	1,613.000	2,580,800
アンビスホールディングス	9,700	2,461.000	23,871,700
カーブスホールディングス	24,400	783.000	19,105,200
フォーラムエンジニアリング	13,000	896.000	11,648,000
FAST FITNESS JAPAN	4,100	1,101.000	4,514,100
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	258.000	3,560,400
ポピンズ	3,500	1,304.000	4,564,000
LITALICO	7,200	1,895.000	13,644,000
リログループ	45,700	1,348.000	61,603,600
東祥	10,900	716.000	7,804,400
ID&E ホールディングス	5,600	4,560.000	25,536,000
ビーウィズ	2,400	2,099.000	5,037,600
TREホールディングス	17,900	1,222.000	21,873,800
人・夢・技術グループ	3,600	1,731.000	6,231,600
NISSOホールディングス	9,000	840.000	7,560,000
大栄環境	16,400	2,568.000	42,115,200
日本管財ホールディングス	8,900	2,565.000	22,828,500
M&A総研ホールディングス	4,300	5,370.000	23,091,000
エイチ・アイ・エス	26,600	1,904.000	50,646,400
ラックランド	4,100	2,010.000	8,241,000
共立メンテナンス	28,600	3,346.000	95,695,600
イチネンホールディングス	9,100	1,718.000	15,633,800
建設技術研究所	4,600	4,490.000	20,654,000
スペース	7,100	1,033.000	7,334,300
燦ホールディングス	8,500	1,065.000	9,052,500
スバル興業	4,000	2,815.000	11,260,000
東京テアトル	8,500	1,107.000	9,409,500

ナガワ	2,900	7,200.000	20,880,000	
東京都競馬	7,600	4,350.000	33,060,000	
カナモト	14,400	2,721.000	39,182,400	
ニシオホールディングス	8,300	3,815.000	31,664,500	
トランス・コスモス	11,300	3,185.000	35,990,500	
乃村工藝社	40,100	868.000	34,806,800	
藤田観光	3,800	7,330.000	27,854,000	
KNT-CTホールディングス	6,100	1,266.000	7,722,600	
トーカイ	7,600	2,127.000	16,165,200	
白洋舎	1,300	2,634.000	3,424,200	
セコム	88,600	10,900.000	965,740,000	
セントラル警備保障	5,000	2,666.000	13,330,000	
丹青社	18,200	920.000	16,744,000	
メイテックグループホールディングス	32,500	2,912.500	94,656,250	
応用地質	8,700	2,453.000	21,341,100	
船井総研ホールディングス	18,500	2,400.000	44,400,000	
いであ	3,200	2,275.000	7,280,000	
学究社	4,200	2,112.000	8,870,400	
イオンディライト	9,700	3,765.000	36,520,500	
ダイセキ	18,100	3,090.000	55,929,000	
ステップ	3,200	1,955.000	6,256,000	
合 計	135,763,000		328,904,326,020	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年4月15日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,877,261
コール・ローン	419,400,751
国債証券	106,015,357,050
地方債証券	8,571,473,300
特殊債券	10,329,625,931
社債券	7,036,495,400
未収入金	8,000,000
未収利息	213,282,758
前払費用	7,143,361
流動資産合計	132,609,655,812

資産合計	132,609,655,812
負債の部	
流動負債	
未払金	18,383,100
未払解約金	1,340,000
流動負債合計	19,723,100
負債合計	19,723,100
純資産の部	
元本等	
元本	110,417,739,877
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	22,172,192,835
元本等合計	132,589,932,712
純資産合計	132,589,932,712
負債純資産合計	132,609,655,812

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	110,417,739,877 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2008 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	97,440,897,328 円
同期中における追加設定元本額	32,921,633,392 円
同期中における一部解約元本額	19,944,790,843 円
2024 年 4 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	9,933,579,119 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	15,945,388,626 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	4,219,685,760 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	959,076,907 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	43,075,854 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	192,213,002 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	645,690,749 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,286,889,880 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	723,109,470 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	890,257,855 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	136,451,522 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	815,309,218 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	240,763,225 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	13,534,979 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	118,835,350 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	5,167,568,819 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,806,616,658 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	3,010,170,808 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	730,168,131 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	85,283,917 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	343,704,950 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	450,683,761 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	956,911,485 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	323,451,603 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	11,886,895 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	83,804,325 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	37,235,207 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,298,733 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	4,353,994 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	2,389,503 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	6,683,740 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	61,695,718 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	164,608,113 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	55,431,437 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	5,359,401 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,026,606,427 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	8,392,501,943 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,893,045,157 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	15,411,886,549 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	316,393,567 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	518,203,029 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	274,074,334 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	118,270,332 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,732,178,254 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,201,314,761 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,138,773,236 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	7,494,699,749 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	877,152,362 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	370,979,799 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	448,136,826 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	184,730,732 円

SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	53,193,797 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	1,121,752,777 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,953,422,683 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	564,366,626 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	224,885,881 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	25,746,829 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	247,874,507 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,568,708,466 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,150,803,238 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	762,553,316 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,215,896,913 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	919,043,400 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3％）＜適格機関投資家限定＞	708,375,673 円
合 計	110,417,739,877 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 5 3 2 年国債	50,000,000	49,890,500	
	4 5 4 2 年国債	60,000,000	59,930,400	
	4 5 5 2 年国債	1,030,000,000	1,026,734,900	
	4 5 6 2 年国債	230,000,000	229,528,500	
	4 5 7 2 年国債	500,000,000	498,745,000	
	4 5 8 2 年国債	180,000,000	179,814,600	
	4 5 9 2 年国債	240,000,000	239,671,200	
	1 4 5 5 年国債	1,180,000,000	1,179,315,600	
	1 4 6 5 年国債	1,000,000,000	998,240,000	
	1 4 7 5 年国債	1,310,000,000	1,303,843,000	
	1 4 8 5 年国債	1,180,000,000	1,173,344,800	
	1 4 9 5 年国債	1,290,000,000	1,281,744,000	
	1 5 0 5 年国債	3,130,000,000	3,107,495,300	
	1 5 1 5 年国債	300,000,000	297,561,000	
	1 5 2 5 年国債	730,000,000	726,079,900	
	1 5 3 5 年国債	1,200,000,000	1,188,852,000	
	1 5 4 5 年国債	1,180,000,000	1,171,185,400	
	1 5 6 5 年国債	1,280,000,000	1,273,484,800	

1 5 7	5 年国債	370,000,000	367,565,400	
1 5 8	5 年国債	980,000,000	969,759,000	
1 5 9	5 年国債	100,000,000	98,828,000	
1 6 0	5 年国債	1,190,000,000	1,180,944,100	
1 6 1	5 年国債	370,000,000	368,705,000	
1 6 2	5 年国債	220,000,000	218,851,600	
1 6 3	5 年国債	770,000,000	769,330,100	
1 6 4	5 年国債	280,000,000	276,726,800	
1 6 5	5 年国債	1,510,000,000	1,499,263,900	
1 6 6	5 年国債	440,000,000	438,988,000	
1	4 0 年国債	40,000,000	45,030,000	
2	4 0 年国債	242,000,000	262,265,080	
3	4 0 年国債	185,000,000	199,846,250	
4	4 0 年国債	247,000,000	265,880,680	
5	4 0 年国債	235,000,000	242,158,100	
6	4 0 年国債	240,000,000	241,351,200	
7	4 0 年国債	265,000,000	253,435,400	
8	4 0 年国債	300,000,000	265,098,000	
9	4 0 年国債	523,000,000	335,133,170	
1 0	4 0 年国債	470,000,000	353,665,600	
1 1	4 0 年国債	370,000,000	266,522,100	
1 2	4 0 年国債	390,000,000	247,798,200	
1 3	4 0 年国債	515,000,000	322,493,000	
1 4	4 0 年国債	525,000,000	350,962,500	
1 5	4 0 年国債	560,000,000	412,529,600	
1 6	4 0 年国債	480,000,000	386,572,800	
3 4 0	1 0 年国債	570,000,000	572,114,700	
3 4 1	1 0 年国債	557,000,000	557,885,630	
3 4 2	1 0 年国債	350,000,000	348,992,000	
3 4 3	1 0 年国債	310,000,000	308,890,200	
3 4 4	1 0 年国債	811,000,000	807,666,790	
3 4 5	1 0 年国債	258,000,000	256,797,720	
3 4 6	1 0 年国債	340,000,000	338,174,200	
3 4 7	1 0 年国債	100,000,000	99,370,000	
3 4 8	1 0 年国債	145,000,000	143,916,850	
3 4 9	1 0 年国債	650,000,000	644,325,500	
3 5 0	1 0 年国債	510,000,000	504,670,500	
3 5 1	1 0 年国債	350,000,000	345,898,000	
3 5 2	1 0 年国債	150,000,000	147,912,000	
3 5 3	1 0 年国債	180,000,000	177,111,000	
3 5 4	1 0 年国債	565,000,000	554,796,100	
3 5 5	1 0 年国債	660,000,000	647,163,000	

3 5 6	1 0 年国債	130,000,000	127,318,100	
3 5 7	1 0 年国債	730,000,000	713,867,000	
3 5 8	1 0 年国債	1,010,000,000	985,891,300	
3 5 9	1 0 年国債	1,130,000,000	1,100,269,700	
3 6 0	1 0 年国債	1,150,000,000	1,116,811,000	
3 6 1	1 0 年国債	1,160,000,000	1,123,471,600	
3 6 2	1 0 年国債	1,110,000,000	1,072,371,000	
3 6 3	1 0 年国債	1,030,000,000	992,508,000	
3 6 4	1 0 年国債	980,000,000	941,456,600	
3 6 5	1 0 年国債	1,040,000,000	995,966,400	
3 6 6	1 0 年国債	1,170,000,000	1,126,066,500	
3 6 7	1 0 年国債	1,110,000,000	1,065,000,600	
3 6 8	1 0 年国債	1,190,000,000	1,138,556,300	
3 6 9	1 0 年国債	1,110,000,000	1,086,934,200	
3 7 0	1 0 年国債	1,070,000,000	1,045,432,800	
3 7 1	1 0 年国債	1,010,000,000	975,447,900	
3 7 2	1 0 年国債	970,000,000	969,146,400	
3 7 3	1 0 年国債	1,140,000,000	1,115,501,400	
2	3 0 年国債	440,000,000	488,061,200	
4	3 0 年国債	340,000,000	391,112,200	
5	3 0 年国債	290,000,000	321,897,100	
7	3 0 年国債	474,000,000	533,515,440	
9	3 0 年国債	240,000,000	253,123,200	
1 0	3 0 年国債	95,000,000	97,740,750	
1 1	3 0 年国債	430,000,000	464,675,200	
1 2	3 0 年国債	570,000,000	636,650,100	
1 4	3 0 年国債	392,000,000	449,467,200	
1 6	3 0 年国債	205,000,000	237,519,150	
1 8	3 0 年国債	190,000,000	216,676,000	
1 9	3 0 年国債	170,000,000	194,072,000	
2 1	3 0 年国債	345,000,000	394,169,400	
2 2	3 0 年国債	315,000,000	367,302,600	
2 3	3 0 年国債	349,000,000	407,153,870	
2 4	3 0 年国債	460,000,000	536,875,200	
2 5	3 0 年国債	260,000,000	297,364,600	
2 6	3 0 年国債	253,000,000	292,204,880	
2 7	3 0 年国債	250,000,000	291,807,500	
2 8	3 0 年国債	96,000,000	112,027,200	
2 9	3 0 年国債	157,000,000	180,840,450	
3 0	3 0 年国債	142,000,000	161,465,360	
3 1	3 0 年国債	235,000,000	263,366,850	
3 2	3 0 年国債	360,000,000	407,768,400	

3 3	3 0 年国債	208, 000, 000	226, 027, 360	
3 4	3 0 年国債	87, 000, 000	96, 854, 490	
3 5	3 0 年国債	260, 000, 000	280, 675, 200	
3 6	3 0 年国債	90, 000, 000	96, 904, 800	
3 7	3 0 年国債	225, 000, 000	237, 993, 750	
3 8	3 0 年国債	220, 000, 000	228, 382, 000	
3 9	3 0 年国債	220, 000, 000	231, 723, 800	
4 0	3 0 年国債	260, 000, 000	268, 702, 200	
4 1	3 0 年国債	240, 000, 000	243, 408, 000	
4 2	3 0 年国債	280, 000, 000	283, 374, 000	
4 3	3 0 年国債	265, 000, 000	267, 612, 900	
4 4	3 0 年国債	310, 000, 000	312, 607, 100	
4 5	3 0 年国債	315, 000, 000	306, 296, 550	
4 6	3 0 年国債	315, 000, 000	305, 745, 300	
4 7	3 0 年国債	290, 000, 000	286, 151, 700	
4 8	3 0 年国債	400, 000, 000	379, 956, 000	
4 9	3 0 年国債	345, 000, 000	327, 049, 650	
5 0	3 0 年国債	325, 000, 000	271, 979, 500	
5 1	3 0 年国債	345, 000, 000	256, 072, 800	
5 2	3 0 年国債	363, 000, 000	281, 742, 450	
5 3	3 0 年国債	297, 000, 000	235, 057, 680	
5 4	3 0 年国債	115, 000, 000	94, 949, 750	
5 5	3 0 年国債	355, 000, 000	292, 161, 450	
5 6	3 0 年国債	320, 000, 000	262, 505, 600	
5 7	3 0 年国債	325, 000, 000	265, 746, 000	
5 8	3 0 年国債	350, 000, 000	285, 029, 500	
5 9	3 0 年国債	390, 000, 000	308, 880, 000	
6 0	3 0 年国債	380, 000, 000	314, 754, 000	
6 1	3 0 年国債	345, 000, 000	271, 114, 800	
6 2	3 0 年国債	275, 000, 000	204, 344, 250	
6 3	3 0 年国債	230, 000, 000	165, 466, 600	
6 4	3 0 年国債	315, 000, 000	225, 480, 150	
6 5	3 0 年国債	275, 000, 000	196, 025, 500	
6 6	3 0 年国債	360, 000, 000	255, 333, 600	
6 7	3 0 年国債	410, 000, 000	306, 372, 500	
6 8	3 0 年国債	360, 000, 000	267, 760, 800	
6 9	3 0 年国債	350, 000, 000	266, 668, 500	
7 0	3 0 年国債	370, 000, 000	280, 900, 300	
7 1	3 0 年国債	350, 000, 000	264, 757, 500	
7 2	3 0 年国債	370, 000, 000	278, 872, 700	
7 3	3 0 年国債	380, 000, 000	285, 376, 200	
7 4	3 0 年国債	380, 000, 000	309, 137, 600	

7 5	3 0 年国債	360,000,000	315,720,000	
7 6	3 0 年国債	370,000,000	331,867,800	
7 7	3 0 年国債	350,000,000	328,674,500	
7 8	3 0 年国債	400,000,000	357,656,000	
7 9	3 0 年国債	320,000,000	272,076,800	
8 0	3 0 年国債	360,000,000	353,538,000	
8 1	3 0 年国債	380,000,000	355,664,800	
8 2	3 0 年国債	10,000,000	9,790,500	
8 2	2 0 年国債	620,000,000	637,384,800	
8 4	2 0 年国債	500,000,000	515,020,000	
8 5	2 0 年国債	645,000,000	667,936,200	
8 8	2 0 年国債	742,000,000	774,781,560	
8 9	2 0 年国債	20,000,000	20,840,200	
9 0	2 0 年国債	580,000,000	607,097,600	
9 2	2 0 年国債	324,000,000	339,772,320	
9 3	2 0 年国債	632,000,000	663,543,120	
9 5	2 0 年国債	305,000,000	324,303,450	
9 7	2 0 年国債	327,000,000	347,973,780	
9 9	2 0 年国債	153,000,000	162,844,020	
1 0 0	2 0 年国債	207,000,000	221,744,610	
1 0 1	2 0 年国債	355,000,000	383,034,350	
1 0 2	2 0 年国債	457,000,000	495,168,640	
1 0 5	2 0 年国債	370,000,000	397,291,200	
1 0 6	2 0 年国債	370,000,000	398,900,700	
1 0 7	2 0 年国債	378,000,000	406,769,580	
1 0 9	2 0 年国債	40,000,000	42,764,000	
1 1 1	2 0 年国債	386,000,000	419,859,920	
1 1 3	2 0 年国債	27,000,000	29,337,930	
1 1 4	2 0 年国債	163,000,000	177,647,180	
1 1 8	2 0 年国債	200,000,000	217,782,000	
1 1 9	2 0 年国債	295,000,000	317,697,300	
1 2 0	2 0 年国債	200,000,000	212,928,000	
1 2 1	2 0 年国債	55,000,000	59,648,050	
1 2 2	2 0 年国債	130,000,000	140,179,000	
1 2 3	2 0 年国債	70,000,000	76,940,500	
1 2 5	2 0 年国債	205,000,000	227,263,000	
1 2 6	2 0 年国債	180,000,000	197,083,800	
1 2 7	2 0 年国債	145,000,000	157,796,250	
1 2 8	2 0 年国債	65,000,000	70,838,950	
1 3 0	2 0 年国債	155,000,000	167,990,550	
1 3 1	2 0 年国債	80,000,000	86,136,800	
1 3 2	2 0 年国債	450,000,000	484,735,500	

1 3 3	2 0 年国債	190, 000, 000	206, 056, 900	
1 3 4	2 0 年国債	200, 000, 000	217, 172, 000	
1 3 5	2 0 年国債	155, 000, 000	167, 077, 600	
1 3 6	2 0 年国債	120, 000, 000	128, 446, 800	
1 3 7	2 0 年国債	185, 000, 000	199, 541, 000	
1 3 9	2 0 年国債	60, 000, 000	64, 226, 400	
1 4 0	2 0 年国債	420, 000, 000	453, 251, 400	
1 4 1	2 0 年国債	360, 000, 000	388, 659, 600	
1 4 2	2 0 年国債	240, 000, 000	261, 172, 800	
1 4 3	2 0 年国債	150, 000, 000	160, 800, 000	
1 4 4	2 0 年国債	170, 000, 000	180, 740, 600	
1 4 5	2 0 年国債	110, 000, 000	118, 870, 400	
1 4 6	2 0 年国債	195, 000, 000	210, 757, 950	
1 4 7	2 0 年国債	840, 000, 000	899, 959, 200	
1 4 8	2 0 年国債	459, 000, 000	486, 976, 050	
1 4 9	2 0 年国債	625, 000, 000	662, 743, 750	
1 5 0	2 0 年国債	571, 000, 000	599, 361, 570	
1 5 1	2 0 年国債	700, 000, 000	719, 754, 000	
1 5 2	2 0 年国債	540, 000, 000	554, 455, 800	
1 5 3	2 0 年国債	587, 000, 000	608, 067, 430	
1 5 4	2 0 年国債	650, 000, 000	665, 379, 000	
1 5 5	2 0 年国債	510, 000, 000	510, 000, 000	
1 5 6	2 0 年国債	270, 000, 000	251, 264, 700	
1 5 7	2 0 年国債	385, 000, 000	348, 159, 350	
1 5 8	2 0 年国債	380, 000, 000	355, 262, 000	
1 5 9	2 0 年国債	388, 000, 000	365, 798, 640	
1 6 0	2 0 年国債	445, 000, 000	423, 177, 200	
1 6 1	2 0 年国債	610, 000, 000	570, 624, 500	
1 6 2	2 0 年国債	530, 000, 000	493, 790, 400	
1 6 3	2 0 年国債	520, 000, 000	482, 487, 200	
1 6 4	2 0 年国債	545, 000, 000	496, 516, 800	
1 6 5	2 0 年国債	600, 000, 000	543, 834, 000	
1 6 6	2 0 年国債	495, 000, 000	459, 468, 900	
1 6 7	2 0 年国債	530, 000, 000	475, 680, 300	
1 6 8	2 0 年国債	520, 000, 000	457, 490, 800	
1 6 9	2 0 年国債	480, 000, 000	413, 385, 600	
1 7 0	2 0 年国債	385, 000, 000	329, 794, 850	
1 7 1	2 0 年国債	475, 000, 000	404, 695, 250	
1 7 2	2 0 年国債	480, 000, 000	413, 716, 800	
1 7 3	2 0 年国債	495, 000, 000	424, 388, 250	
1 7 4	2 0 年国債	700, 000, 000	596, 925, 000	
1 7 5	2 0 年国債	685, 000, 000	591, 244, 050	

	1 7 6	2 0 年国債	670,000,000	575,282,100	
	1 7 7	2 0 年国債	670,000,000	562,418,100	
	1 7 8	2 0 年国債	650,000,000	552,545,500	
	1 7 9	2 0 年国債	690,000,000	583,788,300	
	1 8 0	2 0 年国債	550,000,000	489,043,500	
	1 8 1	2 0 年国債	590,000,000	531,837,800	
	1 8 2	2 0 年国債	550,000,000	511,582,500	
	1 8 3	2 0 年国債	540,000,000	526,737,600	
	1 8 4	2 0 年国債	590,000,000	545,160,000	
	1 8 5	2 0 年国債	590,000,000	543,513,900	
	1 8 6	2 0 年国債	480,000,000	472,180,800	
	1 8 7	2 0 年国債	410,000,000	388,393,000	
	国債証券 小計			106,015,357,050	
地方債証券	1	東京都 3 0 年	100,000,000	111,925,200	
	8	東京都 3 0 年	400,000,000	446,814,400	
	1 3	東京都 3 0 年	500,000,000	526,572,000	
	6	東京都 2 0 年	100,000,000	101,695,800	
	2 6－1 5	北海道公債	100,000,000	100,230,700	
	3 0－1 8	北海道公債	200,000,000	196,190,600	
	2 1 0	神奈川県公債	100,000,000	100,224,200	
	2 1 1	神奈川県公債	100,000,000	100,214,000	
	3	神奈川県 2 0 年	100,000,000	102,278,900	
	7	神奈川県 2 0 年	100,000,000	105,407,000	
	1 3	神奈川県 2 0 年	100,000,000	109,188,700	
	3 8 8	大阪府公債	100,000,000	100,202,100	
	3 9 2	大阪府公債	100,000,000	100,173,000	
	1	大阪府 2 0 年	200,000,000	217,407,400	
	1 7 9	大阪府 5 年	100,000,000	99,473,200	
	1 9 3	大阪府 5 年	300,000,000	296,810,400	
	2 7－4	京都府公債	100,000,000	100,442,000	
	2 9－4	京都府公債	100,000,000	99,427,300	
	1－6	京都府 5 年	200,000,000	199,918,800	
	5	兵庫県公債 1 5 年	300,000,000	310,562,400	
	1 0	兵庫県公債 2 0 年	100,000,000	109,549,200	
	7	静岡県 3 0 年	100,000,000	105,400,000	
	1	静岡県 2 0 年	100,000,000	102,807,400	
	2 2－8	愛知県 2 0 年	200,000,000	215,830,400	
	2 7－1 6	愛知県公債	400,000,000	401,194,800	
	2	埼玉県公債	300,000,000	296,162,400	
	5	埼玉県 2 0 年	100,000,000	107,427,500	
	2 6－1 0	福岡県公債	100,000,000	100,260,400	
	1－1	福岡県公債	200,000,000	194,620,800	

	1－3 福岡県30年	100,000,000	71,136,100	
	26－4 千葉県公債	100,000,000	100,201,800	
	27－3 千葉県公債	100,000,000	100,411,200	
	28－1 千葉県公債	100,000,000	99,463,700	
	9 千葉県20年	200,000,000	215,279,000	
	138 共同発行地方	200,000,000	200,403,600	
	155 共同発行地方	100,000,000	99,831,100	
	172 共同発行地方	500,000,000	497,544,000	
	183 共同発行地方	600,000,000	593,902,200	
	199 共同発行地方	100,000,000	97,228,500	
	3 名古屋市20年	100,000,000	102,189,500	
	5 名古屋市20年	100,000,000	104,728,300	
	1 京都市30年	100,000,000	116,405,400	
	7 京都市20年	100,000,000	108,289,600	
	26－17 神戸市公債	100,000,000	100,103,500	
	4 横浜市20年	100,000,000	101,725,400	
	7 横浜市20年	100,000,000	102,996,000	
	9 横浜市20年	100,000,000	104,354,700	
	14 横浜市20年	100,000,000	107,307,600	
	2－7 札幌市公債	100,000,000	96,499,600	
	94 川崎市公債	100,000,000	95,574,800	
	1－2 北九州市5年	100,000,000	99,956,600	
	1－2 岡山県公債	100,000,000	97,530,100	
	地方債証券 小計		8,571,473,300	
特殊債券	47日本政策投資CO	100,000,000	102,074,700	
	124 日本政策投資	100,000,000	96,944,100	
	36 日本政策投資B	100,000,000	105,510,800	
	18 道路機構	100,000,000	118,938,600	
	22 道路機構	300,000,000	345,501,000	
	27 道路機構	100,000,000	106,484,700	
	37 道路機構	300,000,000	323,429,400	
	47 道路機構	200,000,000	217,601,400	
	135 道路機構	200,000,000	203,069,800	
	74 政保道路機構	100,000,000	106,596,100	
	79 政保道路機構	200,000,000	215,624,000	
	81 政保道路機構	200,000,000	215,842,200	
	88 政保道路機構	100,000,000	112,700,400	
	90 政保道路機構	500,000,000	541,990,500	
	99 政保道路機構	100,000,000	109,378,000	
	127 政保道路機構	200,000,000	218,058,600	
	176 政保道路機構	100,000,000	106,991,500	
	196 政保道路機構	100,000,000	108,220,500	

2 1 0 政保道路機構	200,000,000	212,032,000	
2 2 7 政保道路機構	200,000,000	200,423,800	
2 3 1 政保道路機構	300,000,000	300,729,900	
2 8 8 政保道路機構	189,000,000	187,553,205	
9 道路債券	100,000,000	115,870,300	
2 地方公営 2 0 年	100,000,000	107,724,100	
4 地方公共団 2 0 年	100,000,000	107,655,900	
1 8 地方公共団 2 0	300,000,000	319,082,700	
F 9 6 地方公共団体	100,000,000	102,792,200	
F 1 4 3 地方公共団体	100,000,000	102,613,300	
6 4 地方公共団体	100,000,000	100,133,300	
6 7 政保地方公共団	100,000,000	100,243,600	
7 6 政保地方公共団	300,000,000	300,996,300	
8 5 地方公共団体	100,000,000	99,036,100	
1 0 1 地方公共団体	100,000,000	98,800,800	
1 0 6 地方公共団体	200,000,000	196,849,000	
2 9 地方公共団 5 年	300,000,000	296,490,900	
1 5 公営企業 2 0 年	100,000,000	102,520,000	
1 7 公営企業 2 0 年	100,000,000	103,634,800	
2 0 公営企業 2 0 年	100,000,000	104,979,300	
2 2 公営企業 2 0 年	100,000,000	105,562,700	
2 4 公営企業 2 0 年	200,000,000	213,231,800	
1 0 日本政策金融	100,000,000	108,693,500	
8 9 都市再生	100,000,000	102,349,400	
9 3 都市再生	100,000,000	102,362,900	
1 1 7 都市再生	100,000,000	100,455,100	
3 3 政保中部空港	200,000,000	198,765,600	
5 2 住宅支援機構	100,000,000	108,018,200	
9 3 住宅支援機構	100,000,000	103,001,600	
1 2 4 住宅支援機構	100,000,000	103,422,600	
1 3 0 住宅支援機構	200,000,000	214,071,600	
2 2 6 住宅支援機構	100,000,000	99,092,100	
S 1 1 住宅機構 R M B S	10,496,000	10,568,422	
1 9 住宅機構 R M B S	12,767,000	13,111,709	
2 4 住宅機構 R M B S	25,716,000	26,520,910	
2 6 住宅機構 R M B S	39,867,000	41,094,903	
2 7 住宅機構 R M B S	14,376,000	14,882,035	
2 8 住宅機構 R M B S	16,665,000	17,354,931	
2 9 住宅機構 R M B S	18,022,000	18,800,550	
3 0 住宅機構 R M B S	17,612,000	18,374,599	
3 2 住宅機構 R M B S	34,968,000	36,282,796	
3 5 住宅機構 R M B S	17,742,000	18,451,680	

	3 6 住宅機構RMB S	16,935,000	17,554,821	
	4 3 住宅機構RMB S	22,055,000	22,778,404	
	4 6 住宅機構RMB S	16,916,000	17,528,359	
	4 8 住宅機構RMB S	32,172,000	33,323,757	
	4 9 住宅機構RMB S	16,420,000	16,956,934	
	5 1 住宅機構RMB S	35,856,000	36,978,292	
	5 5 住宅機構RMB S	48,054,000	49,240,933	
	5 7 住宅機構RMB S	22,950,000	23,546,700	
	5 8 住宅機構RMB S	25,634,000	26,269,723	
	5 9 住宅機構RMB S	48,816,000	50,114,505	
	6 0 住宅機構RMB S	73,938,000	75,579,423	
	6 1 住宅機構RMB S	24,923,000	25,386,567	
	6 7 住宅機構RMB S	32,042,000	32,237,456	
	6 9 住宅機構RMB S	66,928,000	67,972,076	
	7 0 住宅機構RMB S	57,960,000	58,974,300	
	7 3 住宅機構RMB S	32,852,000	33,426,910	
	9 9 住宅機構RMB S	51,971,000	51,160,252	
	1 2 3 住宅機構RMB S	69,453,000	65,660,866	
	1 2 4 住宅機構RMB S	69,031,000	65,047,911	
	1 2 5 住宅機構RMB S	68,825,000	64,860,680	
	1 2 7 住宅機構RMB S	71,025,000	66,678,270	
	1 2 8 住宅機構RMB S	69,669,000	65,572,462	
	1 2 9 住宅機構RMB S	71,404,000	67,298,270	
	1 3 7 住宅機構RMB S	73,821,000	69,369,593	
	1 6 7 住宅機構RMB S	86,078,000	79,449,994	
	1 8 3 住宅機構RMB S	184,414,000	172,795,918	
	1 8 6 住宅機構RMB S	93,735,000	89,554,419	
	1 9 8 住宅機構RMB S	196,280,000	195,926,696	
	8 5 中日本高速道	300,000,000	298,794,000	
	特殊債券 小計		10,329,625,931	
社債券	8 6 東日本高速道	200,000,000	197,810,800	
	2 3 西日本高速道	100,000,000	100,183,400	
	8 4 西日本高速道	200,000,000	198,987,600	
	1 3 大和ハウス	100,000,000	99,114,400	
	1 7 アサヒグループHD	200,000,000	198,271,800	
	3 0 東レ	100,000,000	99,237,900	
	1 2 旭化成	200,000,000	194,191,000	
	2 4 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	98,731,800	
	3 2 住友電工	100,000,000	98,374,300	
	1 6 小松製作所	100,000,000	98,620,400	
	2 2 日立製作所	100,000,000	99,921,900	
	9 TDK	100,000,000	97,220,000	

6 3	三井物産	100,000,000	105,522,200	
8	みずほコーポレート	100,000,000	106,364,300	
1	三井住友F G劣後	100,000,000	100,174,300	
8	住友信託 劣後	100,000,000	104,966,200	
1	みずほF G劣後	100,000,000	100,232,200	
9	みずほ銀行劣後	100,000,000	105,164,500	
1 7	NTTファイナンス	200,000,000	197,765,400	
7 3	ホンダファイナンス	200,000,000	197,887,400	
1 0 1	トヨタファイナンス	200,000,000	199,432,200	
2 0 7	オリックス	200,000,000	198,197,600	
2	三菱HCキャピタル	200,000,000	197,591,600	
5 8	三菱地所	100,000,000	114,290,000	
1 3 5	三菱地所	200,000,000	190,160,800	
1 0	東急	100,000,000	94,385,100	
3 8	京王電鉄	100,000,000	99,079,600	
1 1 0	東日本旅客鉄	100,000,000	97,317,700	
1 6 9	東日本旅客鉄	200,000,000	190,003,800	
6 0	西日本旅客鉄	200,000,000	193,887,200	
4 1	東海旅客鉄道	100,000,000	106,827,400	
4 2	東海旅客鉄道	100,000,000	107,772,200	
4 5	東京地下鉄	100,000,000	96,365,500	
6 4	阪急阪神HLDG	100,000,000	98,934,900	
1 5	九州旅客鉄道	200,000,000	197,875,400	
3 1	KDDI	200,000,000	198,678,800	
5 4 6	中部電力	200,000,000	189,838,400	
5 5 3	中部電力	200,000,000	198,548,000	
5 5 0	関西電力	300,000,000	298,299,900	
5 6 0	関西電力	200,000,000	202,547,200	
5 0 8	東北電力	200,000,000	196,647,800	
5 4 7	東北電力	100,000,000	98,318,400	
4 9 6	九州電力	300,000,000	284,097,900	
5 6	東京電力PG	200,000,000	200,873,000	
6 6	東京電力PG	100,000,000	98,128,200	
4 1	大阪瓦斯	200,000,000	190,806,000	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	98,849,000	
	社債券 小計		7,036,495,400	
合 計			131,952,951,681	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 15 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	11,486,014,386
金銭信託	91,083,076
コール・ローン	4,303,164,083
株式	714,616,318,545
投資証券	13,991,445,940
派生商品評価勘定	32,279,393
未収入金	35,085,226
未収配当金	816,048,380
差入委託証拠金	6,678,831,837
流動資産合計	752,050,270,866
資産合計	752,050,270,866
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	315,437,020
未払解約金	195,556,504
流動負債合計	510,993,524
負債合計	510,993,524
純資産の部	
元本等	
元本	86,028,877,355
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	665,510,399,987
元本等合計	751,539,277,342
純資産合計	751,539,277,342
負債純資産合計	752,050,270,866

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 4 月 14 日
	至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提

	供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	86,028,877,355 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 8.7359 円 (1 万口当たりの純資産額 87,359 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年4月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場

	リスクを示すものではありません。
--	------------------

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 4 月 15 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN24	18,226,142,651	－	17,961,553,058	△264,589,593
	SPI 200 FUTURES JUN24	677,914,834	－	679,839,353	1,924,519
	FTSE 100 IDX FUT JUN24	917,521,912	－	934,561,023	17,039,111
	EURO STOXX 50 JUN24	3,247,735,132	－	3,202,640,000	△45,095,132
	小計	23,069,314,529	－	22,778,593,434	△290,721,095
	合 計	23,069,314,529	－	22,778,593,434	△290,721,095

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	3,175,376,235	－	3,185,828,994	10,452,759
	カナダ・ドル	105,311,599	－	105,082,922	△228,677
	オーストラリア・ドル	75,499,551	－	75,382,589	△116,962
	香港・ドル	48,617,345	－	48,768,050	150,705
	イギリス・ポンド	146,249,474	－	145,825,857	△423,617
	スイス・フラン	76,678,360	－	76,894,994	216,634
	デンマーク・クローネ	49,809,466	－	49,532,597	△276,869
	スウェーデン・クローナ	53,832,921	－	53,348,460	△484,461
	ユーロ	336,816,586	－	335,090,544	△1,726,042

	小計	4,068,191,537	-	4,075,755,007	7,563,470
	合 計	4,068,191,537	-	4,075,755,007	7,563,470

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	76,203,741,596 円
同期中における追加設定元本額	17,488,943,225 円
同期中における一部解約元本額	7,663,807,466 円
2024 年 4 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	42,990,449,191 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	259,516,324 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	1,014,337,922 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	790,689,390 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	51,995,739 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	765,630 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	3,601,783 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	12,813,474 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	40,360,721 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	50,605,421 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	106,594,763 円
外国株式指数ファンド	1,104,457,663 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	22,948,754,654 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	97,657,956 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	137,067,823 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	80,159,909 円
イオン・バランス戦略ファンド	42,243,343 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	28,309,935 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	134,784,484 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	131,356,484 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	517,652,045 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	322,723,868 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	455,022,352 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	62,972,472 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	2,712,756,878 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,347,322 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	56,486,726 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	58,835,062 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,867,568 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	1,571,757,760 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	173,899,280 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,104,736,236 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	143,517,868 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	3,219,128 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	1,998,744 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	2,901,574 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	1,038,604 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	575,165 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	99,917 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	2,713,567 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	14,290,406 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	10,233,639 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	4,243,187 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	279,917,840 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,242,785 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	9,723,824 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	286,791,688 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	500,874,652 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	2,262,715,546 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	7,175,685 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	35,454,474 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	366,150,876 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	25,858,474 円

SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	61,384,367 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	315,853,251 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	210,761,650 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	455,656,445 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	171,888,008 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	40,990,345 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	4,833,474 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	5,129,340 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,245,145 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	10,907,735 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	35,828,808 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	75,035,068 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	31,231,025 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	123,840,880 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	43,169,103 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,227,538,371 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	24,547,544 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	12,599,665 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	20,159,599 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	62,948,484 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	
>	52,011,227 円
合 計	86,028,877,355 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	27,608	33.720	930,941.76	
	BAKER HUGHES CO	78,082	33.050	2,580,610.10	
	CHENIERE ENERGY INC	19,829	156.790	3,108,988.91	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	88.590	681,700.05	
	CHEVRON CORP	143,891	158.960	22,872,913.36	
	CONOCOPHILLIPS	95,633	131.200	12,547,049.60	
	COTERRA ENERGY INC	59,741	27.640	1,651,241.24	
	DEVON ENERGY CORP	49,897	53.420	2,665,497.74	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	13,065	206.340	2,695,832.10	
	EOG RESOURCES INC	47,111	135.290	6,373,647.19	
	EQT CORP	33,522	37.250	1,248,694.50	

EXXON MOBIL CORP	319,361	120.370	38,441,483.57	
HALLIBURTON CO	67,581	39.670	2,680,938.27	
HESS CORP	21,198	153.210	3,247,745.58	
HF SINCLAIR CORP	10,663	60.000	639,780.00	
KINDER MORGAN INC	156,197	18.130	2,831,851.61	
MARATHON OIL CORP	42,380	29.090	1,232,834.20	
MARATHON PETROLEUM CORP	31,150	208.770	6,503,185.50	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	69.010	3,585,828.61	
ONEOK INC	47,832	78.700	3,764,378.40	
OVINTIV INC	23,075	53.740	1,240,050.50	
PHILLIPS 66	36,059	162.490	5,859,226.91	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	18,987	270.800	5,141,679.60	
SCHLUMBERGER LTD	114,141	52.000	5,935,332.00	
TARGA RESOURCES CORP	15,416	114.690	1,768,061.04	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,251	605.720	757,755.72	
VALERO ENERGY CORP	26,805	173.540	4,651,739.70	
WILLIAMS COS INC	97,204	38.080	3,701,528.32	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	18,025	231.530	4,173,328.25	
ALBEMARLE CORP	8,338	122.580	1,022,072.04	
AMCOR PLC	122,899	8.910	1,095,030.09	
AVERY DENNISON CORP	6,759	211.230	1,427,703.57	
BALL CORP	23,469	65.520	1,537,688.88	
CELANESE CORP	8,742	156.040	1,364,101.68	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	78.100	1,094,962.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	47,180	21.640	1,020,975.20	
CORTEVA INC	53,900	53.760	2,897,664.00	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	77.310	727,719.03	
DOW INC	53,862	57.690	3,107,298.78	
DUPONT DE NEMOURS INC	36,397	73.800	2,686,098.60	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	97.980	932,475.66	
ECOLAB INC	20,862	221.690	4,624,896.78	
FMC CORP	8,548	56.750	485,099.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	113,312	49.470	5,605,544.64	
INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	37.140	871,750.08	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	20,983	83.610	1,754,388.63	
LINDE PLC	38,572	447.410	17,257,498.52	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	101.530	2,250,412.45	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,759	602.110	2,865,441.49	
MOAIC CO/THE	25,489	31.120	793,217.68	
NEWMONT CORP	94,978	38.640	3,669,949.92	
NUCOR CORP	18,997	194.530	3,695,486.41	
PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	182.200	1,295,624.20	

PPG INDUSTRIES INC	18,754	134.430	2,521,100.22	
RELIANCE INC	5,040	325.530	1,640,671.20	
RPM INTERNATIONAL INC	10,397	108.450	1,127,554.65	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	19,206	318.250	6,112,309.50	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	140.630	1,787,829.19	
VULCAN MATERIALS CO	11,015	262.780	2,894,521.70	
WESTLAKE CORP	2,189	153.460	335,923.94	
WESTROCK CO	23,379	47.990	1,121,958.21	
3M CO	42,482	91.310	3,879,031.42	
AECOM	10,261	93.610	960,532.21	
AERCAP HOLDINGS NV	17,564	83.020	1,458,163.28	
ALLEGION PLC	6,843	127.420	871,935.06	
AMETEK INC	18,518	179.710	3,327,869.78	
AXON ENTERPRISE INC	5,927	310.810	1,842,170.87	
BOEING CO/THE	45,164	169.550	7,657,556.20	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	189.530	1,857,583.53	
CARLISLE COS INC	3,499	373.140	1,305,616.86	
CARRIER GLOBAL CORP	66,639	56.840	3,787,760.76	
CATERPILLAR INC	40,207	365.630	14,700,885.41	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	12.630	1,105,895.43	
CUMMINS INC	11,429	298.630	3,413,042.27	
DEERE & CO	21,624	397.270	8,590,566.48	
DOVER CORP	10,436	172.060	1,795,618.16	
EATON CORP PLC	31,946	318.500	10,174,801.00	
EMERSON ELECTRIC CO	45,278	112.650	5,100,566.70	
FASTENAL CO	47,002	70.450	3,311,290.90	
FERGUSON PLC	16,077	216.320	3,477,776.64	
FORTIVE CORP	29,388	82.410	2,421,865.08	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	77.560	825,858.88	
GE VERNOVA INC	21,971	134.000	2,944,114.00	
GENERAL DYNAMICS CORP	19,052	287.870	5,484,499.24	
GENERAL ELECTRIC CO	87,887	154.630	13,589,966.81	
GRACO INC	15,068	89.470	1,348,133.96	
HEICO CORP	3,085	191.760	591,579.60	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	156.030	1,028,705.79	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	52,330	196.160	10,265,052.80	
HOWMET AEROSPACE INC	33,070	64.000	2,116,480.00	
HUBBELL INC	3,897	401.740	1,565,580.78	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	275.720	796,279.36	
IDEX CORP	6,048	232.670	1,407,188.16	
ILLINOIS TOOL WORKS	24,584	253.510	6,232,289.84	
INGERSOLL-RAND INC	33,421	91.920	3,072,058.32	

JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	36.450	422,820.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	52,470	65.290	3,425,766.30	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	15,814	202.620	3,204,232.68	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	471.160	1,295,690.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	17,925	450.400	8,073,420.00	
MASCO CORP	19,187	73.550	1,411,203.85	
NORDSON CORP	3,927	264.650	1,039,280.55	
NORTHROP GRUMMAN CORP	11,636	456.110	5,307,295.96	
OTIS WORLDWIDE CORP	31,838	96.160	3,061,542.08	
OWENS CORNING	7,597	165.510	1,257,379.47	
PACCAR INC	43,068	118.160	5,088,914.88	
PARKER HANNIFIN CORP	10,389	550.320	5,717,274.48	
PENTAIR PLC	11,509	81.100	933,379.90	
QUANTA SERVICES INC	11,797	254.690	3,004,577.93	
ROCKWELL AUTOMATION INC	8,678	284.820	2,471,667.96	
RTX CORP	114,716	100.100	11,483,071.60	
SMITH (A.O.) CORP	10,652	86.500	921,398.00	
SNAP-ON INC	4,041	289.580	1,170,192.78	
STANLEY BLACK & DECKER INC	10,869	91.480	994,296.12	
TEXTRON INC	14,870	93.960	1,397,185.20	
TORO CO	8,097	85.770	694,479.69	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	18,510	296.960	5,496,729.60	
TRANSDIGM GROUP INC	4,470	1,220.380	5,455,098.60	
UNITED RENTALS INC	5,383	674.810	3,632,502.23	
VERTIV HOLDINGS CO-A	28,880	83.890	2,422,743.20	
WABTEC CORP	15,150	146.180	2,214,627.00	
WATSCO INC	2,364	417.710	987,466.44	
WW GRAINGER INC	3,504	964.970	3,381,254.88	
XYLEM INC	19,463	128.110	2,493,404.93	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	33,429	243.850	8,151,661.65	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	144.090	1,532,685.33	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	8,963	198.830	1,782,113.29	
CINTAS CORP	7,515	668.410	5,023,101.15	
COPART INC	67,779	55.380	3,753,601.02	
DAYFORCE INC	10,485	60.640	635,810.40	
EQUIFAX INC	10,373	246.990	2,562,027.27	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	144.650	1,503,347.45	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	125.730	1,433,699.19	
PAYCHEX INC	24,917	123.000	3,064,791.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	198.000	748,044.00	
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	168.070	456,814.26	
REPUBLIC SERVICES INC	17,805	187.820	3,344,135.10	

ROBERT HALF INC	8,149	72.070	587,298.43	
ROLLINS INC	25,137	44.350	1,114,825.95	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	62.010	1,197,661.14	
TRANSUNION	14,503	73.570	1,066,985.71	
VERALTO CORP	17,640	87.370	1,541,206.80	
VERISK ANALYTICS INC	11,354	222.530	2,526,605.62	
WASTE CONNECTIONS INC	20,167	167.120	3,370,309.04	
WASTE MANAGEMENT INC	31,845	205.370	6,540,007.65	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	70.480	615,008.48	
CSX CORP	154,835	35.340	5,471,868.90	
DELTA AIR LINES INC	14,192	46.860	665,037.12	
EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	117.650	1,227,795.40	
FEDEX CORP	19,408	267.800	5,197,462.40	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	159,485	3.330	531,085.05	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,308	185.470	1,169,944.76	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	51.000	616,539.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	18,442	245.740	4,531,937.08	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	15,354	221.130	3,395,230.02	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	27.540	387,129.78	
UBER TECHNOLOGIES INC	149,788	75.280	11,276,040.64	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	62.100	363,285.00	
UNION PACIFIC CORP	48,339	234.400	11,330,661.60	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	57,939	144.910	8,395,940.49	
APTIV PLC	21,117	74.190	1,566,670.23	
BORGWARNER INC	17,433	33.500	584,005.50	
FORD MOTOR CO	325,996	12.610	4,110,809.56	
GENERAL MOTORS CO	112,023	43.080	4,825,950.84	
LEAR CORP	3,736	133.700	499,503.20	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	45,698	9.130	417,222.74	
TESLA INC	228,609	171.050	39,103,569.45	
DECKERS OUTDOOR CORP	2,220	814.370	1,807,901.40	
DR HORTON INC	24,030	151.710	3,645,591.30	
GARMIN LTD	13,282	143.110	1,900,787.02	
HASBRO INC	11,407	55.800	636,510.60	
LENNAR CORP-A	19,331	159.900	3,091,026.90	
LULULEMON ATHLETICA INC	9,037	336.130	3,037,606.81	
NIKE INC -CL B	97,809	92.000	8,998,428.00	
NVR INC	250	7,817.980	1,954,495.00	
PULTEGROUP INC	17,535	110.890	1,944,456.15	
AIRBNB INC-CLASS A	35,805	159.370	5,706,242.85	
BOOKING HOLDINGS INC	2,816	3,531.800	9,945,548.80	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	15,881	40.100	636,828.10	

CARNIVAL CORP	84,815	14.360	1,217,943.40	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,228	2,957.600	6,589,532.80	
DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	153.050	1,426,885.15	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	495.310	1,424,016.25	
DOORDASH INC - A	20,142	138.380	2,787,249.96	
DRAFTKINGS INC-CL A	32,265	44.220	1,426,758.30	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	130.460	1,315,167.26	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	20,092	205.100	4,120,869.20	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	152.750	514,920.25	
LAS VEGAS SANDS CORP	27,977	50.430	1,410,880.11	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	19,665	251.060	4,937,094.90	
MCDONALD'S CORP	57,912	267.390	15,485,089.68	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	42.480	942,971.04	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	19,234	127.670	2,455,604.78	
STARBUCKS CORP	91,761	84.920	7,792,344.12	
VAIL RESORTS INC	2,860	226.970	649,134.20	
WYNN RESORTS LTD	7,730	101.180	782,121.40	
YUM! BRANDS INC	22,535	137.800	3,105,323.00	
AMAZON.COM INC	743,977	186.130	138,476,439.01	
AUTOZONE INC	1,423	2,962.320	4,215,381.36	
BATH & BODY WORKS INC	15,400	45.220	696,388.00	
BEST BUY CO INC	14,954	78.000	1,166,412.00	
BURLINGTON STORES INC	4,802	190.110	912,908.22	
CARMAX INC	14,212	71.410	1,014,878.92	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	203.130	894,990.78	
EBAY INC	40,534	51.310	2,079,799.54	
ETSY INC	9,090	67.050	609,484.50	
GENUINE PARTS CO	10,245	145.380	1,489,418.10	
GLOBAL-E ONLINE LTD	5,491	34.430	189,055.13	
HOME DEPOT INC	79,203	342.870	27,156,332.61	
LKQ CORP	18,982	49.250	934,863.50	
LOWE'S COS INC	46,096	232.050	10,696,576.80	
MERCADOLIBRE INC	3,632	1,444.140	5,245,116.48	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,881	1,076.490	5,254,347.69	
POOL CORP	3,252	380.200	1,236,410.40	
ROSS STORES INC	26,967	135.990	3,667,242.33	
TJX COMPANIES INC	91,584	94.420	8,647,361.28	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	8,071	244.890	1,976,507.19	
ULTA BEAUTY INC	3,734	442.320	1,651,622.88	
WILLIAMS-SONOMA INC	5,476	288.850	1,581,742.60	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	20.380	650,264.66	
COSTCO WHOLESALE CORP	35,569	731.310	26,011,965.39	

DOLLAR GENERAL CORP	18,277	147.780	2,700,975.06	
DOLLAR TREE INC	15,923	125.190	1,993,400.37	
KROGER CO	56,767	55.200	3,133,538.40	
SYSCO CORP	39,957	75.250	3,006,764.25	
TARGET CORP	36,380	166.120	6,043,445.60	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	17.850	942,622.80	
WALMART INC	352,461	60.140	21,197,004.54	
ALTRIA GROUP INC	143,314	41.050	5,883,039.70	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	60.970	2,578,360.33	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	49.430	1,119,243.49	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	103.770	1,280,833.11	
CAMPBELL SOUP CO	12,945	42.310	547,702.95	
CELSIUS HOLDINGS INC	11,375	79.720	906,815.00	
COCA-COLA CO/THE	326,114	58.280	19,005,923.92	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	18,105	67.740	1,226,432.70	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	29.310	1,164,251.82	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	12,701	262.240	3,330,710.24	
DARLING INGREDIENTS INC	10,514	44.390	466,716.46	
GENERAL MILLS INC	46,029	66.200	3,047,119.80	
HERSHEY CO/THE	12,733	185.800	2,365,791.40	
HORMEL FOODS CORP	25,536	33.930	866,436.48	
JM SMUCKER CO/THE	8,172	109.610	895,732.92	
KELLANOVA	19,503	55.420	1,080,856.26	
KEURIG DR PEPPER INC	80,434	30.220	2,430,715.48	
KRAFT HEINZ CO/THE	71,746	35.940	2,578,551.24	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	79.770	840,297.18	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	71.760	1,322,178.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	66.340	1,090,165.22	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	110,679	66.690	7,381,182.51	
MONSTER BEVERAGE CORP	60,052	55.010	3,303,460.52	
PEPSICO INC	109,192	168.100	18,355,175.20	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	125,615	88.850	11,160,892.75	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	57.780	1,473,216.66	
CHURCH & DWIGHT CO INC	19,954	101.080	2,016,950.32	
CLOROX COMPANY	9,104	141.980	1,292,585.92	
COLGATE-PALMOLIVE CO	63,558	85.850	5,456,454.30	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	138.800	2,670,650.80	
KENVUE INC	136,817	19.130	2,617,309.21	
KIMBERLY-CLARK CORP	28,172	123.890	3,490,229.08	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	189,216	155.330	29,390,921.28	
ABBOTT LABORATORIES	137,987	109.110	15,055,761.57	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	314.970	1,796,273.91	

BAXTER INTERNATIONAL INC	39,241	40.330	1,582,589.53	
BECTON DICKINSON AND CO	22,525	235.170	5,297,204.25	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	119,191	68.070	8,113,331.37	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	105.100	2,205,628.60	
CENCORA INC	13,560	234.000	3,173,040.00	
CENTENE CORP	44,436	70.730	3,142,958.28	
COOPER COS INC/THE	17,340	93.520	1,621,636.80	
CVS HEALTH CORP	104,686	68.640	7,185,647.04	
DAVITA INC	4,138	130.420	539,677.96	
DEXCOM INC	30,245	136.140	4,117,554.30	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	47,943	90.280	4,328,294.04	
ELEVANCE HEALTH INC	18,843	497.490	9,374,204.07	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	31,160	86.280	2,688,484.80	
HCA HEALTHCARE INC	16,132	322.820	5,207,732.24	
HENRY SCHEIN INC	10,457	71.010	742,551.57	
HOLOGIC INC	19,730	77.330	1,525,720.90	
HUMANA INC	9,498	312.590	2,968,979.82	
IDEXX LABORATORIES INC	6,610	497.790	3,290,391.90	
INSULET CORP	5,082	175.220	890,468.04	
INTUITIVE SURGICAL INC	28,058	384.800	10,796,718.40	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	205.730	1,284,783.85	
MCKESSON CORP	10,903	523.010	5,702,378.03	
MEDTRONIC PLC	106,507	80.130	8,534,405.91	
MOLINA HEALTHCARE INC	4,673	376.570	1,759,711.61	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	128.530	1,239,928.91	
RESMED INC	12,536	185.860	2,329,940.96	
SOLVENTUM CORP	10,620	62.750	666,405.00	
STERIS PLC	7,525	204.000	1,535,100.00	
STRYKER CORP	27,336	342.050	9,350,278.80	
TELEFLEX INC	3,067	214.440	657,687.48	
THE CIGNA GROUP	23,734	349.840	8,303,102.56	
UNITEDHEALTH GROUP INC	74,182	439.200	32,580,734.40	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	166.790	701,018.37	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,279	206.740	2,538,560.46	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,537	124.480	1,934,045.76	
ABBVIE INC	141,866	162.280	23,022,014.48	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	23,121	140.730	3,253,818.33	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,171	148.500	1,361,893.50	
AMGEN INC	42,647	267.280	11,398,690.16	
AVANTOR INC	56,039	24.960	1,398,733.44	
BIOGEN INC	11,114	198.180	2,202,572.52	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	92.220	1,275,587.04	

BIO-RAD LABORATORIES-A	1, 728	300. 450	519, 177. 60	
BIO-TECHNE CORP	13, 296	66. 730	887, 242. 08	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	165, 115	48. 280	7, 971, 752. 20	
CATALENT INC	16, 025	56. 300	902, 207. 50	
CHARLES RIVER LABORATORIES	3, 467	241. 340	836, 725. 78	
DANAHER CORP	55, 838	239. 950	13, 398, 328. 10	
ELI LILLY & CO	64, 661	751. 640	48, 601, 794. 04	
EXACT SCIENCES CORP	13, 570	71. 340	968, 083. 80	
GILEAD SCIENCES INC	101, 504	68. 070	6, 909, 377. 28	
ILLUMINA INC	11, 573	127. 070	1, 470, 581. 11	
INCYTE CORP	15, 899	53. 850	856, 161. 15	
IQVIA HOLDINGS INC	14, 439	234. 230	3, 382, 046. 97	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4, 089	110. 580	452, 161. 62	
JOHNSON & JOHNSON	193, 233	147. 520	28, 505, 732. 16	
MERCK & CO. INC.	203, 578	125. 740	25, 597, 897. 72	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1, 691	1, 261. 070	2, 132, 469. 37	
MODERNA INC	27, 369	105. 140	2, 877, 576. 66	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8, 744	134. 660	1, 177, 467. 04	
PFIZER INC	450, 002	25. 860	11, 637, 051. 72	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8, 559	904. 700	7, 743, 327. 30	
REPLIGEN CORP	3, 456	171. 530	592, 807. 68	
REVVITY INC	10, 411	103. 490	1, 077, 434. 39	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27, 162	28. 220	766, 511. 64	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	92, 472	13. 300	1, 229, 877. 60	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	30, 671	565. 230	17, 336, 169. 33	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3, 537	232. 590	822, 670. 83	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	20, 919	396. 550	8, 295, 429. 45	
VIATRIS INC	83, 466	11. 330	945, 669. 78	
WATERS CORP	5, 084	322. 660	1, 640, 403. 44	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6, 204	380. 000	2, 357, 520. 00	
ZOETIS INC	36, 026	149. 980	5, 403, 179. 48	
BANK OF AMERICA CORP	567, 727	35. 790	20, 318, 949. 33	
CITIGROUP INC	150, 445	59. 680	8, 978, 557. 60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36, 122	33. 140	1, 197, 083. 08	
FIFTH THIRD BANCORP	58, 586	34. 530	2, 022, 974. 58	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1, 569. 170	1, 325, 948. 65	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	105, 007	13. 310	1, 397, 643. 17	
JPMORGAN CHASE & CO	231, 777	182. 790	42, 366, 517. 83	
KEYCORP	84, 828	14. 610	1, 239, 337. 08	
M & T BANK CORP	12, 629	134. 560	1, 699, 358. 24	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	32, 800	150. 630	4, 940, 664. 00	
REGIONS FINANCIAL CORP	79, 089	19. 190	1, 517, 717. 91	

TRUIST FINANCIAL CORP	110,627	36.770	4,067,754.79	
US BANCORP	124,161	41.580	5,162,614.38	
WELLS FARGO & CO	291,035	56.470	16,434,746.45	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	37.230	749,774.97	
AMERICAN EXPRESS CO	47,234	218.200	10,306,458.80	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,978	413.700	3,300,498.60	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	31,181	110.130	3,433,963.53	
ARES MANAGEMENT CORP - A	13,891	131.350	1,824,582.85	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	61,100	55.050	3,363,555.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	105,086	403.260	42,376,980.36	
BLACKROCK INC	11,942	763.400	9,116,522.80	
BLACKSTONE INC	57,022	123.470	7,040,506.34	
BLOCK INC	43,616	76.990	3,357,995.84	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	29,775	139.620	4,157,185.50	
CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	45.790	766,066.70	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	178.510	1,617,122.09	
CME GROUP INC	28,301	209.500	5,929,059.50	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	13,634	245.750	3,350,555.50	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	26.780	533,591.50	
CORPAY INC	6,278	299.910	1,882,834.98	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	120.910	2,254,366.95	
EQUITABLE HOLDINGS INC	22,820	36.500	832,930.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,946	426.240	1,255,703.04	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	70.950	3,377,503.80	
FISERV INC	46,955	151.200	7,099,596.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	25.410	553,378.98	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,533	57.490	375,582.17	
GLOBAL PAYMENTS INC	20,594	123.740	2,548,301.56	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	26,343	389.490	10,260,335.07	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	46,756	133.550	6,244,263.80	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	167.570	832,990.47	
KKR & CO INC	45,385	97.290	4,415,506.65	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	261.120	1,609,543.68	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	213.000	565,089.00	
MASTERCARD INC - A	66,608	465.380	30,998,031.04	
MOODY'S CORP	13,390	377.160	5,050,172.40	
MORGAN STANLEY	96,914	86.190	8,353,017.66	
MSCI INC	6,223	526.620	3,277,156.26	
NASDAQ INC	27,999	61.520	1,722,498.48	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	83.830	1,407,757.19	
PAYPAL HOLDINGS INC	80,330	64.590	5,188,514.70	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	122.550	2,097,075.60	

ROBINHOOD MARKETS INC - A	31,965	17.970	574,411.05	
S&P GLOBAL INC	25,973	417.810	10,851,779.13	
SCHWAB (CHARLES) CORP	122,498	70.030	8,578,534.94	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	67.480	509,474.00	
STATE STREET CORP	25,474	75.780	1,930,419.72	
SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	40.410	1,297,645.92	
T ROWE PRICE GROUP INC	17,303	115.190	1,993,132.57	
TOAST INC-CLASS A	21,393	23.820	509,581.26	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	102.130	887,305.44	
VISA INC-CLASS A SHARES	126,723	275.960	34,970,479.08	
AFLAC INC	44,628	80.280	3,582,735.84	
ALLSTATE CORP	20,503	166.810	3,420,105.43	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	127.310	619,490.46	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	73.680	4,071,851.52	
AON PLC-CLASS A	15,769	308.000	4,856,852.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,061	89.980	2,614,908.78	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	16,577	234.580	3,888,632.66	
ASSURANT INC	4,977	174.190	866,943.63	
BROWN & BROWN INC	18,424	81.900	1,508,925.60	
CHUBB LTD	32,924	245.810	8,093,048.44	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	118.620	1,571,833.62	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	381.150	855,300.60	
EVEREST GROUP LTD	3,547	361.810	1,283,340.07	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	48.610	926,409.38	
GLOBE LIFE INC	6,373	59.090	376,580.57	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	25,592	97.780	2,502,385.76	
LOEWS CORP	16,971	73.900	1,254,156.90	
MARKEL GROUP INC	957	1,432.540	1,370,940.78	
MARSH & MCLENNAN COS	39,623	198.070	7,848,127.61	
METLIFE INC	52,395	70.140	3,674,985.30	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	79.820	1,553,137.56	
PROGRESSIVE CORP	46,866	203.900	9,555,977.40	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	28,865	109.690	3,166,201.85	
TRAVELERS COS INC/THE	18,256	221.100	4,036,401.60	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	260.310	2,055,668.07	
WR BERKLEY CORP	18,153	82.150	1,491,268.95	
ACCENTURE PLC-CL A	50,124	315.400	15,809,109.60	
ADOBE INC	35,884	474.090	17,012,245.56	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	103.470	1,368,494.22	
ANSYS INC	6,763	334.200	2,260,194.60	
APPROVIN CORP-CLASS A	15,026	75.570	1,135,514.82	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	211.490	402,042.49	

ATLASSIAN CORP-CL A	12,421	206.530	2,565,309.13	
AUTODESK INC	17,384	236.980	4,119,660.32	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	18,166	48.170	875,056.22	
BILL HOLDINGS INC	6,004	61.660	370,206.64	
CADENCE DESIGN SYS INC	21,421	305.850	6,551,612.85	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	161.730	1,222,840.53	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	22,962	93.760	2,152,917.12	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	41,604	69.260	2,881,493.04	
CONFLUENT INC-CLASS A	15,954	28.560	455,646.24	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	17,817	309.050	5,506,343.85	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	248.430	788,268.39	
DATADOG INC - CLASS A	22,908	127.510	2,920,999.08	
DOCUSIGN INC	17,164	58.900	1,010,959.60	
DROPBOX INC-CLASS A	16,584	22.990	381,266.16	
DYNATRACE INC	21,256	45.850	974,587.60	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	259.160	1,247,855.40	
FAIR ISAAC CORP	1,871	1,175.610	2,199,566.31	
FORTINET INC	52,961	66.450	3,519,258.45	
GARTNER INC	6,179	465.450	2,876,015.55	
GEN DIGITAL INC	41,779	20.930	874,434.47	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	123.300	1,466,653.50	
HUBSPOT INC	3,878	663.350	2,572,471.30	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	72,539	182.270	13,221,683.53	
INTUIT INC	22,300	621.110	13,850,753.00	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	4,648	237.810	1,105,340.88	
MICROSOFT CORP	564,526	421.900	238,173,519.40	
MONDAY.COM LTD	2,382	193.110	459,988.02	
MONGODB INC	5,921	352.060	2,084,547.26	
OKTA INC	13,914	98.260	1,367,189.64	
ORACLE CORP	131,791	121.110	15,961,208.01	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	146,227	22.670	3,314,966.09	
PALO ALTO NETWORKS INC	25,644	279.070	7,156,471.08	
PTC INC	9,246	180.060	1,664,834.76	
ROPER TECHNOLOGIES INC	8,664	535.830	4,642,431.12	
SALESFORCE INC	77,348	294.320	22,765,063.36	
SAMSARA INC-CL A	13,749	31.880	438,318.12	
SERVICENOW INC	16,283	768.710	12,516,904.93	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	21,974	158.560	3,484,197.44	
SYNOPSYS INC	12,237	557.160	6,817,966.92	
TWILIO INC - A	15,028	60.850	914,453.80	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	413.360	1,297,537.04	
UIPATH INC - CLASS A	25,298	20.710	523,921.58	

UNITY SOFTWARE INC	19,066	25.310	482,560.46	
VERISIGN INC	7,316	185.430	1,356,605.88	
WIX.COM LTD	5,348	127.140	679,944.72	
WORKDAY INC-CLASS A	16,772	263.690	4,422,608.68	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	18,307	61.630	1,128,260.41	
ZSCALER INC	7,508	181.410	1,362,026.28	
AMPHENOL CORP-CL A	48,323	113.320	5,475,962.36	
APPLE INC	1,174,480	176.550	207,354,444.00	
ARISTA NETWORKS INC	21,651	271.220	5,872,184.22	
CDW CORP/DE	10,704	242.910	2,600,108.64	
CISCO SYSTEMS INC	322,103	48.490	15,618,774.47	
CORNING INC	64,764	31.490	2,039,418.36	
DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	117.760	2,213,534.72	
F5 INC	3,921	187.990	737,108.79	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	102,647	17.420	1,788,110.74	
HP INC	75,219	28.530	2,145,998.07	
JABIL INC	9,808	134.070	1,314,958.56	
JUNIPER NETWORKS INC	21,151	36.650	775,184.15	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	13,320	155.100	2,065,932.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	12,784	343.810	4,395,267.04	
NETAPP INC	17,045	101.810	1,735,351.45	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	15,879	85.190	1,352,732.01	
SUPER MICRO COMPUTER INC	4,017	898.490	3,609,234.33	
TE CONNECTIVITY LTD	25,716	142.980	3,676,873.68	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	398.480	1,367,583.36	
TRIMBLE INC	20,783	60.540	1,258,202.82	
WESTERN DIGITAL CORP	24,533	72.055	1,767,725.31	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,189	289.680	1,213,469.52	
ADVANCED MICRO DEVICES	129,086	163.280	21,077,162.08	
ANALOG DEVICES INC	38,973	192.270	7,493,338.71	
APPLIED MATERIALS INC	65,931	207.860	13,704,417.66	
BROADCOM INC	35,646	1,344.070	47,910,719.22	
ENPHASE ENERGY INC	10,381	117.020	1,214,784.62	
ENTEGRIS INC	12,569	132.870	1,670,043.03	
FIRST SOLAR INC	8,882	182.480	1,620,787.36	
INTEL CORP	333,261	35.690	11,894,085.09	
KLA CORP	11,071	680.780	7,536,915.38	
LAM RESEARCH CORP	10,683	957.040	10,224,058.32	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	11,073	74.760	827,817.48	
MARVELL TECHNOLOGY INC	70,092	70.160	4,917,654.72	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	44,600	85.640	3,819,544.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	88,208	122.520	10,807,244.16	

MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,028	658.230	2,651,350.44	
NVIDIA CORP	197,544	881.860	174,206,151.84	
NXP SEMICONDUCTORS NV	20,596	233.610	4,811,431.56	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	66.640	2,383,912.72	
QORVO INC	7,835	111.360	872,505.60	
QUALCOMM INC	89,333	171.290	15,301,849.57	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	101.550	1,371,534.30	
TERADYNE INC	10,642	105.870	1,126,668.54	
TEXAS INSTRUMENTS INC	72,570	166.330	12,070,568.10	
AT&T INC	571,612	16.310	9,322,991.72	
LIBERTY GLOBAL LTD-C	21,079	17.310	364,877.49	
T-MOBILE US INC	40,664	160.050	6,508,273.20	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	334,763	39.720	13,296,786.36	
AES CORP	54,086	16.850	911,349.10	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	48.000	1,017,792.00	
AMEREN CORPORATION	19,979	71.760	1,433,693.04	
AMERICAN ELECTRIC POWER	43,705	82.100	3,588,180.50	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	15,191	116.570	1,770,814.87	
ATMOS ENERGY CORP	10,802	113.990	1,231,319.98	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	27.460	1,502,528.82	
CMS ENERGY CORP	23,541	57.660	1,357,374.06	
CONSOLIDATED EDISON INC	28,772	88.630	2,550,062.36	
CONSTELLATION ENERGY	25,008	191.670	4,793,283.36	
DOMINION ENERGY INC	66,086	48.910	3,232,266.26	
DTE ENERGY COMPANY	16,277	106.250	1,729,431.25	
DUKE ENERGY CORP	62,251	94.900	5,907,619.90	
EDISON INTERNATIONAL	32,299	68.630	2,216,680.37	
ENTERGY CORP	17,246	102.910	1,774,785.86	
ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	34.360	561,064.44	
EVERGY INC	17,275	50.950	880,161.25	
EVERSOURCE ENERGY	25,375	58.790	1,491,796.25	
EXELON CORP	76,292	36.480	2,783,132.16	
FIRSTENERGY CORP	45,110	37.410	1,687,565.10	
NEXTERA ENERGY INC	166,491	63.080	10,502,252.28	
NISOURCE INC	34,855	27.070	943,524.85	
NRG ENERGY INC	20,349	73.930	1,504,401.57	
P G & E CORP	159,724	16.600	2,651,418.40	
PPL CORP	55,523	26.630	1,478,577.49	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	39,818	65.870	2,622,811.66	
SEMPRA	48,838	68.690	3,354,682.22	
SOUTHERN CO/THE	89,277	68.730	6,136,008.21	
VISTRA CORP	25,777	69.740	1,797,687.98	

	WEC ENERGY GROUP INC	25,816	78.970	2,038,689.52	
	XCEL ENERGY INC	45,776	53.170	2,433,909.92	
	ALPHABET INC-CL A	473,896	157.730	74,747,616.08	
	ALPHABET INC-CL C	412,461	159.190	65,659,666.59	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,601	260.500	1,980,060.50	
	COMCAST CORP-CLASS A	324,219	39.370	12,764,502.03	
	ELECTRONIC ARTS INC	19,428	127.890	2,484,646.92	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	30.090	718,729.74	
	FOX CORP - CLASS B	8,773	27.660	242,661.18	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	30.450	792,522.15	
	LIBERTY BROADBAND-C	8,196	48.580	398,161.68	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	12,383	25.420	314,775.86	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	13,438	67.230	903,436.74	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	101.040	1,369,496.16	
	MATCH GROUP INC	17,799	32.680	581,671.32	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	177,648	511.900	90,938,011.20	
	NETFLIX INC	35,164	622.830	21,901,194.12	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	24.360	838,105.80	
	OMNICOM GROUP	15,106	90.590	1,368,452.54	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	10.960	448,965.44	
	PINTEREST INC- CLASS A	48,115	33.540	1,613,777.10	
	ROBLOX CORP -CLASS A	37,893	38.370	1,453,954.41	
	ROKU INC	9,945	59.900	595,705.50	
	SEA LTD-ADR	28,343	53.280	1,510,115.04	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	3.210	181,525.50	
	SNAP INC - A	86,463	10.850	938,123.55	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	12,652	147.270	1,863,260.04	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	36,722	86.370	3,171,679.14	
	WALT DISNEY CO/THE	145,455	114.010	16,583,324.55	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	8.340	1,679,592.60	
	CBRE GROUP INC - A	23,502	89.390	2,100,843.78	
	COSTAR GROUP INC	30,836	90.340	2,785,724.24	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	2.990	236,509.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	10,672	44.420	474,050.24	
	アメリカ・ドル小計	27,209,222		3,522,767,113.03 (540,603,841,166)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	25.550	1,147,782.65	
	CAMECO CORP	33,586	68.300	2,293,923.80	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	87,389	109.040	9,528,896.56	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	28.850	3,463,384.80	
	ENBRIDGE INC	171,808	47.070	8,087,002.56	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	96.350	1,567,325.45	

KEYERA CORP	19,802	34.690	686,931.38	
MEG ENERGY CORP	21,651	31.420	680,274.42	
PARKLAND CORP	7,666	40.940	313,846.04	
PEMBINA PIPELINE CORP	45,973	47.830	2,198,888.59	
SUNCOR ENERGY INC	100,785	51.920	5,232,757.20	
TC ENERGY CORP	81,340	49.730	4,045,038.20	
TOURMALINE OIL CORP	26,107	65.660	1,714,185.62	
AGNICO EAGLE MINES LTD	41,898	84.640	3,546,246.72	
BARRICK GOLD CORP	139,992	24.630	3,448,002.96	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	68.610	910,317.48	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	15.270	632,972.04	
FRANCO-NEVADA CORP	14,724	162.650	2,394,858.60	
IVANHOE MINES LTD-CL A	56,432	18.360	1,036,091.52	
KINROSS GOLD CORP	110,156	8.780	967,169.68	
LUNDIN MINING CORP	46,446	15.620	725,486.52	
NUTRIEN LTD	42,180	72.920	3,075,765.60	
PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	26.410	664,396.37	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	66.010	2,306,851.47	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	109.000	483,742.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	34,221	71.340	2,441,326.14	
CAE INC	27,474	26.770	735,478.98	
STANTEC INC	9,939	110.550	1,098,756.45	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	128.930	777,061.11	
WSP GLOBAL INC	9,260	211.000	1,953,860.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	21.540	703,797.96	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	15,630	46.010	719,136.30	
RB GLOBAL INC	15,569	100.650	1,567,019.85	
THOMSON REUTERS CORP	12,639	209.890	2,652,799.71	
AIR CANADA	12,083	18.470	223,173.01	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,942	176.950	7,598,586.90	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	75,033	118.550	8,895,162.15	
TFI INTERNATIONAL INC	6,995	214.970	1,503,715.15	
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	68.680	1,540,904.48	
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	96.180	296,426.76	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	49.040	554,250.08	
RESTAURANT BRANDS INTERN	22,860	98.180	2,244,394.80	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	127.820	605,483.34	
DOLLARAMA INC	24,084	112.050	2,698,612.20	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	63,190	75.430	4,766,421.70	
EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	31.870	291,546.76	
LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	146.590	1,696,486.07	
METRO INC/CN	18,929	70.610	1,336,576.69	

	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	175.840	876,386.56	
	SAPUTO INC	18,270	26.030	475,568.10	
	BANK OF MONTREAL	56,754	128.150	7,273,025.10	
	BANK OF NOVA SCOTIA	95,377	66.410	6,333,986.57	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	73,290	66.150	4,848,133.50	
	NATIONAL BANK OF CANADA	25,956	110.960	2,880,077.76	
	ROYAL BANK OF CANADA	111,382	135.660	15,110,082.12	
	TORONTO-DOMINION BANK	143,729	78.290	11,252,543.41	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	54.250	1,706,216.75	
	BROOKFIELD CORP	109,779	54.130	5,942,337.27	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	33.810	167,325.69	
	ONEX CORPORATION	4,217	96.670	407,657.39	
	TMX GROUP LTD	26,034	36.110	940,087.74	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,745	1,477.060	2,577,469.70	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	22,964	40.360	926,827.04	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	81.980	677,810.64	
	INTACT FINANCIAL CORP	14,283	219.250	3,131,547.75	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	144,268	31.950	4,609,362.60	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	36.460	1,832,771.28	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	46,259	70.210	3,247,844.39	
	CGI INC	15,720	143.890	2,261,950.80	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,609	3,581.700	5,762,955.30	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	122.210	785,077.04	
	OPEN TEXT CORP	21,507	48.920	1,052,122.44	
	SHOPIFY INC - CLASS A	96,532	96.430	9,308,580.76	
	BCE INC	8,653	44.230	382,722.19	
	QUEBECOR INC -CL B	14,578	29.710	433,112.38	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	28,451	52.420	1,491,401.42	
	TELUS CORP	15,222	21.870	332,905.14	
	ALTAGAS LTD	27,309	29.280	799,607.52	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	30.800	344,960.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	30.170	221,568.48	
	EMERA INC	22,591	47.070	1,063,358.37	
	FORTIS INC	41,868	51.840	2,170,437.12	
	HYDRO ONE LTD	24,747	38.080	942,365.76	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	22.140	348,505.74	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	212.480	779,589.12	
	カナダ・ドル小計	3,197,654		211,751,395.76 (23,599,693,057)	
オーストラ リア・ドル	AMPOL LTD	19,016	39.320	747,709.12	
	SANTOS LTD	278,806	7.810	2,177,474.86	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	146,210	30.200	4,415,542.00	

BHP GROUP LTD	403,597	45.520	18,371,735.44	
BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	23.860	887,926.04	
FORTESCUE LTD	135,233	25.750	3,482,249.75	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	57.450	2,121,456.15	
MINERAL RESOURCES LTD	11,662	72.030	840,013.86	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	92,960	15.300	1,422,288.00	
ORICA LTD	36,212	17.970	650,729.64	
PILBARA MINERALS LTD	280,194	4.050	1,134,785.70	
RIO TINTO LTD	29,368	127.900	3,756,167.20	
SOUTH32 LTD	336,639	3.290	1,107,542.31	
REECE LTD	13,059	27.650	361,081.35	
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	16,425	40.070	658,149.75	
BRAMBLES LTD	105,161	15.770	1,658,388.97	
COMPUTERSHARE LTD	50,853	28.240	1,436,088.72	
AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.990	519,701.49	
QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	5.720	447,452.72	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	45,243	41.160	1,862,201.88	
IDP EDUCATION LTD	23,591	16.220	382,646.02	
LOTTERY CORP LTD/THE	173,268	5.060	876,736.08	
WESFARMERS LTD	92,796	66.700	6,189,493.20	
COLES GROUP LTD	99,972	16.150	1,614,547.80	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	5.240	726,987.12	
WOOLWORTHS GROUP LTD	98,099	32.220	3,160,749.78	
TREASURY WINE ESTATES LTD	62,913	12.410	780,750.33	
COCHLEAR LTD	5,404	320.060	1,729,604.24	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	52.000	757,380.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	27.070	1,011,389.34	
CSL LTD	38,360	281.700	10,806,012.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	237,876	28.950	6,886,510.20	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	133,914	116.240	15,566,163.36	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	252,991	34.150	8,639,642.65	
WESTPAC BANKING CORP	287,982	26.020	7,493,291.64	
ASX LTD	15,385	63.970	984,178.45	
MACQUARIE GROUP LTD	28,015	189.770	5,316,406.55	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	34.600	788,395.60	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	6.450	1,120,719.75	
MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.740	724,445.48	
QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	17.810	2,216,454.50	
SUNCORP GROUP LTD	88,234	16.230	1,432,037.82	
WISETECH GLOBAL LTD	12,907	90.340	1,166,018.38	
XERO LTD	11,173	121.960	1,362,659.08	
TELSTRA GROUP LTD	273,343	3.760	1,027,769.68	

	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	9.770	1,317,631.05	
	CAR GROUP LTD	33,837	34.060	1,152,488.22	
	REA GROUP LTD	3,813	179.080	682,832.04	
	SEEK LTD	29,833	24.950	744,333.35	
	オーストラリア・ドル小計	5,127,185		134,716,958.66 (13,381,435,504)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	196,924	37.250	7,335,419.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	121,500	110.800	13,462,200.00	
	MTR CORP	118,500	25.000	2,962,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	15.620	2,499,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	39.800	7,004,800.00	
	SANDS CHINA LTD	172,800	21.950	3,792,960.00	
	WH GROUP LTD	722,000	5.520	3,985,440.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	22.750	5,619,250.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	98.500	6,244,900.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	92,300	228.200	21,062,860.00	
	AIA GROUP LTD	921,000	48.600	44,760,600.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	44.500	1,824,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	61.500	8,739,150.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	861,389	5.930	5,108,036.77	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	44.550	4,945,050.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	31.850	5,125,429.40	
	ESR GROUP LTD	157,000	8.450	1,326,650.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	8.100	1,539,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	145,384	23.500	3,416,524.00	
	SINO LAND CO	248,200	7.970	1,978,154.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108,000	73.050	7,889,400.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	60.500	1,633,500.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	15.260	1,782,368.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	25.250	2,853,250.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	24.000	3,000,000.00	
	香港・ドル小計	5,538,221		169,891,141.17 (3,326,468,544)	
シンガポ ール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	26.900	290,520.00	
	KEPPEL LTD	115,000	7.160	823,400.00	
	SEATRUM LTD	3,231,727	0.081	261,769.88	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.990	433,314.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.440	731,365.04	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	0.910	411,775.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.540	564,984.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	148,700	36.120	5,371,044.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	270,600	13.770	3,726,162.00	

	UNITED OVERSEAS BANK LTD	102,400	29.570	3,027,968.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.130	595,276.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	645,315	2.370	1,529,396.55	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.410	482,572.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.680	589,868.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	5.790	283,710.00	
	シンガポール・ドル小計	5,782,308		19,123,124.47 (2,156,705,978)	
ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	96,702	8.030	776,517.06	
	EBOS GROUP LTD	12,972	35.110	455,446.92	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	46,548	26.230	1,220,954.04	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	188,606	4.700	886,448.20	
	MERCURY NZ LTD	40,976	6.600	270,441.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.780	527,870.06	
	ニュージーランド・ドル小計	477,131		4,137,677.88 (377,025,208)	
イギリス・ ポンド	BP PLC	1,345,084	5.391	7,251,347.84	
	SHELL PLC	525,932	29.370	15,446,622.84	
	ANGLO AMERICAN PLC	104,777	22.015	2,306,665.65	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	22.660	702,074.78	
	CRH PLC	57,555	67.020	3,857,336.10	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	47.580	489,883.68	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	18.430	322,654.01	
	GLENCORE PLC	811,618	4.857	3,942,028.62	
	MONDI PLC	30,822	14.110	434,898.42	
	RIO TINTO PLC	90,715	53.750	4,875,931.25	
	ASHTREAD GROUP PLC	35,259	57.960	2,043,611.64	
	BAE SYSTEMS PLC	251,236	13.185	3,312,546.66	
	BUNZL PLC	26,105	29.740	776,362.70	
	DCC PLC	5,954	55.700	331,637.80	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	6.438	769,057.72	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	4.047	2,627,093.86	
	SMITHS GROUP PLC	24,369	16.490	401,844.81	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,904	95.050	561,175.20	
	EXPERIAN PLC	73,697	33.110	2,440,107.67	
	INTERTEK GROUP PLC	11,884	48.040	570,907.36	
	RELX PLC	152,138	33.390	5,079,887.82	
	RENTOKIL INITIAL PLC	190,467	4.530	862,815.51	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.600	297,923.60	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	45.620	302,779.94	
	BURBERRY GROUP PLC	26,233	11.695	306,794.93	
	PERSIMMON PLC	27,665	12.820	354,665.30	

TAYLOR WIMPEY PLC	353,772	1.346	476,177.11	
COMPASS GROUP PLC	136,342	21.820	2,974,982.44	
ENTAIN PLC	42,158	8.208	346,032.86	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	13,924	152.200	2,119,232.80	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	78.040	1,130,877.64	
PEARSON PLC	46,942	10.055	472,001.81	
WHITBREAD PLC	16,522	31.750	524,573.50	
JD SPORTS FASHION PLC	251,482	1.187	298,509.13	
KINGFISHER PLC	179,593	2.495	448,084.53	
NEXT PLC	9,030	90.440	816,673.20	
OCADO GROUP PLC	42,697	3.567	152,300.19	
SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.616	296,863.68	
TESCO PLC	551,571	2.829	1,560,394.35	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	24.060	745,667.52	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	167,558	23.070	3,865,563.06	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	24.080	430,213.28	
DIAGEO PLC	179,783	27.840	5,005,158.72	
IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	17.150	1,197,601.65	
HALEON PLC	547,292	3.229	1,767,205.86	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	56,558	42.000	2,375,436.00	
UNILEVER PLC	197,070	37.950	7,478,806.50	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	57,278	9.612	550,556.13	
ASTRAZENECA PLC	124,946	110.640	13,824,025.44	
GSK PLC	326,183	16.435	5,360,817.60	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	18.030	263,057.70	
BARCLAYS PLC	1,208,742	1.828	2,209,580.37	
HSBC HOLDINGS PLC	1,552,941	6.534	10,146,916.49	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,165,051	0.509	2,629,010.95	
NATWEST GROUP PLC	407,238	2.745	1,117,868.31	
STANDARD CHARTERED PLC	182,397	6.628	1,208,927.31	
3I GROUP PLC	81,145	28.290	2,295,592.05	
ABRDN PLC	138,015	1.394	192,392.91	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	7.334	227,412.67	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	32,399	93.140	3,017,642.86	
M&G PLC	217,201	2.004	435,270.80	
SCHRODERS PLC	61,711	3.750	231,416.25	
ST JAMES' S PLACE PLC	33,823	4.158	140,636.03	
WISE PLC - A	43,661	9.460	413,033.06	
ADMIRAL GROUP PLC	19,808	26.710	529,071.68	
AVIVA PLC	217,835	4.602	1,002,476.67	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	457,083	2.476	1,131,737.50	

	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.035	298,505.01	
	PRUDENTIAL PLC	211,966	7.064	1,497,327.82	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	11.805	885,906.22	
	HALMA PLC	32,277	22.270	718,808.79	
	BT GROUP PLC	540,623	1.071	579,007.23	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.672	1,331,407.39	
	CENTRICA PLC	403,810	1.333	538,278.73	
	NATIONAL GRID PLC	301,486	10.375	3,127,917.25	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	23.960	482,003.32	
	SSE PLC	87,793	16.670	1,463,509.31	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	10.145	519,505.16	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	6.874	535,491.47	
	INFORMA PLC	102,755	8.070	829,232.85	
	WPP PLC	78,503	7.656	601,018.96	
	イギリス・ポンド小計	22,136,185		155,486,413.23 (29,721,227,889)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	17.940	1,204,545.42	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	766.200	1,695,600.60	
	BANK HAPOLIM BM	98,327	33.200	3,264,456.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	29.200	3,385,360.40	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	18.700	2,218,530.60	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	132.700	1,581,253.20	
	NICE LTD	4,458	882.500	3,934,185.00	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	250.900	884,924.30	
	イスラエル・シュケル小計	422,159		18,168,855.92 (742,646,535)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	10,101	13.100	132,323.10	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	702.500	377,945.00	
	GIVAUDAN-REG	771	3,916.000	3,019,236.00	
	HOLCIM LTD	42,879	78.980	3,386,583.42	
	SIG GROUP AG	22,269	19.290	429,569.01	
	SIKA AG-REG	12,022	263.400	3,166,594.80	
	ABB LTD-REG	130,006	41.870	5,443,351.22	
	GEBERIT AG-REG	2,873	502.800	1,444,544.40	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	215.000	379,690.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	221.400	670,842.00	
	VAT GROUP AG	2,164	482.800	1,044,779.20	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,810	34.500	510,945.00	
	SGS SA-REG	11,450	81.660	935,007.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	253.700	1,064,017.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	42,892	128.050	5,492,320.60	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	200.000	523,800.00	

	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	39.150	204,558.75	
	AVOLTA AG	8,656	35.620	308,326.72	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,302.000	281,232.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	10,360.000	745,920.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	103,200.000	825,600.00	
	NESTLE SA-REG	214,178	93.040	19,927,121.12	
	ALCON INC	41,643	74.180	3,089,077.74	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4,173	256.400	1,069,957.20	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,823	138.550	1,222,426.65	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	80.650	141,621.40	
	LONZA GROUP AG-REG	5,801	535.000	3,103,535.00	
	NOVARTIS AG-REG	165,157	86.100	14,220,017.70	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	241.800	624,811.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	55,907	225.000	12,579,075.00	
	SANDOZ GROUP AG	30,936	26.910	832,487.76	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	101.300	304,507.80	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	51.360	779,028.48	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,773	1,271.000	2,253,483.00	
	UBS GROUP AG-REG	264,202	26.350	6,961,722.70	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	139.500	545,305.50	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,221	122.500	272,072.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	621.200	1,411,366.40	
	SWISS RE AG	24,764	106.000	2,624,984.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,811	451.500	5,332,666.50	
	TEMENOS AG - REG	3,743	61.400	229,820.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	79.720	1,080,604.60	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	518.000	1,032,892.00	
	BKW AG	1,385	140.800	195,008.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	85.100	474,177.20	
	スイス・フラン小計	1,204,894		110,694,955.67 (18,585,683,057)	
デンマーク・クロネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,327	384.000	11,645,568.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	407	2,202.000	896,214.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	78,424	179.600	14,084,950.40	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	9,465.000	1,949,790.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	9,646.000	3,974,152.00	
	DSV A/S	13,716	1,122.500	15,396,210.00	
	PANDORA A/S	6,892	1,063.500	7,329,642.00	
	CARLSBERG AS-B	8,080	911.400	7,364,112.00	
	COLOPLAST-B	10,365	907.600	9,407,274.00	
	DEMANT A/S	8,178	319.000	2,608,782.00	
	GENMAB A/S	5,493	2,067.000	11,354,031.00	

	NOVO NORDISK A/S-B	259,962	880.000	228,766,560.00	
	DANSKE BANK A/S	59,312	203.300	12,058,129.60	
	TRYG A/S	24,975	137.700	3,439,057.50	
	ORSTED A/S	14,988	405.000	6,070,140.00	
	デンマーク・クローネ小計	521,737		336,344,612.50 (7,365,947,014)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	21,204	302.700	6,418,450.80	
	EQUINOR ASA	72,237	313.900	22,675,194.30	
	NORSK HYDRO ASA	108,109	71.600	7,740,604.40	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	337.500	4,292,325.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	769.000	5,018,494.00	
	MOWI ASA	36,354	191.050	6,945,431.70	
	ORKLA ASA	63,195	77.600	4,903,932.00	
	SALMAR ASA	6,204	680.500	4,221,822.00	
	DNB BANK ASA	78,029	216.000	16,854,264.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	162.100	3,029,811.10	
	TELENOR ASA	48,435	122.700	5,942,974.50	
	ADEVINTA ASA	21,858	114.100	2,493,997.80	
	ノルウェー・クローネ小計	493,560		90,537,301.60 (1,277,481,326)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	20,658	351.800	7,267,484.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	431.400	3,030,153.60	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	155.300	7,091,308.60	
	ALFA LAVAL AB	23,093	418.900	9,673,657.70	
	ASSA ABLOY AB-B	80,816	305.800	24,713,532.80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	217,094	182.800	39,684,783.20	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	125,066	159.500	19,948,027.00	
	BEIJER REF AB	23,918	151.600	3,625,968.80	
	EPIROC AB-A	56,566	213.700	12,088,154.20	
	EPIROC AB-B	33,182	190.500	6,321,171.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	34,897	83.200	2,903,430.40	
	INDUTRADE AB	17,913	280.600	5,026,387.80	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	278.500	2,290,105.50	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	275.000	4,165,975.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	50.660	5,535,820.84	
	SAAB AB-B	6,953	919.400	6,392,588.20	
	SANDVIK AB	87,237	239.000	20,849,643.00	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	192.400	5,178,446.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	218.700	6,936,070.50	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	292.400	3,883,949.20	
	VOLVO AB-B SHS	124,286	284.400	35,346,938.40	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	109.300	4,482,393.00	

	VOLVO CAR AB -RED SHS	100,230	3.654	366,240.42	
	VOLVO CAR AB-B	100,230	40.845	4,093,894.35	
	EVOLUTION AB	14,444	1,297.500	18,741,090.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	164.350	8,580,713.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	252.600	11,474,860.20	
	GETINGE AB-B SHS	21,124	209.700	4,429,702.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	252.800	3,416,086.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	129,315	146.500	18,944,647.50	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	113,533	109.500	12,431,863.50	
	SWEDBANK AB - A SHARES	63,538	215.500	13,692,439.00	
	EQT AB	29,893	322.900	9,652,449.70	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	356.600	3,779,246.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	355.800	3,786,423.60	
	INVESTOR AB-B SHS	141,543	260.800	36,914,414.40	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	545.500	3,317,185.50	
	ERICSSON LM-B SHS	221,040	54.020	11,940,580.80	
	HEXAGON AB-B SHS	175,674	124.300	21,836,278.20	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	93.420	3,589,570.08	
	TELIA CO AB	187,675	26.040	4,887,057.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	67.620	4,087,899.48	
	SAGAX AB-B	14,721	259.800	3,824,515.80	
	スウェーデン・クローナ小計	2,700,243		440,223,148.17 (6,220,353,084)	
ユーロ	ENI SPA	179,276	15.730	2,820,011.48	
	GALP ENERGIA SGPS SA	31,541	16.425	518,060.92	
	NESTE OYJ	31,509	27.320	860,825.88	
	OMV AG	10,043	45.000	451,935.00	
	REPSOL SA	96,457	15.875	1,531,254.87	
	TENARIS SA	41,201	18.425	759,128.42	
	TOTALENERGIES SE	175,277	69.090	12,109,887.93	
	AIR LIQUIDE SA	41,216	187.380	7,723,054.08	
	AKZO NOBEL N.V.	12,475	65.560	817,861.00	
	ARCELORMITTAL	44,177	25.720	1,136,232.44	
	ARKEMA	5,145	97.450	501,380.25	
	BASF SE	70,317	51.650	3,631,873.05	
	COVESTRO AG	16,049	49.810	799,400.69	
	DSM-FIRMENICH AG	13,915	101.350	1,410,285.25	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	18.880	333,590.72	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	11,273	96.880	1,092,128.24	
	OCI NV	11,025	24.730	272,648.25	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	20,828	41.390	862,070.92	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	12.670	605,093.86	

SYENSQO SA	4, 802	89. 030	427, 522. 06	
SYMRISE AG	9, 721	104. 650	1, 017, 302. 65	
UMICORE	16, 912	21. 460	362, 931. 52	
UPM-KYMMENE OYJ	42, 123	31. 280	1, 317, 607. 44	
VOESTALPINE AG	9, 720	26. 980	262, 245. 60	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19, 741	37. 920	748, 578. 72	
AIRBUS SE	47, 599	162. 900	7, 753, 877. 10	
ALSTOM	25, 574	14. 370	367, 498. 38	
BOUYGUES SA	17, 123	35. 810	613, 174. 63	
BRENTAG SE	12, 153	76. 420	928, 732. 26	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34, 454	71. 900	2, 477, 242. 60	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44, 374	45. 090	2, 000, 823. 66	
DASSAULT AVIATION SA	1, 720	204. 800	352, 256. 00	
EIFFAGE	6, 641	98. 500	654, 138. 50	
FERROVIAL SE	42, 157	34. 360	1, 448, 514. 52	
GEA GROUP AG	10, 467	37. 740	395, 024. 58	
IMCD NV	4, 340	155. 650	675, 521. 00	
KINGSPAN GROUP PLC	13, 174	82. 900	1, 092, 124. 60	
KNORR-BREMSE AG	7, 217	69. 050	498, 333. 85	
KONE OYJ-B	27, 371	44. 090	1, 206, 787. 39	
LEGRAND SA	19, 539	94. 860	1, 853, 469. 54	
LEONARDO SPA	35, 486	22. 120	784, 950. 32	
METSO CORP	50, 483	11. 475	579, 292. 42	
MTU AERO ENGINES AG	3, 854	217. 200	837, 088. 80	
PRYSMIAN SPA	19, 681	48. 520	954, 922. 12	
RATIONAL AG	350	789. 500	276, 325. 00	
REXEL SA	23, 491	23. 970	563, 079. 27	
RHEINMETALL AG	3, 447	543. 200	1, 872, 410. 40	
SAFRAN SA	27, 555	205. 800	5, 670, 819. 00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	43, 527	209. 400	9, 114, 553. 80	
SIEMENS AG-REG	60, 728	172. 660	10, 485, 296. 48	
SIEMENS ENERGY AG	40, 928	17. 625	721, 356. 00	
THALES SA	8, 928	158. 800	1, 417, 766. 40	
VINCI SA	38, 750	113. 050	4, 380, 687. 50	
WARTSILA OYJ ABP	38, 260	15. 350	587, 291. 00	
BUREAU VERITAS SA	17, 817	26. 920	479, 633. 64	
RANDSTAD NV	8, 946	48. 390	432, 896. 94	
TELEPERFORMANCE	4, 299	89. 500	384, 760. 50	
WOLTERS KLUWER	18, 802	141. 050	2, 652, 022. 10	
ADP	3, 679	119. 400	439, 272. 60	
AENA SME SA	5, 640	173. 200	976, 848. 00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50, 885	6. 878	349, 987. 03	

DHL GROUP	78,125	38.790	3,030,468.75	
GETLINK SE	30,428	15.390	468,286.92	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,500	109.500	2,682,750.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	101.000	371,579.00	
CONTINENTAL AG	8,078	66.060	533,632.68	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	92.840	788,954.32	
FERRARI NV	10,029	387.600	3,887,240.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	65,924	75.370	4,968,691.88	
MICHELIN (CGDE)	51,844	34.860	1,807,281.84	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	50.620	715,868.04	
RENAULT SA	14,764	50.180	740,857.52	
STELLANTIS NV	177,200	24.385	4,321,022.00	
VOLKSWAGEN AG	1,960	146.100	286,356.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	16,257	123.700	2,010,990.90	
ADIDAS AG	13,498	196.400	2,651,007.20	
HERMES INTERNATIONAL	2,555	2,270.000	5,799,850.00	
KERING	5,801	350.500	2,033,250.50	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	22,217	781.200	17,355,920.40	
MONCLER SPA	15,710	64.160	1,007,953.60	
PUMA SE	9,601	40.390	387,784.39	
SEB SA	1,127	113.600	128,027.20	
ACCOR SA	16,469	40.120	660,736.28	
AMADEUS IT GROUP SA	34,652	57.100	1,978,629.20	
DELIVERY HERO SE	13,293	31.470	418,330.71	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	37.040	214,276.40	
SODEXO SA	6,960	76.600	533,136.00	
D' IETEREN GROUP	1,885	205.200	386,802.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	89,198	43.660	3,894,384.68	
PROSUS NV	114,557	29.430	3,371,412.51	
ZALANDO SE	17,418	26.550	462,447.90	
CARREFOUR SA	49,914	15.855	791,386.47	
JERONIMO MARTINS	22,106	18.250	403,434.50	
KESKO OYJ-B SHS	20,250	16.915	342,528.75	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71,069	26.630	1,892,567.47	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	71,161	55.460	3,946,589.06	
DANONE	50,315	57.780	2,907,200.70	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	8.898	431,739.85	
HEINEKEN HOLDING NV	7,962	73.000	581,226.00	
HEINEKEN NV	22,805	88.000	2,006,840.00	
JDE PEET'S NV	13,317	19.250	256,352.25	
KERRY GROUP PLC-A	12,402	80.500	998,361.00	
LOTUS BAKERIES	31	8,830.000	273,730.00	

PERNOD RICARD SA	16,118	141.250	2,276,667.50	
REMY COINTREAU	2,008	90.050	180,820.40	
BEIERSDORF AG	7,876	131.150	1,032,937.40	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	65.400	569,895.60	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	71.860	1,105,278.66	
L'OREAL	19,010	414.500	7,879,645.00	
AMPLIFON SPA	10,123	31.410	317,963.43	
BIOMERIEUX	2,791	104.600	291,938.60	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	102.300	366,540.90	
DIASORIN SPA	1,313	86.700	113,837.10	
ESSILORLUXOTTICA	23,299	202.800	4,725,037.20	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	35.440	606,910.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	25.420	793,790.34	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	60,155	19.115	1,149,862.82	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	23,498	53.400	1,254,793.20	
ARGENX SE	4,867	352.500	1,715,617.50	
BAYER AG-REG	75,808	26.965	2,044,162.72	
EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	59.800	554,346.00	
GRIFOLS SA	15,169	8.574	130,059.00	
IPSEN	3,380	109.400	369,772.00	
MERCK KGAA	9,982	153.600	1,533,235.20	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	33.000	347,886.00	
QIAGEN N.V.	20,951	38.115	798,547.36	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	49.420	398,720.56	
SANOFI	92,427	86.470	7,992,162.69	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	334.900	724,723.60	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	250.600	553,074.20	
UCB SA	10,230	120.650	1,234,249.50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	15.840	455,986.08	
AIB GROUP PLC	108,430	4.796	520,030.28	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	484,418	10.050	4,868,400.90	
BANCO BPM SPA	91,957	6.084	559,466.38	
BANCO SANTANDER SA	1,274,611	4.448	5,669,469.72	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87,661	9.770	856,447.97	
BNP PARIBAS	80,474	65.360	5,259,780.64	
CAIXABANK SA	308,048	4.668	1,437,968.06	
COMMERZBANK AG	82,105	12.950	1,063,259.75	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	13.760	1,250,770.24	
ERSTE GROUP BANK AG	29,155	42.210	1,230,632.55	
FINECOBANK SPA	43,093	13.995	603,086.53	
ING GROEP NV	270,895	14.946	4,048,796.67	
INTESA SANPAOLO	1,152,986	3.290	3,793,323.94	

KBC GROUP NV	20,304	68.680	1,394,478.72	
MEDIOBANCA SPA	47,708	13.575	647,636.10	
NORDEA BANK ABP	243,753	10.780	2,627,657.34	
SOCIETE GENERALE SA	55,196	25.760	1,421,848.96	
UNICREDIT SPA	121,851	34.045	4,148,417.29	
ADYEN NV	1,711	1,421.600	2,432,357.60	
AMUNDI SA	3,955	63.700	251,933.50	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	14.788	2,159,343.76	
DEUTSCHE BOERSE AG	14,432	189.700	2,737,750.40	
EDENRED	20,297	44.680	906,869.96	
EURAZEO SE	3,897	82.000	319,554.00	
EURONEXT NV	7,818	87.300	682,511.40	
EXOR NV	8,669	100.500	871,234.50	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	69.650	552,533.45	
NEXI SPA	57,060	5.486	313,031.16	
SOFINA	804	216.000	173,664.00	
WORLDLINE SA	16,677	10.805	180,194.98	
AEGON LTD	127,748	5.570	711,556.36	
AGEAS	11,247	42.480	477,772.56	
ALLIANZ SE-REG	31,873	262.000	8,350,726.00	
ASR NEDERLAND NV	14,593	45.120	658,436.16	
ASSICURAZIONI GENERALI	82,510	22.760	1,877,927.60	
AXA SA	148,668	33.660	5,004,164.88	
HANNOVER RUECK SE	5,315	230.600	1,225,639.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	10,609	415.600	4,409,100.40	
NN GROUP NV	20,802	43.170	898,022.34	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	11.575	401,884.00	
SAMPO OYJ-A SHS	36,423	39.410	1,435,430.43	
TALANX AG	5,345	69.400	370,943.00	
BECHTLE AG	8,953	48.140	430,997.42	
CAPGEMINI SE	12,750	207.500	2,645,625.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	50,781	39.250	1,993,154.25	
NEMETSCHEK SE	5,941	85.250	506,470.25	
SAP SE	83,000	171.060	14,197,980.00	
NOKIA OYJ	404,925	3.172	1,284,422.10	
ASM INTERNATIONAL NV	3,686	584.600	2,154,835.60	
ASML HOLDING NV	32,361	907.500	29,367,607.50	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	143.900	904,555.40	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	102,926	32.060	3,299,807.56	
STMICROELECTRONICS NV	54,733	39.020	2,135,681.66	
CELLNEX TELECOM SA	32,894	31.010	1,020,042.94	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	258,987	21.180	5,485,344.66	

ELISA OYJ	14,245	42.160	600,569.20	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.935	280,067.65	
KONINKLIJKE KPN NV	300,581	3.402	1,022,576.56	
ORANGE	132,722	10.435	1,384,954.07	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.228	158,768.94	
TELEFONICA SA	412,202	3.959	1,631,907.71	
ACCIONA SA	1,810	110.100	199,281.00	
E.ON SE	178,555	12.455	2,223,902.52	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	13.110	357,824.34	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	265,763	3.615	960,733.24	
ELIA GROUP SA/NV	2,111	94.750	200,017.25	
ENAGAS SA	14,471	13.750	198,976.25	
ENDESA SA	25,535	17.300	441,755.50	
ENEL SPA	662,902	5.873	3,893,223.44	
ENGIE	142,233	15.880	2,258,660.04	
FORTUM OYJ	42,339	12.295	520,558.00	
IBERDROLA SA	490,939	11.250	5,523,063.75	
REDEIA CORP SA	34,539	15.770	544,680.03	
RWE AG	48,289	32.490	1,568,909.61	
SNAM SPA	168,809	4.288	723,852.99	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	101,686	7.480	760,611.28	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	57,958	28.450	1,648,905.10	
VERBUND AG	5,338	70.900	378,464.20	
BOLLORE SE	69,288	6.215	430,624.92	
PUBLICIS GROUPE	18,281	103.500	1,892,083.50	
SCOUT24 SE	6,149	68.100	418,746.90	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	66,170	27.040	1,789,236.80	
VIVENDI SE	57,161	9.928	567,494.40	
LEG IMMOBILIE SE	6,505	75.560	491,517.80	
VONOVIA SE	55,940	25.240	1,411,925.60	
ユーロ小計	14,206,942		411,614,505.41 (67,257,810,184)	
合 計	89,017,441		714,616,318,545 (714,616,318,545)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	591 銘柄	71.9%	75.6%
カナダ・ドル	株式	85 銘柄	3.1%	3.3%
オーストラリア・ドル	株式	49 銘柄	1.8%	1.9%
香港・ドル	株式	25 銘柄	0.4%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	15 銘柄	0.3%	0.3%

ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	82 銘柄	4.0%	4.2%
イスラエル・シェケル	株式	8 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45 銘柄	2.5%	2.6%
デンマーク・クローネ	株式	15 銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	43 銘柄	0.8%	0.9%
ユーロ	株式	217 銘柄	8.9%	9.4%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,625,711.12	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	934,872.40	
		AMERICAN TOWER CORP	36,440.00	6,530,048.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	648,461.04	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,975.00	2,200,765.50	
		BOSTON PROPERTIES INC	13,802.00	836,539.22	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	769,906.34	
		CROWN CASTLE INC	33,131.00	3,204,099.01	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	24,875.00	3,544,438.75	
		EQUINIX INC	7,520.00	5,745,656.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	870,043.68	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,128.00	1,611,836.32	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,305,326.95	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	17,630.00	2,480,364.70	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	972,422.50	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,209,207.84	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	1,185,540.00	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,517,241.60	
		IRON MOUNTAIN INC	23,774.00	1,807,299.48	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,048,605.40	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,567.00	1,225,819.71	
		PROLOGIS INC	74,899.00	8,912,981.00	
		PUBLIC STORAGE	12,964.00	3,528,022.96	
		REALTY INCOME CORP	63,896.00	3,323,869.92	
		REGENCY CENTERS CORP	13,101.00	766,277.49	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,176.00	1,650,243.84	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	25,788.00	3,734,360.28	
		SUN COMMUNITIES INC	10,118.00	1,221,040.24	
		UDR INC	27,406.00	1,004,155.84	
		VENTAS INC	34,880.00	1,493,910.40	

	VICI PROPERTIES INC	76,652.00	2,141,656.88	
	WELLTOWER INC	45,762.00	4,108,969.98	
	WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,799,148.24	
	WP CAREY INC	16,778.00	922,286.66	
	アメリカ・ドル小計	1,021,617.00	75,881,129.29 (11,644,718,101)	
カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	358,336.20	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	132,896.26	
	カナダ・ドル小計	15,611.00	491,232.46 (54,747,859)	
オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	913,771.68	
	DEXUS/AU	79,604.00	593,049.80	
	GOODMAN GROUP	133,948.00	4,291,693.92	
	GPT GROUP	159,776.00	677,450.24	
	MIRVAC GROUP	326,863.00	722,367.23	
	SCENTRE GROUP	452,086.00	1,446,675.20	
	STOCKLAND	193,824.00	885,775.68	
	TRANSURBAN GROUP	235,928.00	3,135,483.12	
	VICINITY CENTRES	372,431.00	724,378.29	
	オーストラリア・ドル小計	2,063,372.00	13,390,645.16 (1,330,092,784)	
香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,484,000.00	
	LINK REIT	189,400.00	6,098,680.00	
	香港・ドル小計	465,400.00	8,582,680.00 (168,048,874)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	869,940.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	784,734.72	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	301,745.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	148,368.00	
	シンガポール・ドル小計	1,051,416.00	2,104,787.72 (237,377,959)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	379,194.09	
	SEGRO PLC	89,254.00	765,620.81	
	イギリス・ポンド小計	149,111.00	1,144,814.90 (218,831,368)	
ユーロ	COVIVIO	7,110.00	335,165.40	
	GECINA SA	3,082.00	284,776.80	
	KLEPIERRE	18,172.00	432,857.04	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD SE	8,942.00	658,310.04	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	14,027.00	355,163.64	
	ユーロ小計	51,333.00	2,066,272.92 (337,628,995)	

投資証券合計		13,991,445,940 (13,991,445,940)	
合 計		13,991,445,940 (13,991,445,940)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34 銘柄	1.5%	83.2%
カナダ・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	0.4%
オーストラリア・ドル	投資証券	9 銘柄	0.2%	9.5%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.2%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	0.0%	1.7%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.6%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	145,076,596
金銭信託	20,741,125
コール・ローン	979,901,726
国債証券	181,181,944,320
未収利息	1,560,152,285
前払費用	131,900,560
流動資産合計	184,019,716,612
資産合計	184,019,716,612
負債の部	
流動負債	
未払解約金	208,400,281
流動負債合計	208,400,281
負債合計	208,400,281
純資産の部	
元本等	
元本	81,315,169,414
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	102,496,146,917

元本等合計	183,811,316,331
純資産合計	183,811,316,331
負債純資産合計	184,019,716,612

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	81,315,169,414 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.2605 円 (1 万口当たりの純資産額 22,605 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
-----	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年4月15日現在)
-----	----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 14 日
至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,797,645,540 円
同期中における追加設定元本額	14,059,027,731 円
同期中における一部解約元本額	10,541,503,857 円
2024 年 4 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国債券インデックスファンド S	27,469,231,073 円
三井住友・DC 年金バランス 30（債券重点型）	969,291,403 円
三井住友・DC 年金バランス 50（標準型）	2,437,524,335 円
三井住友・DC 年金バランス 70（株式重点型）	1,501,495,418 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	123,942,674 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020（4 資産タイプ）	5,712,728 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025（4 資産タイプ）	23,975,527 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030（4 資産タイプ）	95,498,475 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035（4 資産タイプ）	295,062,458 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040（4 資産タイプ）	222,554,062 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045（4 資産タイプ）	364,364,727 円
三井住友・DC 年金バランスゼロ（債券型）	19,433,369 円

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	55,911,331 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	101,159,985 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	63,645,439 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	43,497,718 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	363,902,541 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	255,998,229 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	721,985,167 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	234,035,737 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	122,394,943 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	244,673,305 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,123,224,982 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	42,752,565 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	145,382,038 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	114,921,824 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,355,536 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	3,711,134,389 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	306,782,156 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	4,967,639 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	3,014,410 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	4,417,704 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	1,545,228 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	889,508 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	617,244 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	2,086,782 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	10,582,641 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	7,133,597 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,808,455 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	5,042,144,293 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	19,033,481 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	3,925,586,429 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,590,701,718 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	8,585,342,356 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	28,076,274 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	68,538,172 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	647,958,426 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	97,653,517 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	835,737,668 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,219,045,963 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	1,182,676,466 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	3,537,553,856 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	6,127,319,240 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	279,865,791 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	101,932,994 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	55,570,310 円

SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	29,310,007 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,741,981 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	63,095,153 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	323,945,632 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	67,989,552 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	37,190,973 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,805,044 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	760,148,963 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	473,031,324 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	617,018,437 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	239,980,439 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	196,671,104 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	155,104,729 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	79,237,377 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	126,857,094 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	1,233,154,777 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	328,242,532 円
合 計	81,315,169,414 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,167,944.00	
		T 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,736,904.00	
		T 0.25 07/31/25	300,000.00	282,045.00	
		T 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,866,360.00	
		T 0.25 10/31/25	1,000,000.00	929,880.00	
		T 0.375 01/31/26	2,500,000.00	2,305,450.00	
		T 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,857,170.00	
		T 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,173,725.00	
		T 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,146,720.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,857,060.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,776,110.00	
		T 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,531,216.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,057,824.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,196,575.00	

	T 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,504,520.00	
	T 0.5 10/31/27	1,000,000.00	864,960.00	
	T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,131,200.00	
	T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	3,967,750.00	
	T 0.625 07/31/26	800,000.00	727,656.00	
	T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,774,144.00	
	T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,946,100.00	
	T 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,220,080.00	
	T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,106,214.00	
	T 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,380,690.00	
	T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,835,220.00	
	T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,364,325.00	
	T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,835,840.00	
	T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,275,375.00	
	T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	3,893,001.00	
	T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,496,030.00	
	T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,583,997.00	
	T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,808,200.00	
	T 1.125 05/15/40	3,800,000.00	2,277,682.00	
	T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,839,323.00	
	T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,021,620.00	
	T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,378,322.00	
	T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,477,682.00	
	T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,623,110.00	
	T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,617,260.00	
	T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,147,364.00	
	T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,598,270.00	
	T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,837,750.00	
	T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,371,070.00	
	T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,257,695.00	
	T 1.375 08/31/26	600,000.00	554,010.00	
	T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,607,870.00	
	T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	3,917,305.00	
	T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,160,060.00	
	T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	865,440.00	
	T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,113,244.00	
	T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,775,235.00	
	T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	3,926,925.00	
	T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,732,902.00	
	T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	10,720,406.00	
	T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,542,835.00	
	T 1.625 08/15/29	3,750,000.00	3,240,712.50	

T 1.625 09/30/26	900,000.00	834,570.00	
T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,718,496.00	
T 1.625 11/30/26	200,000.00	184,596.00	
T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	2,901,096.00	
T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	2,847,768.00	
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,126,021.00	
T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,311,125.00	
T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,379,284.00	
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,209,812.00	
T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,326,126.00	
T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,140,206.00	
T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,473,184.00	
T 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,341,200.00	
T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,881,099.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,672,328.00	
T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,170,706.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,709,956.00	
T 2 11/15/26	1,000,000.00	932,730.00	
T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,557,476.00	
T 2.125 05/15/25	600,000.00	581,250.00	
T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,111,580.00	
T 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,064,676.00	
T 2.25 03/31/26	8,200,000.00	7,798,610.00	
T 2.25 05/15/41	5,000,000.00	3,548,800.00	
T 2.25 08/15/27	4,200,000.00	3,885,798.00	
T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,279,102.50	
T 2.25 08/15/49	3,500,000.00	2,228,100.00	
T 2.25 11/15/25	4,000,000.00	3,833,400.00	
T 2.25 11/15/27	4,400,000.00	4,050,640.00	
T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,000,936.00	
T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,516,750.00	
T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,799,660.00	
T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,163,360.00	
T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,524,938.00	
T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,242,562.00	
T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	982,184.00	
T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	693,980.00	
T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	2,009,343.00	
T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,817,990.00	
T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	691,950.00	
T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,112,858.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,648,818.00	

T 2. 625 03/31/25	1, 000, 000. 00	976, 580. 00	
T 2. 625 04/15/25	4, 500, 000. 00	4, 391, 010. 00	
T 2. 625 05/31/27	4, 800, 000. 00	4, 510, 272. 00	
T 2. 625 07/31/29	1, 100, 000. 00	1, 000, 736. 00	
T 2. 625 12/31/25	1, 400, 000. 00	1, 346, 730. 00	
T 2. 75 02/15/28	5, 300, 000. 00	4, 949, 246. 00	
T 2. 75 04/30/27	1, 600, 000. 00	1, 511, 184. 00	
T 2. 75 05/15/25	3, 000, 000. 00	2, 925, 690. 00	
T 2. 75 05/31/29	1, 400, 000. 00	1, 284, 626. 00	
T 2. 75 06/30/25	900, 000. 00	875, 529. 00	
T 2. 75 08/15/32	4, 200, 000. 00	3, 684, 072. 00	
T 2. 75 08/15/42	2, 000, 000. 00	1, 509, 320. 00	
T 2. 75 08/15/47	1, 800, 000. 00	1, 292, 130. 00	
T 2. 75 08/31/25	3, 400, 000. 00	3, 295, 858. 00	
T 2. 75 11/15/42	300, 000. 00	225, 609. 00	
T 2. 75 11/15/47	1, 500, 000. 00	1, 074, 840. 00	
T 2. 875 04/30/25	400, 000. 00	390, 920. 00	
T 2. 875 04/30/29	3, 500, 000. 00	3, 235, 435. 00	
T 2. 875 05/15/28	3, 500, 000. 00	3, 273, 375. 00	
T 2. 875 05/15/32	5, 700, 000. 00	5, 063, 196. 00	
T 2. 875 05/15/43	1, 200, 000. 00	916, 452. 00	
T 2. 875 05/15/49	1, 400, 000. 00	1, 019, 074. 00	
T 2. 875 05/15/52	3, 200, 000. 00	2, 309, 664. 00	
T 2. 875 05/31/25	3, 100, 000. 00	3, 024, 298. 00	
T 2. 875 06/15/25	2, 000, 000. 00	1, 949, 600. 00	
T 2. 875 08/15/28	4, 500, 000. 00	4, 196, 160. 00	
T 2. 875 08/15/45	800, 000. 00	598, 056. 00	
T 2. 875 11/15/46	3, 000, 000. 00	2, 218, 710. 00	
T 2. 875 11/30/25	2, 500, 000. 00	2, 417, 575. 00	
T 3 02/15/47	2, 500, 000. 00	1, 888, 325. 00	
T 3 02/15/48	2, 400, 000. 00	1, 800, 264. 00	
T 3 02/15/49	3, 300, 000. 00	2, 464, 341. 00	
T 3 05/15/42	800, 000. 00	630, 000. 00	
T 3 05/15/45	900, 000. 00	689, 022. 00	
T 3 05/15/47	2, 700, 000. 00	2, 035, 368. 00	
T 3 07/15/25	2, 000, 000. 00	1, 950, 060. 00	
T 3 08/15/48	2, 000, 000. 00	1, 495, 880. 00	
T 3 08/15/52	3, 000, 000. 00	2, 222, 280. 00	
T 3 09/30/25	1, 000, 000. 00	971, 400. 00	
T 3 10/31/25	2, 600, 000. 00	2, 522, 182. 00	
T 3 11/15/44	1, 000, 000. 00	768, 940. 00	
T 3 11/15/45	800, 000. 00	610, 120. 00	

T 3. 125 02/15/42	1, 000, 000. 00	805, 580. 00	
T 3. 125 02/15/43	2, 300, 000. 00	1, 831, 904. 00	
T 3. 125 05/15/48	2, 400, 000. 00	1, 840, 296. 00	
T 3. 125 08/15/25	3, 000, 000. 00	2, 925, 450. 00	
T 3. 125 08/15/44	700, 000. 00	550, 669. 00	
T 3. 125 08/31/29	2, 700, 000. 00	2, 516, 481. 00	
T 3. 125 11/15/28	2, 900, 000. 00	2, 725, 304. 00	
T 3. 125 11/15/41	1, 000, 000. 00	807, 850. 00	
T 3. 25 05/15/42	2, 200, 000. 00	1, 799, 600. 00	
T 3. 25 06/30/29	3, 000, 000. 00	2, 818, 290. 00	
T 3. 375 05/15/33	5, 500, 000. 00	5, 030, 410. 00	
T 3. 375 05/15/44	500, 000. 00	410, 175. 00	
T 3. 375 08/15/42	3, 000, 000. 00	2, 492, 790. 00	
T 3. 375 11/15/48	3, 100, 000. 00	2, 483, 007. 00	
T 3. 5 01/31/28	1, 000, 000. 00	960, 150. 00	
T 3. 5 01/31/30	2, 500, 000. 00	2, 365, 900. 00	
T 3. 5 02/15/33	6, 100, 000. 00	5, 645, 184. 00	
T 3. 5 02/15/39	200, 000. 00	177, 074. 00	
T 3. 5 04/30/28	3, 000, 000. 00	2, 875, 470. 00	
T 3. 5 04/30/30	2, 500, 000. 00	2, 361, 325. 00	
T 3. 625 02/15/44	300, 000. 00	255, 936. 00	
T 3. 625 02/15/53	1, 700, 000. 00	1, 425, 161. 00	
T 3. 625 03/31/28	3, 000, 000. 00	2, 890, 830. 00	
T 3. 625 03/31/30	1, 200, 000. 00	1, 142, 100. 00	
T 3. 625 05/15/26	2, 500, 000. 00	2, 438, 550. 00	
T 3. 625 05/15/53	2, 100, 000. 00	1, 761, 648. 00	
T 3. 625 05/31/28	2, 000, 000. 00	1, 925, 580. 00	
T 3. 625 08/15/43	500, 000. 00	427, 800. 00	
T 3. 75 04/15/26	3, 300, 000. 00	3, 229, 017. 00	
T 3. 75 05/31/30	3, 000, 000. 00	2, 871, 420. 00	
T 3. 75 06/30/30	4, 400, 000. 00	4, 208, 776. 00	
T 3. 75 08/15/41	1, 100, 000. 00	974, 952. 00	
T 3. 75 11/15/43	700, 000. 00	609, 105. 00	
T 3. 75 12/31/28	1, 000, 000. 00	965, 130. 00	
T 3. 75 12/31/30	2, 400, 000. 00	2, 290, 392. 00	
T 3. 875 01/15/26	5, 300, 000. 00	5, 203, 593. 00	
T 3. 875 02/15/43	2, 600, 000. 00	2, 313, 064. 00	
T 3. 875 04/30/25	1, 000, 000. 00	987, 350. 00	
T 3. 875 05/15/43	1, 500, 000. 00	1, 332, 585. 00	
T 3. 875 08/15/33	6, 000, 000. 00	5, 703, 720. 00	
T 3. 875 08/15/40	500, 000. 00	454, 695. 00	
T 3. 875 09/30/29	2, 300, 000. 00	2, 224, 261. 00	

T 3.875 12/31/27	4,400,000.00	4,282,344.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,448,610.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,803,519.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,000,534.00	
T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,967,180.00	
T 4 02/15/34	4,200,000.00	4,028,052.00	
T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,456,980.00	
T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,885,900.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,929,380.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,133,472.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,556,048.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,814,440.00	
T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,335,658.00	
T 4.125 02/15/27	2,000,000.00	1,966,940.00	
T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,970,140.00	
T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	981,150.00	
T 4.125 08/15/53	1,000,000.00	918,280.00	
T 4.125 08/31/30	500,000.00	488,065.00	
T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,436,335.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,437,880.00	
T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,260,037.00	
T 4.25 02/15/54	1,000,000.00	939,290.00	
T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,466,975.00	
T 4.25 02/28/31	1,500,000.00	1,474,215.00	
T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,849,261.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	96,210.00	
T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	1,977,420.00	
T 4.25 11/15/40	600,000.00	570,492.00	
T 4.25 12/31/25	3,500,000.00	3,458,000.00	
T 4.375 05/15/40	900,000.00	872,226.00	
T 4.375 05/15/41	300,000.00	288,642.00	
T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	3,959,600.00	
T 4.375 08/15/43	500,000.00	475,625.00	
T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	990,910.00	
T 4.375 11/15/39	300,000.00	291,654.00	
T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,883,812.00	
T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,880,430.00	
T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	3,960,120.00	
T 4.5 02/15/44	1,600,000.00	1,548,992.00	
T 4.5 05/15/38	2,000,000.00	1,993,080.00	
T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,871,257.00	
T 4.5 08/15/39	300,000.00	296,295.00	

	T 4.5 11/15/25	3,800,000.00	3,770,132.00	
	T 4.5 11/15/33	4,500,000.00	4,490,505.00	
	T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	998,780.00	
	T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,486,600.00	
	T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	3,982,000.00	
	T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,501,950.00	
	T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,505,385.00	
	T 4.625 10/15/26	1,000,000.00	995,890.00	
	T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,781,040.00	
	T 4.75 02/15/41	900,000.00	908,046.00	
	T 4.75 11/15/43	700,000.00	699,342.00	
	T 4.75 11/15/53	300,000.00	306,093.00	
	T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,415,610.00	
	T 5.25 11/15/28	500,000.00	513,515.00	
	T 5.375 02/15/31	320,000.00	337,062.40	
	T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,021,090.00	
	T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,048,040.00	
	アメリカ・ドル小計	632,270,000.00	555,088,675.40 (85,183,908,127)	
カナダ・ドル	CAN 0.5 09/01/25	2,700,000.00	2,561,436.00	
	CAN 1 06/01/27	800,000.00	735,344.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	371,360.00	
	CAN 1.25 06/01/30	800,000.00	697,064.00	
	CAN 1.5 04/01/25	300,000.00	291,336.00	
	CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,463,760.00	
	CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,803,732.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	740,454.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	655,599.00	
	CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,771,580.00	
	CAN 2.25 06/01/25	500,000.00	487,655.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,032,449.00	
	CAN 2.25 12/01/29	1,600,000.00	1,494,992.00	
	CAN 2.5 12/01/32	2,930,000.00	2,684,817.60	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,676,934.00	
	CAN 2.75 09/01/27	2,600,000.00	2,513,212.00	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,126,931.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	681,400.00	
	CAN 3 04/01/26	400,000.00	391,224.00	
	CAN 3 10/01/25	900,000.00	882,018.00	
	CAN 3.25 12/01/33	300,000.00	290,592.00	
	CAN 3.5 03/01/34	300,000.00	296,553.00	
	CAN 3.5 08/01/25	1,300,000.00	1,283,581.00	

	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,183,860.00	
	CAN 4 06/01/41	1,300,000.00	1,363,635.00	
	CAN 4.5 11/01/25	1,800,000.00	1,802,538.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	456,556.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	275,037.50	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	348,702.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	588,406.00	
	カナダ・ドル小計	35,280,000.00	32,952,758.10 (3,672,584,890)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/25	1,300,000.00	1,225,302.00	
	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	184,518.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	800,000.00	640,400.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	4,100,000.00	3,442,729.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	279,590.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,153,320.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,221,415.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	2,400,000.00	2,206,440.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	473,916.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	690,224.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	2,400,000.00	2,311,944.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	190,580.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,800,000.00	1,691,838.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	928,344.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	812,196.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	800,000.00	776,064.00	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,734,680.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,031,811.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,164,663.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,531,215.00	
	オーストラリア・ドル小計	27,450,000.00	24,691,189.00 (2,452,575,803)	
シンガポール・ドル	SIGB 0.5 11/01/25	200,000.00	191,070.00	
	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	758,240.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	891,000.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	1,000,000.00	898,500.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	778,080.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	928,000.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	660,891.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	194,800.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	400,868.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	883,520.00	
	シンガポール・ドル小計	6,980,000.00	6,584,969.00	

			(742, 652, 804)	
ニュージー ーラン ド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	200, 000. 00	182, 688. 00	
	NZGB 1. 75 05/15/41	1, 200, 000. 00	741, 276. 00	
	NZGB 2 05/15/32	1, 120, 000. 00	911, 388. 80	
	NZGB 2. 75 04/15/25	550, 000. 00	536, 277. 50	
	NZGB 2. 75 05/15/51	500, 000. 00	327, 735. 00	
	NZGB 3 04/20/29	1, 000, 000. 00	925, 000. 00	
	NZGB 4. 5 04/15/27	1, 100, 000. 00	1, 091, 640. 00	
	NZGB 4. 5 05/15/30	170, 000. 00	168, 009. 30	
ニュージーランド・ドル小計		5, 840, 000. 00	4, 884, 014. 60 (445, 031, 410)	
イギリ ス・ポ ンド	UK TSY GILT 1. 125 01/31/39	600, 000. 00	387, 156. 00	
	UKT 0. 125 01/30/26	1, 500, 000. 00	1, 392, 480. 00	
	UKT 0. 125 01/31/28	1, 700, 000. 00	1, 465, 842. 00	
	UKT 0. 25 07/31/31	1, 300, 000. 00	994, 513. 00	
	UKT 0. 375 10/22/26	2, 000, 000. 00	1, 816, 040. 00	
	UKT 0. 375 10/22/30	1, 400, 000. 00	1, 113, 784. 00	
	UKT 0. 5 01/31/29	2, 050, 000. 00	1, 737, 703. 00	
	UKT 0. 5 10/22/61	1, 200, 000. 00	354, 336. 00	
	UKT 0. 625 06/07/25	600, 000. 00	573, 594. 00	
	UKT 0. 625 07/31/35	1, 700, 000. 00	1, 158, 907. 00	
	UKT 0. 875 01/31/46	400, 000. 00	197, 908. 00	
	UKT 0. 875 07/31/33	1, 300, 000. 00	979, 719. 00	
	UKT 0. 875 10/22/29	500, 000. 00	423, 850. 00	
	UKT 1 01/31/32	2, 100, 000. 00	1, 679, 286. 00	
	UKT 1. 125 10/22/73	300, 000. 00	108, 828. 00	
	UKT 1. 25 07/22/27	900, 000. 00	820, 998. 00	
	UKT 1. 25 07/31/51	1, 200, 000. 00	583, 224. 00	
	UKT 1. 25 10/22/41	2, 700, 000. 00	1, 648, 215. 00	
	UKT 1. 5 07/22/26	1, 100, 000. 00	1, 034, 726. 00	
	UKT 1. 5 07/22/47	2, 000, 000. 00	1, 123, 580. 00	
	UKT 1. 625 10/22/28	900, 000. 00	812, 700. 00	
	UKT 1. 625 10/22/54	500, 000. 00	260, 020. 00	
	UKT 1. 75 01/22/49	1, 950, 000. 00	1, 139, 560. 50	
	UKT 1. 75 09/07/37	100, 000. 00	74, 067. 00	
	UKT 2 09/07/25	1, 100, 000. 00	1, 062, 017. 00	
	UKT 2. 5 07/22/65	1, 600, 000. 00	1, 011, 024. 00	
	UKT 3. 25 01/22/44	1, 600, 000. 00	1, 326, 512. 00	
	UKT 3. 25 01/31/33	2, 400, 000. 00	2, 256, 048. 00	
	UKT 3. 5 01/22/45	1, 250, 000. 00	1, 069, 775. 00	
	UKT 3. 5 07/22/68	1, 300, 000. 00	1, 061, 112. 00	
	UKT 3. 5 10/22/25	700, 000. 00	687, 890. 00	

	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	1,029,930.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,042,212.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,178,047.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,690,276.00	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	700,882.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	508,885.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	588,036.00	
	UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	903,519.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	584,232.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,428,360.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	853,191.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,607,129.00	
	UKT 4.5 09/07/34	400,000.00	411,660.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,046,556.00	
	UKT 4.625 01/31/34	1,400,000.00	1,456,154.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,201,416.50	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,039,250.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	703,859.00	
	イギリス・ポンド小計	58,300,000.00	48,329,009.00 (9,238,090,070)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 0.5 04/30/25	3,100,000.00	2,984,339.00	
	ILGOV 1 03/31/30	1,400,000.00	1,152,452.00	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	815,088.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,739,241.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	500,000.00	486,105.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	2,974,752.00	
	ILGOV 6.25 10/30/26	3,300,000.00	3,456,222.00	
	イスラエル・シュケル小計	15,000,000.00	13,608,199.00 (556,231,052)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	422,375.00	
	DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	994,464.00	
	DGB 0.5 11/15/27	6,100,000.00	5,708,685.00	
	DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,903,524.00	
	DGB 1.75 11/15/25	100,000.00	98,328.00	
	DGB 2.25 11/15/33	1,200,000.00	1,189,500.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,754,480.00	
	デンマーク・クローネ小計	22,100,000.00	22,071,356.00 (483,362,696)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	6,800,000.00	5,945,036.00	
	NGB 1.5 02/19/26	1,700,000.00	1,626,084.00	
	NGB 1.75 02/17/27	700,000.00	661,717.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,542,800.00	

	NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,522,341.00	
	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,040,831.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,325,875.00	
	ノルウェー・クローネ小計	23,500,000.00	21,664,684.00 (305,688,691)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	427,685.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,457,761.00	
	SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,853,710.00	
	SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,940,778.00	
	SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,962,550.00	
	SGB 3.5 03/30/39	5,300,000.00	5,946,070.00	
	スウェーデン・クローナ小計	24,900,000.00	24,588,554.00 (347,436,268)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	15,000,000.00	13,321,500.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	17,493,870.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	6,000,000.00	5,173,560.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	20,538,980.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	29,000,000.00	25,980,520.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	15,569,820.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,804,430.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	25,000,000.00	23,705,500.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	35,846,000.00	
	メキシコ・ペソ小計	187,000,000.00	168,434,180.00 (1,556,348,668)	
オフショア・人民元	CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	22,891,656.00	
	CGB 2.18 08/25/25	39,000,000.00	39,170,430.00	
	CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	31,151,900.00	
	CGB 2.28 03/25/31	13,000,000.00	12,974,130.00	
	CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,123,760.00	
	CGB 2.35 02/25/34	10,000,000.00	10,048,800.00	
	CGB 2.37 01/15/29	17,000,000.00	17,174,420.00	
	CGB 2.39 11/15/26	65,000,000.00	65,631,800.00	
	CGB 2.4 07/15/28	41,000,000.00	41,393,190.00	
	CGB 2.46 02/15/26	29,000,000.00	29,283,620.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,118,800.00	
	CGB 2.5 07/25/27	13,000,000.00	13,174,070.00	
	CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,123,200.00	
	CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	27,386,910.00	
	CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,185,240.00	
	CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	32,532,480.00	
	CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,490,860.00	
	CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	22,394,020.00	

	CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,370,880.00	
	CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,090,625.00	
	CGB 2.67 05/25/33	5,000,000.00	5,127,600.00	
	CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	15,406,050.00	
	CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	50,802,000.00	
	CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	26,746,980.00	
	CGB 2.8 03/25/30	15,000,000.00	15,432,600.00	
	CGB 2.8 11/15/32	21,000,000.00	21,674,520.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,328,915.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,687,120.00	
	CGB 3 10/15/53	6,000,000.00	6,649,260.00	
	CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	44,991,330.00	
	CGB 3.12 10/25/52	16,000,000.00	17,606,400.00	
	CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	14,694,940.00	
	CGB 3.72 04/12/51	38,700,000.00	46,860,669.00	
	オフショア・人民元小計	767,900,000.00	791,719,175.00 (16,725,384,261)	
マレーシ ア・リン ギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,091,891.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,445,125.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,900,000.00	1,836,312.00	
	MGS 3.9 11/30/26	1,300,000.00	1,314,313.00	
	MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,224,480.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,146,200.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	724,822.00	
	MGS 4.696 10/15/42	1,700,000.00	1,821,329.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,282,632.00	
	マレーシア・リングイト小計	27,100,000.00	27,887,104.00 (896,007,074)	
ポーラン ド・ズロ チ	POLGB 0 10/25/25	5,000,000.00	4,624,950.00	
	POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	6,994,581.00	
	POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,721,772.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	10,200,000.00	7,848,084.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	3,000,000.00	2,723,190.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	700,000.00	610,491.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,000,000.00	2,049,440.00	
	ポーランド・ズロチ小計	30,600,000.00	26,572,508.00 (1,012,428,498)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	800,000.00	728,960.00	
	BGB 0 10/22/31	1,500,000.00	1,226,100.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	599,361.00	
	BGB 0.35 06/22/32	700,000.00	577,563.00	
	BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	522,960.00	

BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	173,552.00	
BGB 0.8 06/22/25	700,000.00	680,071.00	
BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	754,040.00	
BGB 0.8 06/22/28	1,000,000.00	928,600.00	
BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	826,002.00	
BGB 1 06/22/26	700,000.00	673,029.00	
BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,157,377.00	
BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	792,495.00	
BGB 1.45 06/22/37	1,200,000.00	995,208.00	
BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	475,982.00	
BGB 1.7 06/22/50	1,100,000.00	796,598.00	
BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	864,260.00	
BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	383,505.00	
BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	394,765.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	202,390.00	
BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	515,045.00	
BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	645,648.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	326,529.00	
BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	775,444.80	
BGB 4.5 03/28/26	1,100,000.00	1,132,934.00	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,191,730.00	
BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,105,500.00	
BKO 2.5 03/19/26	2,100,000.00	2,086,308.00	
BKO 3.1 09/18/25	300,000.00	300,039.00	
BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,208,948.00	
BTPS 0.45 02/15/29	2,400,000.00	2,105,448.00	
BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.00	1,428,060.00	
BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	845,865.00	
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,691,860.00	
BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	708,350.00	
BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,710,059.00	
BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,037,280.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	743,520.00	
BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,166,034.00	
BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,413,210.00	
BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	762,096.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	310,356.00	
BTPS 1.45 05/15/25	700,000.00	685,594.00	
BTPS 1.5 06/01/25	1,000,000.00	979,020.00	
BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,160,604.00	
BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	987,063.00	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	928,800.00	

BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	981,800.00	
BTPS 2 02/01/28	2,500,000.00	2,397,575.00	
BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,274,013.00	
BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,448,985.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	976,600.00	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	874,809.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	422,315.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	545,016.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,250,469.00	
BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,185,984.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	393,156.00	
BTPS 2.7 03/01/47	1,250,000.00	994,087.50	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	524,125.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	978,460.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,278,615.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,500,000.00	2,483,700.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	891,610.00	
BTPS 3 08/01/29	2,600,000.00	2,568,644.00	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	625,401.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	740,400.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,401,264.00	
BTPS 3.35 03/01/35	700,000.00	674,135.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	898,930.00	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,004,350.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,010,900.00	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,934,808.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,047,904.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,942,978.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,336,231.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,034,560.00	
BTPS 4 04/30/35	500,000.00	511,790.00	
BTPS 4.1 02/01/29	700,000.00	726,642.00	
BTPS 4.4 05/01/33	2,700,000.00	2,864,592.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,328,730.00	
BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,912,410.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,302,792.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,741,224.20	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,999,854.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,889,652.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,972,238.00	
BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,559,546.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,889,788.00	

BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	439,420.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,315,305.00	
DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,682,464.00	
DBR 0 05/15/35	2,000,000.00	1,540,440.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	598,976.00	
DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,215,200.00	
DBR 0 08/15/30	2,500,000.00	2,169,000.00	
DBR 0 08/15/31	200,000.00	169,718.00	
DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,952,792.00	
DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,583,280.00	
DBR 0 08/15/50	1,300,000.00	688,506.00	
DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,192,659.00	
DBR 0 11/15/28	400,000.00	359,924.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	281,439.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,088,160.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,371,915.00	
DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,068,992.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,600,000.00	1,490,320.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	1,969,884.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,318,352.00	
DBR 1 08/15/25	1,900,000.00	1,848,168.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,279,063.50	
DBR 1.7 08/15/32	2,400,000.00	2,293,704.00	
DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	171,494.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,500,000.00	1,288,050.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,383,396.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,599,152.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,299,727.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,105,764.00	
DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,591,120.00	
DBR 2.5 08/15/46	2,700,000.00	2,692,008.00	
DBR 3.25 07/04/42	1,000,000.00	1,103,330.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,516,476.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	852,264.00	
DBR 4.75 07/04/28	1,600,000.00	1,748,656.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	728,556.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,875,821.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,075,500.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,111,310.00	
DBR 6.25 01/04/30	800,000.00	965,248.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,120,450.00	
FRTR 0 02/25/26	2,000,000.00	1,894,420.00	

FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,017,291.00	
FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,327,917.00	
FRTR 0 11/25/29	3,500,000.00	3,021,550.00	
FRTR 0 11/25/30	3,600,000.00	3,022,380.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,446,170.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,716,691.00	
FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,260,532.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	2,951,324.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,694,300.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	872,495.00	
FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	39,600.00	
FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	727,368.00	
FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,904,404.00	
FRTR 0.75 05/25/28	3,100,000.00	2,870,693.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,639,380.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,121,200.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,897,580.00	
FRTR 1 11/25/25	800,000.00	774,504.00	
FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	1,031,256.00	
FRTR 1.25 05/25/36	2,750,000.00	2,270,592.50	
FRTR 1.25 05/25/38	900,000.00	712,854.00	
FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,817,559.50	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,669,920.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	545,144.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,700,000.00	2,272,023.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,589,760.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,540,214.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,600,000.00	2,575,430.00	
FRTR 2.5 05/25/43	3,000,000.00	2,695,740.00	
FRTR 2.5 09/24/26	4,600,000.00	4,563,154.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,100,000.00	1,103,201.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,652,120.00	
FRTR 3 05/25/33	1,500,000.00	1,521,555.00	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	906,237.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,821,006.00	
FRTR 3.5 11/25/33	2,400,000.00	2,528,496.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,553,251.20	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,608,740.00	
FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,215,600.00	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,239,435.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	936,112.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,863,889.50	

FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	488,268.00	
FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,188,998.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	411,875.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	468,150.00	
IRISH 1 05/15/26	1,000,000.00	963,830.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	465,155.00	
IRISH 1.3 05/15/33	500,000.00	444,970.00	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	461,645.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	364,860.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	261,507.00	
IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	932,558.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	593,604.00	
IRISH 2.6 10/18/34	300,000.00	295,335.00	
NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,210,066.00	
NETHER 0 07/15/30	2,200,000.00	1,883,134.00	
NETHER 0.25 07/15/25	930,000.00	897,561.60	
NETHER 0.25 07/15/29	500,000.00	444,955.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,500,000.00	1,076,835.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,300,000.00	1,237,171.00	
NETHER 0.5 07/15/32	1,700,000.00	1,442,688.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	377,404.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,578,909.00	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	596,448.00	
NETHER 2.5 07/15/33	500,000.00	496,090.00	
NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,322,770.00	
NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	215,716.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,482,312.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	341,199.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	771,589.00	
OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	1,989,435.00	
OBL 0 04/16/27	2,200,000.00	2,041,776.00	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,531,979.00	
OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,489,552.00	
OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	288,588.00	
OBL 2.2 04/13/28	600,000.00	595,272.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,600,944.00	
RAGB 0 02/20/30	1,300,000.00	1,114,048.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,165,108.00	
RAGB 0 04/20/25	230,000.00	222,587.10	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	183,690.00	
RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	496,457.50	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	655,060.00	

RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	558,564.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	533,493.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	571,074.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	114,677.50	
RAGB 0.9 02/20/32	1,000,000.00	869,950.00	
RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	972,980.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	524,818.00	
RAGB 1.5 11/02/86	400,000.00	246,108.00	
RAGB 2.4 05/23/34	1,000,000.00	961,870.00	
RAGB 2.9 02/20/33	500,000.00	503,375.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	508,210.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	815,815.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	338,097.00	
RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	828,720.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,108,080.00	
RFGB 0 09/15/26	300,000.00	280,479.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	337,696.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	452,984.00	
RFGB 0.5 04/15/26	700,000.00	667,800.00	
RFGB 0.5 09/15/27	500,000.00	464,400.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	273,168.00	
RFGB 0.5 09/15/29	800,000.00	714,400.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	701,912.00	
RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	368,285.00	
RFGB 2.625 07/04/42	800,000.00	757,784.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	194,298.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	200,824.00	
RFGB 4 07/04/25	300,000.00	302,892.00	
SPGB 0 01/31/27	500,000.00	461,260.00	
SPGB 0 05/31/25	2,600,000.00	2,505,100.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,393,312.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,170,904.00	
SPGB 0.7 04/30/32	2,000,000.00	1,676,620.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,590,588.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	630,238.00	
SPGB 0.85 07/30/37	800,000.00	584,856.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	443,712.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	993,818.00	
SPGB 1.25 10/31/30	2,100,000.00	1,896,510.00	
SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,344,714.00	
SPGB 1.4 04/30/28	2,000,000.00	1,891,820.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,132,236.00	

	SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,966,482.00	
	SPGB 1.45 10/31/27	1,800,000.00	1,716,138.00	
	SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	201,196.00	
	SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,440,180.00	
	SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,375,472.00	
	SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	522,090.00	
	SPGB 1.95 04/30/26	2,400,000.00	2,349,336.00	
	SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	663,397.00	
	SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,577,264.00	
	SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	658,413.00	
	SPGB 2.55 10/31/32	1,600,000.00	1,542,320.00	
	SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	634,717.50	
	SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,094,577.00	
	SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,511,164.00	
	SPGB 3.15 04/30/33	2,200,000.00	2,211,176.00	
	SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	682,094.00	
	SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,205,659.00	
	SPGB 3.55 10/31/33	1,500,000.00	1,550,925.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	732,179.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,144,395.00	
	SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	813,984.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,723,800.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,634,038.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,647,180.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,708,812.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,199,600.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	531,360.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,169,344.00	
	ユーロ小計	376,780,000.00	352,290,171.40 (57,564,214,007)	
国債証券合計			181,181,944,320 (181,181,944,320)	
合 計			181,181,944,320 (181,181,944,320)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	241 銘柄	46.3%	47.0%
カナダ・ドル	国債証券	30 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	20 銘柄	1.3%	1.4%
シンガポール・ドル	国債証券	10 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	8 銘柄	0.2%	0.2%

イギリス・ポンド	国債証券	49 銘柄	5.0%	5.1%
イスラエル・シェケル	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	9 銘柄	0.8%	0.9%
オフショア・人民元	国債証券	33 銘柄	9.1%	9.2%
マレーシア・リンギット	国債証券	9 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	7 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	285 銘柄	31.3%	31.8%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,483,776
コール・ローン	589,788,318
国債証券	270,503,100
特殊債券	1,001,717,500
未収利息	1,297,039
前払費用	16,033
流動資産合計	1,875,805,766
資産合計	1,875,805,766
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,099,999
流動負債合計	4,099,999
負債合計	4,099,999
純資産の部	
元本等	
元本	1,858,052,855
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	13,652,912
元本等合計	1,871,705,767
純資産合計	1,871,705,767
負債純資産合計	1,875,805,766

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	1,858,052,855 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0073 円 (1 万口当たりの純資産額 10,073 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 4 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ

	取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
--	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,989,263,317 円
同期中における追加設定元本額	1,108,055,562 円
同期中における一部解約元本額	1,239,266,024 円
2024 年 4 月 15 日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	25,629,854 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	96,450,922 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	259,215,540 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	201,333,396 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	59,215,119 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	44,151,579 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	70,837,458 円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128 円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384 円
SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	752,116,239 円
SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	348,706,236 円
合 計	1,858,052,855 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	335 10年国債	120,000,000	120,249,600	
	337 10年国債	150,000,000	150,253,500	
	国債証券 小計		270,503,100	

特殊債券	2 1 5 政保道路機構	200, 000, 000	200, 098, 400	
	2 1 8 政保道路機構	100, 000, 000	100, 149, 500	
	2 2 0 政保道路機構	200, 000, 000	200, 449, 200	
	2 2 2 政保道路機構	100, 000, 000	100, 250, 600	
	2 2 5 政保道路機構	100, 000, 000	100, 233, 800	
	6 0 政保地方公共団	100, 000, 000	100, 113, 600	
	6 4 政保地方公共団	100, 000, 000	100, 211, 200	
	3 1 政保日本政策	100, 000, 000	100, 211, 200	
	特殊債券 小計		1, 001, 717, 500	
合 計			1, 272, 220, 600	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期中間計算期間（2024 年 4 月 16 日から 2024 年 10 月 15 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月25日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）の2024年4月16日から2024年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月16日から2024年10月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 17 期中間計算期間 (2024 年 10 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	292,206	77,501
コール・ローン	13,805,085	15,232,185
親投資信託受益証券	2,525,516,205	2,584,082,230
未収入金	1,260,000	3,820,000
流動資産合計	2,540,873,496	2,603,211,916
資産合計	2,540,873,496	2,603,211,916
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,394,879	3,821,881
未払受託者報酬	403,142	423,085
未払委託者報酬	7,526,099	7,898,273
その他未払費用	67,134	63,379
流動負債合計	10,391,254	12,206,618
負債合計	10,391,254	12,206,618
純資産の部		
元本等		
元本	1,489,169,576	1,510,536,228
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,041,312,666	1,080,469,070
（分配準備積立金）	437,114,272	413,392,147
元本等合計	2,530,482,242	2,591,005,298
純資産合計	2,530,482,242	2,591,005,298
負債純資産合計	2,540,873,496	2,603,211,916

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 16 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日	第 17 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
営業収益		
受取利息	141	7,731
有価証券売買等損益	112,486,805	31,966,025
営業収益合計	112,486,946	31,973,756
営業費用		
支払利息	5,004	-
受託者報酬	375,096	423,085
委託者報酬	7,002,494	7,898,273
その他費用	62,671	63,379
営業費用合計	7,445,265	8,384,737
営業利益又は営業損失 (△)	105,041,681	23,589,019
経常利益又は経常損失 (△)	105,041,681	23,589,019
中間純利益又は中間純損失 (△)	105,041,681	23,589,019
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	4,686,365	571,421
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	722,024,375	1,041,312,666
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,855,747	74,682,770
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,855,747	74,682,770
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,767,085	58,543,964
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,767,085	58,543,964
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	853,468,353	1,080,469,070

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 17 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024 年 4 月 16 日から 2024 年 10 月 15 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 17 期中間計算期間 (2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1, 489, 169, 576 口	1, 510, 536, 228 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6993 円 (1 万口当たりの純資産額 16,993 円)	1 口当たり純資産額 1.7153 円 (1 万口当たりの純資産額 17,153 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 17 期中間計算期間 (2024 年 10 月 15 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 17 期中間計算期間 (2024 年 10 月 15 日現在)
期首元本額	1,430,756,019 円	1,489,169,576 円
期中追加設定元本額	235,407,285 円	105,030,850 円
期中一部解約元本額	176,993,728 円	83,664,198 円

(参考)

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2024年10月15日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	20,549,195
コール・ローン	4,038,791,596
株式	339,901,261,950
派生商品評価勘定	204,157,800
未収配当金	3,271,157,089
差入委託証拠金	503,798,388
流動資産合計	347,939,716,018
資産合計	347,939,716,018
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,405,300
前受金	161,235,000
未払解約金	368,166,580
流動負債合計	534,806,880
負債合計	534,806,880
純資産の部	
元本等	
元本	70,805,564,330
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	276,599,344,808
元本等合計	347,404,909,138
純資産合計	347,404,909,138
負債純資産合計	347,939,716,018

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年4月16日 至 2024年10月15日
-----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	70,805,564,330 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.9065 円 (1 万口当たりの純資産額 49,065 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0612 月	7,286,747,500	-	7,485,500,000	198,752,500
	小計	7,286,747,500	-	7,485,500,000	198,752,500
合 計		7,286,747,500	-	7,485,500,000	198,752,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,551,975,215 円
同期中における追加設定元本額	5,689,946,994 円
同期中における一部解約元本額	3,436,357,879 円
2024 年 10 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,709,121,304 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	957,394,207 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	4,223,191,581 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,651,789,508 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	128,798,513 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	2,990,745 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	11,875,004 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	39,690,406 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	122,782,082 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	124,283,286 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	248,760,901 円
国内株式指数ファンド (TOPIX)	1,492,448,438 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	29,711,149,323 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	105,597,214 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	154,148,233 円

アセットアロケーション・ファンド（成長型）	92,202,975 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	71,302,101 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	223,403,836 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	223,829,608 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	917,238,653 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	552,567,896 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	690,392,705 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	67,486,931 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,521,076,735 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	42,198,195 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	254,988,286 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	291,970,400 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	10,336,156 円
日興FWS・日本株インデックス	2,953,890,104 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	242,371,362 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	23,023,948 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	14,653,749 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	15,806,600 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	8,850,145 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	5,578,355 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	875,783 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	23,119,058 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	115,021,571 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	114,739,830 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	43,833,641 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,025,165,580 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,855,825 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	33,548,131 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	664,439,686 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	970,735,898 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,825,404,678 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,860,855 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	91,834,407 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	561,545,046 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	29,035,936 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	156,249,124 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	543,730,636 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	341,910,147 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	1,012,693,241 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	22,216,667 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	23,183,441 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	17,895,744 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	13,108,995 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	51,426,338 円

SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	140,289,978 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	28,431,700 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	28,327,919 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	6,486,356 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	24,493,827 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	322,529,172 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	145,895,986 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	128,995,146 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	53,003,126 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	37,593,666 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	24,166,736 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	25,219,091 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	16,014,189 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	25,509,559 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	117,705,066 円
SMDAM・日米3資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	10,652,363 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	50,630,707 円
合 計	70,805,564,330 円

国内債券パッシブ・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2024年10月15日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	2,073,471
コール・ローン	407,525,337
国債証券	107,192,667,200
地方債証券	11,729,235,300
特殊債券	10,065,629,165
社債券	8,106,539,000
未収入金	42,400,000
未収利息	226,474,919
前払費用	13,666,631

流動資産合計	137,786,211,023
--------	-----------------

資産合計

137,786,211,023

負債の部

流動負債

未払金	16,845,200
未払解約金	27,560,000
流動負債合計	44,405,200

負債合計	44,405,200
純資産の部	
元本等	
元本	115,520,648,435
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	22,221,157,388
元本等合計	137,741,805,823
純資産合計	137,741,805,823
負債純資産合計	137,786,211,023

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	115,520,648,435 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1924 円 (1 万口当たりの純資産額 11,924 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	110,417,739,877 円
同期中における追加設定元本額	16,893,343,189 円
同期中における一部解約元本額	11,790,434,631 円
2024 年 10 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	10,457,485,106 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	16,918,416,226 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	4,430,708,490 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	897,013,676 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	43,337,962 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	169,294,770 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	581,593,980 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,283,768,890 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	735,608,318 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	881,784,976 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	137,826,911 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	2,564,886,807 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	1,123,045,623 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	426,216,226 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	193,085,586 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	3,871,443,306 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,167,744,582 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	2,431,933,931 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	606,141,457 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	90,370,739 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	408,995,242 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	470,199,334 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	1,032,783,855 円

三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	356,787,756 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	22,248,023 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	282,143,413 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	139,312,309 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	91,795,313 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	18,953,268 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	11,892,173 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	14,251,517 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	122,418,393 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	341,229,158 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	168,597,231 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	18,344,312 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	995,019,689 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	7,210,516,125 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,816,642,948 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	15,210,987,813 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	299,682,684 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	492,021,940 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	284,234,196 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	122,911,810 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,708,910,546 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,237,429,887 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,060,561,062 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	7,174,830,360 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	888,174,473 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	359,702,443 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	411,234,996 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	139,924,311 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	54,178,432 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	1,018,372,700 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,894,562,267 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	526,113,113 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	218,528,908 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	26,228,031 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	233,903,491 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,424,448,331 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,322,336,092 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	651,882,618 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,038,996,622 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	5,573,526,975 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	613,126,713 円

合 計	115,520,648,435 円
-----	-------------------

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	10,113,906,289
金銭信託	20,374,373
コール・ローン	4,004,431,725
株式	834,296,815,519
投資証券	17,004,121,775
派生商品評価勘定	524,308,900
未収入金	18,714
未収配当金	636,028,077
差入委託証拠金	5,259,331,752
流動資産合計	871,859,337,124
資産合計	871,859,337,124
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,865,872
未払解約金	404,690,435
流動負債合計	410,556,307
負債合計	410,556,307
純資産の部	
元本等	
元本	89,916,147,681
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	781,532,633,136
元本等合計	871,448,780,817
純資産合計	871,448,780,817
負債純資産合計	871,859,337,124

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	89,916,147,681 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 9.6918 円 (1 万口当たりの純資産額 96,918 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC24	15,393,523,953	－	15,828,751,217	435,227,264
	SPI 200 FUTURES DEC24	578,062,241	－	583,765,196	5,702,955
	FTSE 100 IDX FUT DEC24	751,761,302	－	748,890,334	△2,870,968
	EURO STOXX 50 DEC24	2,586,074,676	－	2,643,344,000	57,269,324
	小計	19,309,422,172	－	19,804,750,747	495,328,575
	合 計	19,309,422,172	－	19,804,750,747	495,328,575

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,591,653,245	－	2,611,182,659	19,529,414
	オーストラリア・ドル	70,691,356	－	71,055,723	364,367
	シンガポール・ドル	43,007,706	－	43,261,873	254,167
	イギリス・ポンド	112,140,149	－	113,008,132	867,983
	スイス・フラン	88,276,888	－	88,373,089	96,201
	デンマーク・クローネ	135,479,694	－	136,113,094	633,400
	ユーロ	288,166,608	－	289,549,441	1,382,833
	小計	3,329,415,646	－	3,352,544,011	23,128,365
	売建				
	アメリカ・ドル	221,437,600	－	221,451,512	△13,912
	小計	221,437,600	－	221,451,512	△13,912
合 計		3,550,853,246	－	3,573,995,523	23,114,453

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	86,028,877,355 円
同期中における追加設定元本額	8,213,496,998 円
同期中における一部解約元本額	4,326,226,672 円
2024 年 10 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	45,270,508,184 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	249,652,429 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	950,444,157 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	766,152,075 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	28,282,800 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	679,815 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	2,718,323 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	10,184,410 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	32,445,949 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040 (4 資産タイプ)	41,544,667 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045 (4 資産タイプ)	92,163,829 円
外国株式指数ファンド	1,207,856,449 円
三井住友・DC つみたて NISA・全海外株インデックスファンド	24,572,359,781 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	23,754,138 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	67,345,056 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	40,648,859 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	33,709,951 円

三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	158,340,875 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	147,413,953 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	589,741,929 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	365,638,391 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	526,680,297 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	70,935,513 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	3,198,917,243 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,127,899 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	57,179,799 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	61,341,050 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,954,280 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	2,454,433,502 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	169,101,158 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,464,374,682 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	163,846,763 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	9,530,622 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	6,364,425 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	7,264,929 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	4,214,389 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	2,661,518 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	175,874 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	4,776,409 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	24,422,233 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	24,690,606 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	9,486,021 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	233,245,458 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,723,278 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	8,507,417 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	229,001,449 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	447,051,962 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	2,014,026,022 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	6,385,797 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	32,476,182 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	332,421,705 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	23,753,768 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	54,210,390 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	286,136,389 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	179,052,297 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	399,311,280 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	162,999,339 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	35,586,512 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	3,998,083 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	3,762,642 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	3,045,479 円

SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	8,725,934 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	31,184,821 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	66,748,739 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	28,608,883 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	113,387,274 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	40,858,251 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA＜適格機関投資家限定＞	20,452,057 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	20,295,706 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	
>	11,287,097 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	18,145,014 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	
<適格機関投資家限定>	143,763,531 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	
>	27,929,693 円
合 計	89,916,147,681 円

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2024 年 10 月 15 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	95,437,519
金銭信託	2,668,562
コール・ローン	524,486,108
国債証券	184,783,300,847
未収利息	1,609,018,721
前払費用	112,176,550
流動資産合計	187,127,088,307
資産合計	187,127,088,307
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,657,861
流動負債合計	15,657,861
負債合計	15,657,861
純資産の部	
元本等	
元本	81,030,629,675
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	106,080,800,771
元本等合計	187,111,430,446
純資産合計	187,111,430,446
負債純資産合計	187,127,088,307

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	81,030,629,675 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.3091 円 (1 万口当たりの純資産額 23,091 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該

	帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	81,315,169,414 円
同期中における追加設定元本額	6,808,445,864 円
同期中における一部解約元本額	7,092,985,603 円
2024 年 10 月 15 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	28,388,999,800 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,008,783,229 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	2,548,096,007 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	1,556,819,788 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	168,704,890 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	5,576,213 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	22,152,857 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	75,127,861 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	247,116,997 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	209,948,128 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	351,993,224 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	19,436,364 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	38,612,613 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	64,743,524 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	40,503,731 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	53,567,056 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	402,427,093 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	276,356,580 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	819,083,578 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	270,720,339 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	144,393,553 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	286,323,379 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,399,500,907 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	45,215,248 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	154,968,381 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	124,086,252 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	7,984,622 円

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	4,447,851,716 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	328,546,744 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	15,446,821 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	9,996,630 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	11,374,488 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	6,760,562 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	4,221,863 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	1,120,762 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	3,989,577 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	19,810,908 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	19,378,285 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	7,514,433 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	5,731,577,052 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	17,065,653 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	3,287,390,987 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,352,565,386 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	8,159,692,849 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	25,374,037 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	64,513,915 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	652,639,659 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	94,448,421 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	787,304,796 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,169,912,566 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	1,088,555,204 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	3,240,502,170 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	5,675,897,441 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	268,406,819 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	95,384,105 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	49,261,985 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	22,317,166 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,781,731 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	53,981,647 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	299,613,391 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	60,667,510 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	34,812,921 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,723,530 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	690,745,827 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	437,677,660 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	574,661,868 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	219,399,292 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	192,890,431 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	149,601,796 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	90,241,775 円

SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	143,958,855 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ ＜適格機関投資家限定＞	406,539,718 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3％）＜適格機関投資家限定＞	268,266,509 円
合 計	81,030,629,675 円

マネーインカム・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2024 年 10 月 15 日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	3,569,754
コール・ローン	701,608,653
国債証券	1,269,191,150
未収利息	262,946
前払費用	301,013
流動資産合計	1,974,933,516

資産合計

1,974,933,516

負債の部

流動負債

未払解約金	4,940,000
流動負債合計	4,940,000

負債合計

4,940,000

純資産の部

元本等

元本	1,955,020,360
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,973,156

元本等合計 1,969,993,516

純資産合計

1,969,993,516

負債純資産合計

1,974,933,516

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	1,955,020,360 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0077 円 (1 万口当たりの純資産額 10,077 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 10 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2024 年 10 月 15 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,858,052,855 円
同期中における追加設定元本額	431,434,058 円
同期中における一部解約元本額	334,466,553 円

2024 年 10 月 15 日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	217,193,130 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	96,232,094 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	297,220,358 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	226,656,634 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	58,301,772 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	45,184,318 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	75,215,806 円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128 円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384 円
SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	548,340,668 円
SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	390,279,068 円
合 計	1,955,020,360 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）

2024 年 10 月 31 日現在

I 資産総額	2,604,705,807 円
II 負債総額	2,171,378 円
III 純資産総額（I－II）	2,602,534,429 円
IV 発行済口数	1,514,439,195 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.7185 円 (17,185 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2024年10月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

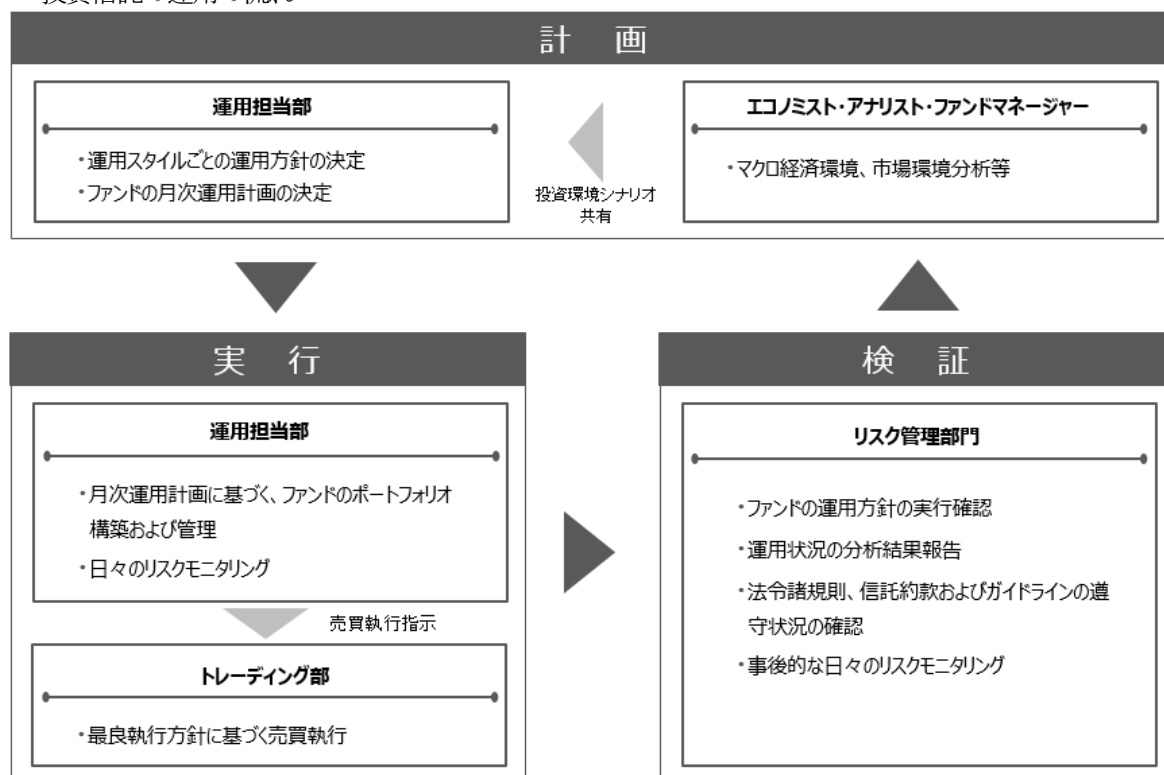
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	653	13,423,546
単位型株式投資信託	82	647,492
追加型公社債投資信託	1	22,797
単位型公社債投資信託	144	224,314
合 計	880	14,318,151

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第 39 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,361,305	1,265,924
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

		前事業年度	当事業年度
		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益			
受取配当金		1,755	11,021,392
受取利息		1,373	2,840
金銭の信託運用益		-	199,056
時効成立分配金・償還金		521	461
原稿・講演料		2,281	2,143
投資有価証券償還益		119,033	5,384
投資有価証券売却益		25,848	12,261
為替差益		5,816	-
雑収入		91,814	129,137
営業外収益合計		248,443	11,372,678
営業外費用			
金銭の信託運用損		454,339	-
投資有価証券償還損		83,598	10,829
投資有価証券売却損		152,691	48,575
為替差損		-	4,701
営業外費用合計		690,629	64,106
経常利益		3,347,770	17,680,450
特別利益			
子会社株式売却益	※1	-	14,096,622
特別利益合計		-	14,096,622
特別損失			
固定資産除却損	※2	13,203	12,385
早期退職費用	※3	126,832	-
支払補償費	※4	30,075	-
特別損失合計		170,111	12,385
税引前当期純利益		3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税		1,622,064	7,802,794
法人税等調整額		△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計		1,080,631	6,488,400
当期純利益		2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4, 119, 040	88, 214, 986	297, 138	297, 138	88, 512, 124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2, 540, 254	△ 2, 540, 254			△ 2, 540, 254
当期純利益	2, 097, 028	2, 097, 028			2, 097, 028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439, 697	△ 439, 697	△ 439, 697
当期変動額合計	△ 443, 225	△ 443, 225	△ 439, 697	△ 439, 697	△ 882, 923
当期末残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 591, 892	△ 1, 591, 892			△ 1, 591, 892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92, 513	92, 513	92, 513
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50, 045	△ 50, 045	111, 406, 109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	12,514千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	2,482 千円	9,039 千円
器具備品	4,273 千円	2,987 千円
リース資産	532 千円	－千円
ソフトウェア	5,915 千円	358 千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	－	－	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	－	－	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	－
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12, 645, 575	12, 645, 575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9, 182, 466	9, 182, 466	—
資産計	21, 828, 042	21, 828, 042	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23, 435, 831	23, 435, 831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9, 292, 678	9, 292, 678	—
資産計	32, 728, 510	32, 728, 510	—

(注1) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	39, 809	40, 370
(2) 組合出資金等	—	643, 909
合計	39, 809	684, 279
子会社株式		
非上場株式	11, 850, 598	1, 927, 221
合計	11, 850, 598	1, 927, 221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12, 645, 575	—	12, 645, 575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9, 182, 466	—	9, 182, 466
資産計	—	21, 828, 042	—	21, 828, 042

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 241,556 千円、当事業年度 264,552 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	—
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,506	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBG 日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBG 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	2,587.21 円	3,289.22 円
1 株当たり当期純利益	61.91 円	746.27 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	※1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494
無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	※2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556

負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108,191
評価・換算差額等合計	△108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			38,900,518
運用受託報酬			5,763,952
投資助言報酬			699,359
その他の営業収益			206,638
営業収益計			45,570,468
営業費用			30,344,119
一般管理費	※1		10,363,314
営業利益			4,863,035
営業外収益	※2		482,490
営業外費用	※3		179,370
経常利益			5,166,155
特別損失	※4		0
税引前中間純利益			5,166,155
法人税、住民税及び事業税			1,475,655
法人税等調整額			△64,954
法人税等合計			1,410,700
中間純利益			3,755,454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	4～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	6～19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998千円
無形固定資産	1,537,662千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174千円
投資有価証券売却益	798千円
為替差益	6,926千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765千円
投資有価証券償還損	124,882千円
投資有価証券売却損	93千円
投資事業組合運用損	42,628千円
※4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

(注) 組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,078円38銭
1株当たり中間純利益	110円87銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
S M A M ・ グローバルバランスファンド
(機動的資産配分型)
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として内外の株式・公社債および短期金融資産に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- ② 委託者が独自に作成する基本資産配分に対し一定の許容変動幅内で機動的に資産配分を変更します。
- ③ 運用にあたっては、基本資産配分に基づいて以下の指数を合成したベンチマークを上回る投資成果を目指します。
国内株式：TOPIX（東証株価指数）配当込み、国内債券：NOMURA-BPI（総合）、外国株式：MSCI-KOKUSAI、外国債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）、短期金融資産：無担保コール翌日物
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月13日、ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、委託者の判断により収益分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第46条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項または第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの

をいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
20. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲

げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標

利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額

に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するも

のとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は、平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

- 第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積ったうえ、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査費用等については、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

- 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

- 第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

- 第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に

払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第46条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年3月31日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治
-----	---

受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均
-----	---

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
『国内株式インデックス・マザーファンド（B号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

- 第2条 委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。
1. 取引所に上場されている有価証券
 2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
 3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円もしくは5,000億円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

- 第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

- 第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時の変化する受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託金の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人が発行する債券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式の範囲】

- 第15条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第21条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【資金の借入れ】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

- 第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第36条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日平成15年2月17日

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

親投資信託
国内債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『国内債券パッシブ・マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金30億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを

以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第17条 〔削除〕

【信用取引の指図】

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第19条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第20条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第21条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第24条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第25条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年6月10日から平成18年5月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書の交付】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年6月10日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
受託者	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国株式インデックス・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9

項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

5. コマーシャル・ペーパー

6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)

12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

15. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式等の範囲】

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

ン取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図、目的、範囲】

- 第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲】

- 第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図および範囲】

第21条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第25条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第37条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

親投資信託
外国債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- ③ ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- ④ 保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国債券パッシブ・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金37億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については37億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（わが国および外国の国債証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

- 第20条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第21条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第22条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の

貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第27条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は平成15年12月18日とし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第43条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第44条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第50条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書の交付】

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年12月18日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
受託者	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

親投資信託
マネーインカム・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、約款第22条の範囲内で行います。

親投資信託
『マネーインカム・マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項および第2項、第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金2017万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券（第11条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第7条、第40条、第43条第1項および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2017万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申出】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができる

ものとしします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様としします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとしします。
 - ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第18条 〔削除〕

【信用取引の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

【先物取引等の指図】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとしします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第26条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書の交付】

- 第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

- 第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年3月31日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治
-----	---

受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均
-----	---